

日本にも存在する児童労働

～その形態と事例～



2019 年 12 月
特定非営利活動法人 A C E

はじめに

児童労働がグローバルな問題として大きな注目を集めたのは、1999年に「最悪の形態の児童労働に関する条約」が制定された頃だった。2000年には2億2,450万人であった世界の児童労働者数は着実に減少してきたが、その減少率は低下している。2015年に開発途上国も先進国をも対象とする新たな世界目標として合意された持続可能な開発目標には、「2025年までにあらゆる形態の児童労働を撤廃する」ことがターゲットとして掲げられている。現在1億5,200万人と推計されている児童労働のうち先進国に200万人が存在するとされており、日本も早急に児童労働に取り組まなければならない。

NPO法人ACEは、開発途上国において児童労働を無くすためのプロジェクトを実施してきたが、児童労働の主要な要因である貧困が日本でも深刻な社会問題となっているなか、日本の児童労働についても取り組みを開始しなければならないと考えた。しかし、一般に日本に児童労働が存在するという認識は低く、また認識されていたとしてもさまざまな課題のなかで優先度は低い。児童労働に関する公的データは公表されておらず、どのような児童労働があり、何人位いるのかということさえ明らかにされていない。

そこで、日本から児童労働を無くすための第一歩として、児童労働の状況について調査を開始した。児童労働に関する国際条約で定められている就労最低年齢違反や危険有害な労働が日本にもあるうえ、長時間労働や深夜労働など労働基準法関係法令の違反も毎年報告されている。危険有害な労働のなかには、現行の法律だけでは取り締まりが難しい場合もあり、対応は十分ではない。

特に、子どもへの経済的、性的搾取に対しては、即刻対応しなければならない深刻な状況である。児童買春、児童ポルノ、JKビジネス、援助交際など、子どもが性的対象や売買の対象として扱われている商業的性搾取が横行しており、特殊詐欺などの犯罪に子どもを使用する案件が増加している。

現在日本では、学校へ通いながら仕事をしている子どもを含め高校就学年齢の子ども約23万人が働いている。なかには、シフトの強要、賃金の未払いなど、いわゆるブラックバイトを強いられている子どもが多くいる。さらに、居所不明、無国籍、外国籍、高校中途退学などによって就学していない子どもや、不登校や非行傾向など学校との関係が希薄な子どもなど、児童労働のリスクに配慮すべき子どもが存在すると考えられる。

子どもが主に過ごす場所である家庭、学校、地域、それぞれにおいて、さまざまな課題が明らかになっている。貧困は児童労働の主要な要因の一つであり、虐待による家庭の不和やいじめによる不登校で学校との関係が薄れてしまうと、子どもを見守る機能が失われてしまう。現在の社会において子どもが直面している課題は児童労働につながる可能性があり、事態がより深刻になる前に児童労働の予防と撤廃に取り組まなければならない。

本調査の結果、児童労働の撤廃と予防のために、児童労働に対する意識啓発、児童労働の実態調査、法整備、法令違反への厳罰化、児童労働の被害者の保護とケアなどを実施する必要がある、特に危険有害労働に従事している子ども、および通学しながら働いている子どもを含め中学校卒業後に働いている子どものブラックバイトへの対策を強化する必要があると考えられる。

末筆ながら、ヒアリング調査にご協力くださった方々や問い合わせに対応してくださった方々に、心から感謝申し上げます。

目 次

1. 調査の背景	1
2. 調査の目的	3
3. 調査の方法	3
4. 児童労働の定義	4
5. 児童労働の形態と規模	7
6. 危険有害な労働	11
A-1 人身取引	11
A-2 児童ポルノ	12
A-3 ブルセラ	14
A-4 出会い系ビジネスと援助交際	15
A-5 JK ビジネス	19
A-6 不正な活動	24
A-7 建設業	26
A-8 接客娯楽業	26
★商業的性搾取	27
7. 就労最低年齢違反の労働	30
B 15 歳未満の子どもの労働	30
C 13 歳未満の子どもの労働	30
8. 子どもの就労	31
(1) 就労可能な年齢の子どもの就労	31
D-1 中学校卒業後の就労者	32
D-2 高校生のアルバイト	33
(2) 就労最低年齢未満の子どもの就労	34
E 中学生に認められている軽易な労働	34
F 小学生以下の子どもによる労働	35
H 個人事業主	36
(3) G 家事・家業の手伝いなど	37
(4) 小中学生向けの仕事に関するサイト	38
9. 児童労働のリスクに配慮が必要な子どもたち	40
(1) 子どもの就学状況	40
(2) 就学・就労状況が把握されていない可能性がある子どもたち	42
R-1 居所不明の子ども	42
R-2 無国籍の子ども	44
R-3 外国籍の子ども	45
R-4 就学免除・就学猶予の子ども	47
R-5 高校中途退学者	48

(3) 在学しているが就労状況が把握されていない可能性がある子どもたち	52
R-6 長期欠席・不登校の子ども	52
R-7 非行傾向の子ども	55
R-8 中学校夜間学級の生徒	57
R-9 定時制・通信制高校の生徒	59
(4) 特別な配慮が必要な子どもたち	60
R-10 児童養護施設の子ども	60
R-11 自立援助ホームの子ども	61
R-12 障がいをもつ子ども	63
10. 児童労働につながる要因	65
11. 日本における児童労働問題への取り組みに関する提言	68
12. おわりに	70
参考文献	71

図 表 目 次

図 1 年齢・形態別の子どもによる労働の区分	4
図 2 子どもを性的に搾取するビジネスと取り締まり	24
図 3 子どもが直面している課題＝児童労働につながる要因	66
表 1 年少者に関する労働基準法関係法令の違反および送検状況	7
表 2 児童労働に関連する法令違反	8
表 3 日本における形態別労働に従事する子ども・事業場の数（推測値を含む）	9
表 4 児童労働のリスクに配慮が必要な子ども数（推測値を含む）	10
表 5 人身取引事犯の検挙状況	12
表 6 児童ポルノ事件の検挙件数および被害児童数	13
表 7 出会い系サイトとコミュニティサイトに起因する事犯の被害児童数	17
表 8 テレフォンクラブ、出会い系サイト、援助交際を経験した子どもの割合	19
表 9 業態・営業形態別 JK ビジネス店舗数	20
表 10 少年非行の状況（20 歳未満の人数）	25
表 11 高校就学年齢の子どもの労働力状態	31
表 12 15 歳から 19 歳の産業別就業者数	32
表 13 中学校卒業後の進路状況	32
表 14 新聞販売所で働く子どもの数	35
表 15 在学者数と未就学者数（0～17 歳）	41
表 16 学校別児童・生徒数	41
表 17 就学前の子どもの教育機関、保育施設などでの在籍状況	42
表 18 国籍・年齢別 在留外国人の子ども数	45
表 19 就学免除・就学猶予者数	48
表 20 高校の中途退学者数	48
表 21 高校中途退学の原因	49
表 22 高校を辞めた時点での将来の見通しと現在の状況	50
表 23 理由別長期欠席者数	52
表 24 不登校の状態が前年度から継続している児童生徒数の割合	53
表 25 不登校の要因	54
表 26 不良行為少年の補導人員（20 歳未満の人数）	56

1. 調査の背景

■ACEは児童労働問題に取り組んでいる

特定非営利活動法人ACE（エース）は1997年に設立したCSO（市民社会組織）で、子ども・若者が自らの意志で人生と社会を築くことができる世界をつくために、子ども・若者の権利を奪う社会課題を解決する活動を行っている。現在は特に、国連持続可能な開発目標（SDGs）で掲げられている「2025年までにあらゆる形態の児童労働を無くす」ことを目標に活動している。

政府、企業、市民、コミュニティとの対話や連携を軸にインドのコットン産業とガーナのカカオ産業において子どもを危険な労働から守り教育を受けられるようにするプロジェクトを実施しており、これまでの活動で、インドとガーナで1万3,000人以上の子どもたちの就学を支援してきた。また、国内外において政策提言など、アドボカシー活動も行っている。

■児童労働撤廃は世界目標である

児童労働とは、15歳未満の子どもによる労働および18歳未満の子どもによる危険有害な労働で、国際条約や各国の法律で禁止されている。国連が2015年に採択し、2030年までの達成に向けて世界が取り組んでいる「持続可能な開発目標」（SDGs: Sustainable Development Goals）に掲げられている17の目標と169のターゲットにも、児童労働の撤廃が含まれている。目標8「ディーセントワークと経済成長」のターゲット8.7において、「強制労働、現代の奴隷、人身取引、あらゆる形態の児童労働の撤廃」が設定されており、児童労働については、他のターゲットより5年早く2025年までの達成が目標となっている。

しかし、国際労働機関（ILO, 2017）によると、現在世界の子どもの10人に1人に当たる1億5,200万人が児童労働に従事しており、そのうち7,300万人が危険有害な労働に従事している（ILO, 2017）。さらに、高所得国^①の児童労働者数が約200万人であると、初めて発表された。2025年までに児童労働を撤廃するためには、開発途上国だけでなく先進国、つまり日本も取り組まなければならない。

■企業は児童労働を含む人権問題に関する社会的責任が求められている

「ビジネスと人権に関する指導原則」が2011年に国連によって承認された。各国に国別行動計画の策定を求めており、日本政府も作成に向けて準備を進めている。人権侵害には、長時間労働、強制労働、児童労働、消費者の権利の侵害などが含まれており、先進国では企業に対して人権尊重、人権デューデリジェンスの実施を盛り込んだ法律を制定した国が次々と現れている。多国籍企業はサプライチェーンから児童労働を無くす取り組みをすでに開始しており、海外企業のサプライヤーである日本企業は、規模や業種にかかわらず、今後ますます子どもの雇用や労働環境に責任ある行動をとるように求められている。その責任は、子どもを直接雇用していなくても、下請け・孫請け企業にも及ぶことから、日本でもサプライチェーンにおける児童労働の存在を確認することが必要となっている。

^① 1人当たりの国民総生産（GNP）がUS\$ 12,736（約140万円）以上の78か国

■日本において児童労働は隠れた問題である

児童労働は貧しい国の問題と考えられがちで、児童労働が日本にも存在しているという認識は低い。この状況は、長年隠れた問題だった子どもの貧困が深刻な課題と認識されるに至った経緯を思い起こさせる。

政府は貧困に関し 1953 年から 1965 年まで低消費水準世帯数の推計を発表していたが、貧困は解消されたという認識から、その後公的な貧困推計を公表していなかった。2000 年代後半に子育て世代の生活困難が指摘されるなか、厚生労働省（2009）は 2009 年に子どもの相対的貧困率を 14.2%と発表した。隠れていた社会問題が可視化されることになり、大きな反響を呼んだ。この結果を受け、政府は子どもの貧困対策の推進に関する法律を 2013 年に制定し、対策を開始した。

日本における児童労働と言えば、第二次世界大戦後に靴磨きや物売りをしていた子ども、高度経済成長期以前に新聞配達をしていた子どもなどをイメージするかもしれない。そのような子どもは、義務教育が普及し、99%の子どもが高校などに進学している現状では（文部科学省 2016a）、ほとんど目にすることはない。しかし、子どもの貧困が見えにくいように、児童労働も顕在化していないだけなのである。事態がより深刻になる前に、対策を始めなければならない。

■子どもの貧困は児童労働の供給要因となりうる

貧困は児童労働の重要な要因の一つである。7 人に 1 人の子どもが貧困状態にある今、学費や生活費のために働く必要がある、また働きたいと思っている子どもが増えていると推察される。さらに、持ち物、服装、娯楽などにおいて子どものニーズは多様化しており、生活の質を確保することも働く要因となりうる。

社会経験が少なく、労働基準に関する知識が少ない子どもに対して、経済的な搾取のみならず、性的搾取にさらすような危険有害業務を強いる使用者がいる。子どもが働く、または働かなければならない経済的・社会的な供給要因が増している一方で、少子高齢化による人手不足や子どもを性的搾取するビジネスの横行などによって子どもの労働力や危険有害な労働への需要も増加すると考えられる。

持続可能な開発目標に掲げられている「2025 年までの児童労働撤廃」を達成するために、ACE はこれまで開発途上国で児童労働問題に取り組んできた経験を生かして、日本においても児童労働を無くすことに貢献したいと考えている。そのための第一歩として、児童労働の状況について調査を開始した。本報告書では、日本にどのような形態の児童労働があり、できる限りその概数を推計し、事例を紹介している。本報告書が日本にも存在する児童労働について認知を高め、児童労働を無くすためのアクションを起こすきっかけとなることを期待している。

持続可能な開発目標（SDGs）

目標 8 ディーセントワークと経済成長

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセントワーク）を促進する

ターゲット 7

強制労働の廃絶、現代の奴隷制および人身取引の廃止、子ども兵士の募集と使用を含む最悪の形態の児童労働を禁止及び撤廃するために、緊急かつ効果的な措置を実施する。そして、2025 年までにあらゆる形態の児童労働を無くす。

2. 調査の目的

日本における児童労働の形態、規模、事例、要因などを示すことによって、児童労働問題への意識啓発を行うとともに、調査結果を問題解決に向けたACEによる活動実施に活用する。

3. 調査の方法

日本における児童労働の状況および子どもの貧困との関連を把握するために、次のような方法で情報を収集した。

- 児童労働者数を推計するために、関連する公的統計データ、および研究機関や民間組織などによる調査データの収集
- 児童労働の事例を示すために、政府機関、教育機関、子どもを支援している民間組織や個人などへヒアリングの実施
- 児童労働の背景や要因などを探るために、子どもを支援している民間組織や社会的養護施設などへヒアリングの実施
- 子どもの貧困の現状や要因について知るために、文献や資料の調査、および関連するセミナーなどへの参加

4. 児童労働の定義

国連は世界の平和と安全の維持および人権と基本的自由の尊重の促進のために、国家間の合意に基づいて条約などを制定し、国際規律を形成している。国連条約には法的拘束力があり、各国は条約を批准するにあたって国内法の整備などを行う。以下に日本が批准している子どもの権利や児童労働に関する国連条約と関連する国内法から、日本における児童労働の定義を提示する。

■子どもとは

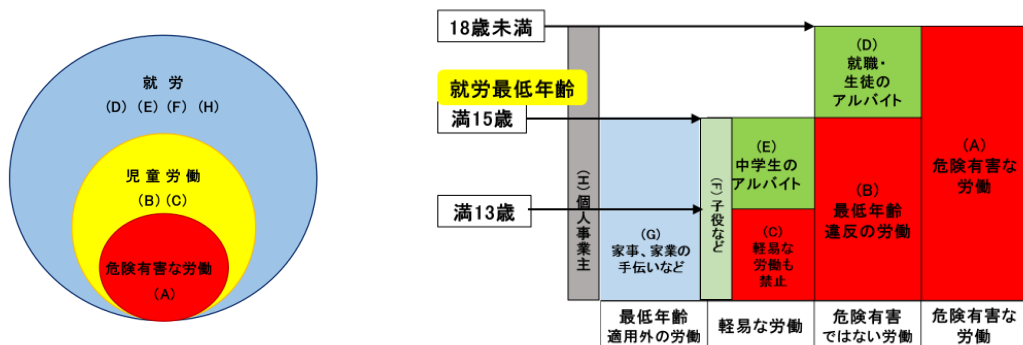
子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた「子どもの権利条約」において、子どもは0歳から18歳未満と定義され、生存、発達、保護、参加の権利について包括的に規定されている。子どもには教育を受ける権利があり、経済的搾取から保護される権利が明記されている。なお、本報告書においても、子どもとは18歳未満を指す。

■児童労働とは

子どもによる労働は、合法である就労、児童労働、危険有害な労働という3つの形態に分けられる。国際労働機関（ILO: International Labour Organization）によって、「最低年齢条約」（第138号）と「最悪の形態の児童労働に関する条約」（第182号）が定められており、日本はこれらの国際条約に準拠して、「労働基準法」において年少者（子ども）に関する規定を設けている。

労働基準法に基づいて年齢別に区分された子どもの労働形態を図1に示した。

図1 年齢・形態別の子どもによる労働の区分



出典：ILO（2004）を基に作成

危険有害な労働

(A) 18歳未満の子どもには、安全、健康、道徳を害するおそれのある労働は禁止

児童労働

(B) 満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの労働は原則として禁止

(C) 満13歳に満たない子どもには、軽易な労働を含むすべての労働が原則として禁止

就労

(D) 中学校卒業後の就労と高校などに通いながら就労

(E) 就労最低年齢（15歳）未満であるが、行政官庁の許可を得たうえで就学時間外に行

う軽易な労働

(F) 就労最低年齢（15 歳）未満（軽易な労働も認められていない 13 歳未満を含む）であるが、行政官庁の許可を得た映画の製作や演劇の事業などの労働

(H) 個人事業主としての就労

手伝い

(G) 家事手伝い、店舗経営など家業の手伝いなど、社会経験や技術習得によって子どもの発達に有益だと考えられる労働

子どもの権利条約（1989 年） <日本は 1994 年に批准>

第 1 条 子どもの定義

この条約の適用上、児童とは、18 歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

第 28 条 教育を受ける権利

1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

- (a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
- (b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。
- (c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。
- (d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。
- (e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。

第 32 条 経済的搾取からの保護

1 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める。

就業が認められるための最低年齢に関する条約（第 138 号）（1973 年）

<日本は 2000 年に批准>

第 2 条 就労最低年齢の明示

3 ……最低年齢は、義務教育が終了する年齢を下回ってはならず、また、いかなる場合にも 15 歳を下回ってはならない。

最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約（第 182 号）（1999 年）

<日本は 2001 年に批准>

第 1 条 一般的義務

この条約を批准する加盟国は、緊急に処理を要する事項として、最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃を確保するため即時のかつ効果的な措置をとる。

第 2 条 児童の定義

この条約の運用上、「児童」とは、18 歳未満のすべての者をいう。

第 3 条 最悪の形態の児童労働の内容

この条約の運営上、「最悪の形態の児童労働」は、次のものから成る。

- (a) 児童の売買及び取引、負債による奴隷及び農奴、強制労働（武力紛争において使用するための児童の強制的な徴集を含む）等のあらゆる形態の奴隷制度又はこれに類する慣行
- (b) 売春、ポルノの製造又はわいせつな演技のために児童を使用し、あっせんし、又は提供すること
- (c) 不正な活動、特に関連する国際条約に定義された薬物の生産及び取引のために児童を使用し、あっせんし、又は提供すること
- (d) 児童の健康、安全若しくは道徳を害するおそれのある性質を有する業務又はそのようなおそれのある状況下で行われる業務

労働基準法（1947 年）

労働基準法は、労働者の権利を守るために、賃金、休日、安全、衛生など労働条件の基準が定められており、第 6 章は年少者（18 歳未満）の使用について規定されている。

第 6 章 年少者

第 56 条 最低年齢	第 57 条 年少者の証明書
第 58 条 未成年者の労働契約	第 59 条 未成年者の賃金請求権
第 60 条 労働時間及び休日	第 61 条 深夜業
第 62 条 危険有害業務の就業制限	第 63 条 坑内労働の禁止
第 64 条 帰郷旅費	

児童労働禁止と教育への権利に関するその他の法律など

労働基準法の他にも、「児童福祉法」では子どもの福祉の保障の観点から子どもにさせてはならない行為が定められている。「学校教育法」と「児童憲章」においても、子どもの教育を妨げるような労働の禁止が明記されており、「日本国憲法」をはじめとし「教育基本法」や「学校教育法」では、子どもが教育を受ける権利および保護者が子どもを義務教育である小中学校に就学させる義務などが定められている。

児童福祉法（1947 年）では、

第 1 章の総則において、子どもの権利条約に基づき、すべての子どもが適切に養育され、生活が保障され、愛され、保護され、心身の健やかな成長、発達、自立が図られるなどの権利が保障されている。

第 2 章の福祉の保障 第 8 節 雑則 第 34 条において、道路での物品販売、酒席での接待業務、心身に有害な影響を与える行為をさせる目的で子どもを支配下に置く行為など、子どもにさせてはいけない行為が明記されている。

5. 児童労働の形態と規模

日本では、開発途上国のように政府が児童労働について調査し、公表するようなことは行われていない。そのため、前章で示した児童労働の形態ごとに公的および民間のデータから児童労働に相当する数、そして児童労働のリスクに配慮が必要な子どもたちの数を提示しようと試みた。

■子どもに関する労働基準法関係法令違反……297 件

労働基準監督署が全国に設置されており、工場や事務所などの事業場を訪れて年間約 17 万件の監督指導を行っている。2015 年の年少者（子ども）に関する労働基準関係法令違反は、297 件と報告されているが、違反の対象となった子どもの数は公表されていない（厚生労働省 2015）。

年少者に関する違反状況には、次のような特徴が見られる。

- 司法処分として検察庁に送検された件数は、年間一桁に過ぎない⁽²⁾。
- 年少者に関する違反事業場数は増加傾向にあり、年間約 9 万件の全違反事業場に占める年少者に関する違反事業場数の割合は非常に低いが増加傾向にある。
- 労働時間と深夜業に関する違反が多く、どちらも小売業と飲食店で多く起こっている。
- 最低年齢違反は、小売業と映画・演劇業において多い。
- 就業制限、つまり危険有害な労働への従事に関しては、建設業における違反が全体の約 7 割を占めており、次いで製造業、商業、接客娯楽業などである。

表 1 年少者に関する労働基準法関係法令の違反および送検状況

	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
送検事件（件）	3	2	8	3	4
違反事業場数 （全違反事業場数に占める割合）	230 (0.26%)	222 (0.24%)	277 (0.29%)	291 (0.32%)	297 (0.32%)
労働時間（第 32 条）	70	67	87	100	111
休日（第 35 条）	2	6	6	11	7
最低年齢（第 56 条）	13	21	16	21	16
深夜業（第 61 条）	124	97	139	120	138
就業制限（第 62 条）	21	31	29	39	25

出典：厚生労働省（各年）『労働基準監督年報』を基に作成

⁽²⁾ 2015 年度に行った 16 万 9,236 件のうち定期監督（13 万 3,116 件）において、約 7 割の事業場で労働基準関係法令違反があった。しかし、送検にいたったのは 966 件である。非常に悪質で、立件可能な事案のみ送検するため件数が少ないと労働基準監督署から聞いた（2018 年 4 月ヒアリング）。

■児童労働に関連する他の法令違反による子どもの被害者……計 6,251 人

先述した国際条約に基づく児童労働の定義によると、児童労働の取り締まりには、労働基準法だけでは不十分で、児童福祉法、児童買春・児童ポルノ禁止法、風俗営業適正化法などが適用された事案も含まれる。2015 年には、児童労働に相当すると考えられる福祉犯の被害者数は 6,235 人、人身取引の被害者が 16 人、計 6,251 人となっている（警察庁 2016a, 2016b）。福祉犯全体の送致人員数と被害者数は、2011 年から年々減少しているが、児童買春・児童ポルノ禁止法違反と人身取引の被害者数は増加している。

表 2 児童労働に関連する法令違反

	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
福祉犯の送致人員	7,846	7,622	7,376	7,137	6,919
労働基準法	(55)	(105)	(101)	(104)	(91)
児童福祉法	(417)	(369)	(418)	(398)	(400)
児童買春・児童ポルノ禁止法	(1,678)	(1,847)	(1,893)	(1,967)	(2,113)
風俗営業適正化法	(588)	(525)	(510)	(482)	(416)
出会い系サイト規制法	(443)	(357)	(338)	(275)	(229)
売春防止法	(35)	(36)	(22)	(34)	(36)
青少年保護育成条例	(2,805)	(2,571)	(2,543)	(2,454)	(2,230)
福祉犯による被害者数	7,332	6,808	6,412	6,341	6,235
男子	(2,226)	(2,146)	(1,946)	(2,006)	(1,921)
女子	(5,106)	(4,662)	(4,466)	(4,335)	(4,314)
人身取引事犯被害者数	6	5	8	14	16

出典：警察庁（2016a）「児童虐待及び福祉犯の検挙状況（平成 27 年 1～12 月）」、警察庁（2016b）「平成 27 年中における人身取引事犯の検挙状況等について」を基に作成

注：（1）福祉犯とは、子どもの心身に有害な影響を与え、子どもの福祉を害する犯罪を指す。
（2）被害者は 20 歳未満の数である。

■児童労働者数の世界推計からの試算

国際労働機関（ILO, 2017）は、高所得国⁽³⁾における児童労働（5～17 歳）を次のように推計している。

- 児童労働者数：200 万人
- 児童労働者の割合：1.2%
- 危険有害労働に従事している子どもの割合：1.0%

平成 27 年度国勢調査（総務省 2015）によると、日本における 5～17 歳の子ども人口は 1,450 万 6,387 人であることから、上記 ILO の割合を用いて試算すると、次のようになる。

- 日本における児童労働者数：約 17 万 4,000 人
- そのうち危険有害労働に従事している子どもの数：約 14 万 5,000 人

しかし、高所得国には 1 人当たりの国民総生産が日本より低い国が多く含まれており、高所得国における児童労働者数 200 万人の約 1 割を日本が占めているとは考えにくい。また、高校就学年齢の就労者数が約 23 万人であることから（総務省 2015）（表 11 を参照）、試算した児童労働の数は過大推計と考えられる。

⁽³⁾ 脚注(1)を参照のこと

■子どもによる労働の形態別人数

児童労働に関して規定された国際条約と国内法に基づいて、年齢・形態別の子どもによる労働を(A)から(H)に区分し、第4章において図1に示した。各カテゴリーをさらに細分化して、危険有害な労働と児童労働に相当すると思われる子どもの数、および就労している子どもの数をさまざまな公的および民間のデータから収集して表3にまとめた。各項目については、続く第6～8章で報告している。

しかしながら、データ自体がなかったり、データによって項目、対象年齢、単位などが異なっていることから、単純に累計して児童労働者数を求めることは難しい。また、労働基準法関係法令違反件数、および福祉犯と人身取引事犯の被害者数などは、検挙されなかったケースも多くあると考えられ、実際の数はいくつと推察される。

すなわち、それぞれの形態の児童労働者数の概数は把握できるものの、総数を明らかにすることはできなかった。

表3 日本における形態別労働に従事する子ども・事業場の数（推測値を含む）

危険有害な労働			
(A) ①人身取引、債務労働、強制労働など	A-1	人身取引	被害者数（20 歳未満） 16 人
(A) ②児童買春、児童ポルノ	A-2	児童ポルノ	被害者数（20 歳未満） 905 人
	A-3	ブルセラ	-----
	A-4	出会い系ビジネスと援助交際	出会い系サイトとコミュニティサイトに起因する事犯の被害者数 1,778 人
	A-5	JK ビジネス	JK ビジネス店（店舗数） 114
(A) ③犯罪など不正な活動	A-6	不正な活動	犯罪・触法・ぐ犯少年数（20 歳未満） 55,981 人
(A) ④子どもの安全、健康、道徳を害するおそれのある労働	A-7	建設業	労働基準法違反（事業場数） 18
	A-8	接客娯楽業	労働基準法違反（事業場数） 4
児童労働			
(B) 就労最低年齢（満 15 歳）未満の労働	子ども数		270 人
	労働基準法違反（事業場数）		16
(C) 満 13 歳未満の労働（軽易な労働も禁止）			-----
就労			
(D) 中学校卒業後の就労と高校などに通いながら就労	高校就学年齢で働いている子ども数		231,110 人
	D-1	中学校卒業後の就労者	3,440 人
	D-2	高校生のアルバイト	145,168 人
(E) 中学生に認められている軽易な労働	新聞販売書で働く子ども数		435 人
(F) 小学生以下の子どもによる労働	映画・演劇業	労働基準法違反（事業場数）	5
(H) 個人事業主としての就労			-----
手伝い			
(G) 家事・家業の手伝いなど			-----

出典： 第6～8章における各項目の説明の中に記載

■児童労働のリスクに配慮が必要な子どもたち

児童労働に従事している子どもの他に、就学や就労状況が把握されていない子どもたちや特別な配慮が必要な子どもたちのなかに児童労働のリスクがあると考えられる子どもが存在する。これらの子どもたちについても、形態ごとに[R-1]～[R-12]に分類して推測値を表4にまとめ、各項目については第9章で報告している。

表 4 児童労働のリスクに配慮が必要な子ども数（推測値を含む）

(1) 就学・就労状況が把握されていない可能性がある子どもたち			
	R-1	居所不明の子ども	居所不明の子ども数
			28 人
			行方不明者数（20 歳未満）
			17,971 人
	R-2	無国籍の子ども	112 人
	R-3	外国籍の子ども	316,291 人
	R-4	就学免除・就学猶予の子ども	3,735 人
	R-5	高校中途退学者	49,263 人
(2) 在学しているが就労状況が把握されていない可能性がある子どもたち			
	R-6	長期欠席・不登校の子ども	274,255 人
	R-7	非行傾向の子ども	不良行為で警察に補導された子ども数（20 歳未満）
			641,798 人
			学校で暴力行為を行った子ども数
			55,967 人
	R-8	中学校夜間学級の生徒	277 人
	R-9	定時制・通信制高校の生徒	211,089 人
(3) 特別な配慮が必要な子どもたち			
	R-10	児童養護施設の子ども（20 歳未満）	28,811 人
	R-11	自立援助ホームの子ども（13～17 歳）	559 人
	R-12	障がいをもつ子ども（18 歳以上を含む）	506,000 人

出典： 第 9 章における各項目の説明の中に記載

6. 危険有害な労働

「最悪の形態の児童労働条約」において、最悪の形態の児童労働、つまり危険有害な労働は、①人身取引、債務労働、強制労働など、②児童買春、児童ポルノ、③犯罪など不正な活動、④子どもの安全、健康、道徳を害するおそれのある労働という 4 つに分類されている。④については、各国で決定することになっており、日本では労働基準法第 62 条、63 条において子どもに対する就業制限、および年少者労働基準規則第 7 条、第 8 条、第 9 条で詳細な規定が設けられている。

本章では、国際条約に基づいて、形態別に日本に存在する子どもにとって危険有害な労働について説明する。

A-1 人身取引

■人身取引とは

人身取引とは搾取を目的として暴力、脅迫などによって人を支配下に置き、人を獲得、輸送、引き渡し、蔵匿または収受することで、性的搾取、強制労働、債務労働、臓器の摘出などが含まれる（「国際組織犯罪防止条約人身取引議定書」 2000年）。世界において、このような人身取引の被害者の約3割は子どもであると言われている（UNODC, 2014）。

米国国務省（U.S. Department of State, 2017）が毎年発行している「人身取引報告書」の 2017 年度版によると、日本は人身取引の目的地、経由地、供給地であるとされており、具体的には外国人技能実習制度を含む労働者への強制労働、偽装結婚による売春強要、援助交際、JK ビジネス、アダルトビデオへの強制的な出演、アジアにおける児童買春などが問題視されている。同報告書において、日本は最高評価の「Tier 1」ではなく、2006 年度版から 12 年連続で「Tier 2」と判定されている。「Tier 2」とは、アメリカが定める人身取引被害者保護法の最低基準を満たしていないが、順守に向けて多大な努力を行っている国を指す。

現行の日本の刑法では国際法で定義されているすべての人身取引が禁止されているわけではない。また、子どもの性的人身取引の被害者が被害者として保護されるのではなく非行として扱われる場合があり、子どもの被害者への保護対策が不十分であると指摘されている。政府は 2004 年に法務省など関係省庁が含まれる「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を設置し、「人身取引対策行動計画」を 5 年ごとに策定するなどして、国内外で取り組みを強化しているところである。また、「国際組織犯罪防止条約人身取引議定書」を 2017 年に批准した。

■人身取引による20歳未満の被害者……16人

人身取引事犯の検挙件数は 2005 年の 81 件をピークに 2010 年には 19 件にまで減少したが、その後増加傾向にある（警察庁 2017a）。2012 年から 2016 年の 5 年間においては、20 歳未満の被害者がタイ、フィリピン、日本国籍の人に集中しており、特に日本が急増している。国際的な対策については一定の効果が表れている一方で、国内での対策および子どもへの対策が不十分であることを示唆している。多く発生している事案は、日本人の場合は出会い系サイトなどを利用した強制売春、外国人の場合はホステスの仕事や性風俗店での強制売春と報告されている。

しかし、公表されているデータは検挙件数であり、実際に被害にあった子どもの数ははるかに多いと考えられる。人身取引被害者の支援を行っている NPO 法人ライトハウスによると、2016 年に受け付けた人身取引関連の相談は約 150 件（18 歳以上を含む）であった（2017 年 9 月ヒアリング）。ほとんどが、日本人である。

さらに、2015 年に人身取引事犯の検挙被疑者 42 人のうち起訴されたのは 26 人のみで、最も重い罪でも懲役 3 年（執行猶予 5 年）、罰金 180 万円である（人身取引対策推進会議 2016）。また、2016 年は、検挙被疑者 46 人中 43 人が起訴され、33 人は有罪が確定した。そのうち、実刑は 1 人にすぎず、その他は罰金のみあるいは執行猶予がついている（人身取引対策推進会議 2017）。

表 5 人身取引事犯の検挙状況

	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年
検挙件数（件）	44	25	32	44	44
検挙人数（人）	54	37	33	42	46
うち仲介業者	6	10	6	7	5
被害者数（人）	27（0）	17（0）	24（0）	49（3）	46（2）
うち 20 歳未満 （20 歳未満の割合）	6 (16.2%)	5 (15.2%)	8 (19.0%)	14 (30.4%)	16 (34.8%)
うち日本人 （日本人の割合）	11 (40.7%)	10 (58.8%)	12 (50.0%)	13 (26.5%)	25 (54.3%)

出典：警察庁（2017a）「平成 28 年における人身取引事犯の検挙状況等について」を基に作成

注：被害者数のカッコ内の数字は男子

◆少女に売春強要◆

SNS を利用するなどして知り合った家出中の日本人の少女など 6 人に売春に関する契約書を書かせたうえでマンションに居住させ、理由のない罰金を科しつつ、出会い系サイトなどで募った客に売春をさせ、その代金を搾取していた。

＜大阪府、2016 年＞（警察庁 2017a）

◆少女に強制労働◆

同棲している日本人の少女を被疑者が稼働する飲食店のホステスとして働かせ、その子どもが得た報酬を共有財産と称して搾取し、使い果たした。

＜兵庫県、2016 年＞（警察庁 2017a）

A-2 児童ポルノ

■児童ポルノとは

児童ポルノとは、子どもがあからさまに性的行為を行っている実際のあるいは疑似的なあらゆる表現、または性的目的を主とする子どもの性器などの表現である（「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」2000 年）。児童ポルノに子ども自らがかかわった場合だけでなく、他人から強制された場合も最悪の形態の児童労働とみなされる。

第 1 回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議が、1996 年にストックホルムで開催された際、日本人男性によるアジアでの児童買春ツアーや日本が児童ポルノの発信地となっていると指摘された。これがきっかけとなり、日本は 1999 年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」を制定した。同法第 2 条 3 項に基づいて、児童ポルノは次のように分類して呼ばれることがあり、これらの写真や動画、電磁的記録（磁気テープ・ディスクなどの記憶媒体）を指す。

- 1号ポルノ（1号違反）：子どもによる性行為と性交類似行為
- 2号ポルノ（2号違反）：子どもが自身や他人の性器を触る行為
- 3号ポルノ（3号違反）：子どもの性器、臀部、胸部などが露出または強調されているもの

「児童買春・児童ポルノ禁止法」は、2004年と2014年に改正され、法定刑の引き上げ、盗撮による児童ポルノ製造罪、単純所持罪（児童ポルノを所持しているだけで処罰の対象となる）など、対策が強化されている。しかし、インターネットの普及やスマートフォンの利用者の増加に伴い、新しい媒体を使った児童買春や児童ポルノなどへの対応も迫られている。

■児童ポルノ事件の被害者……905人

児童ポルノ事件の検挙件数、検挙人員、被害者数はいずれも増加傾向にあり、被害者のうちそれぞれ約4割が中学生と高校生で、1割強が小学生という割合で推移している（警察庁2016a）。しかし、子どもが低年齢であるほど、被害にあっているという認識がなかったり、子ども自身が被害を訴えることが難しかったりすることを考えると、実際の被害者数はさらに多いと考えられる。

児童ポルノに関するデータにおいては、被害者の性別や年齢など詳細な情報がある一方で、加害者に関する情報が少ない。しかし、児童ポルノ事件を防ぐためには、加害者についての情報の収集、分析も必要である。児童相談所における児童買春・児童ポルノ被害児童への対応状況に関する調査研究事業研究会（2016）の報告書は、児童ポルノの撮影者は、家族がもっとも多く28.7%を占め、続いて本人が24.1%、18歳未満の児童（交際相手、家族、買春者を除く）が16.7%、18歳以上の個人（交際相手、家族、買春者を除く）が13.9%など、貴重なデータを提供している。

表6 児童ポルノ事件の検挙件数および被害児童数

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
検挙件数	1,445	1,596	1,644	1,828	1,938
検挙人員	1,016	1,268	1,252	1,380	1,483
被害者数	600	531	646	746	905
未就学	20 (3.3%)	16 (3.0%)	12 (1.9%)	31 (4.2%)	31 (3.4%)
小学生	81 (13.5%)	57 (10.7%)	80 (12.4%)	107 (14.3%)	113 (12.5%)
中学生	233 (38.8%)	200 (37.7%)	272 (42.1%)	284 (38.1%)	359 (39.7%)
高校生	228 (38.0%)	233 (43.9%)	256 (39.6%)	296 (39.7%)	374 (41.3%)
その他の学生	3 (0.5%)	2 (0.4%)	1 (0.2%)	1 (0.1%)	0 (0%)
有職少年少女	6 (1.0%)	7 (1.3%)	9 (1.4%)	5 (0.7%)	11 (1.2%)
無職少年少女	29 (4.8%)	16 (3.0%)	16 (2.5%)	22 (2.9%)	17 (1.9%)

出典：警察庁（2016a）「児童虐待及び福祉犯の検挙状況（平成27年1～12月）」を基に作成

注：被害者は20歳未満の数

■自画撮り・盗撮

児童ポルノ事件のなかで最も多く発生しているのが「自画撮り」（36.6%）で、次に「盗撮」（32.4%）、である（警察庁2016d）。「自画撮り」とは、子どもがコミュニティサイトで知り合った面識のない者から、言葉巧みに誘われたり、脅されたりして裸の画像を撮っ

て送るように要求される被害で、増加中である。被害者は中学生が最も多く 52.7%、高校生が 39.2%であるが、小学生（5.8%）にも及んでいる。

■着エロ・イメージビデオ

着エロ・イメージビデオとは、小中学生がきわめて小さな水着や下着を着て、胸部、臀部、性器を強調したポーズをとって撮影された写真や DVD のことである。年齢が 18 歳未満であるという立証が難しく、また 3 号ポルノに該当するにもかかわらず、徹底した摘発が行われていない。

このように、法規制が及ばないところで児童ポルノが氾濫していると、東京都内の店舗とインターネットの販売サイトにおいて調査を実施した結果が報告されている（ヒューマンライツ・ナウ 2016）。同調査では、児童ポルノと思われる着エロ・イメージビデオの DVD が店頭で陳列・販売され、インターネットで配信されていることを確認したと報告しており、本調査においても、秋葉原駅近辺の店舗で確認した（2017 年 1 月）。

■ストリーミング

インターネット上の画像を受信しながら同時に再生することができるストリーミングという方法がある。すべてのデータを保存しなくても視聴が可能であるため、取り締まりの対象とならない。このため、ストリーミングは、単純所持罪に該当しないという説明で視聴が勧誘されているという。

◆ 自画撮り強要・児童ポルノ製造 ◆		
専門学校生の男性（25 歳）が、コミュニティサイトで知り合った女子中学生に、連絡先と顔写真をばらまくと脅して裸の画像を送信させた。 ＜香川県、2015 年＞ （警察庁 2016a）	会社員の男性（40 歳）が女子高校生を装い、無料通話アプリの ID を交換する掲示板で知り合った男子中学生に、裸の画像を送信させた。 ＜静岡県、2014 年＞ （警察庁 2016a）	男子中学生（14 歳）が、無料通話アプリで知り合った女の子（13 歳）に自分の裸の画像を撮影して送らせ、児童ポルノを製造した。 ＜長野県、2014 年＞ （警察庁 2016a）
◆強姦撮影・児童ポルノ製造◆ 男子大学生（19 歳）が、無料通話アプリで知り合った女子小学生に、トイレでわいせつな行為をし、その様子をスマートフォンで撮影して児童ポルノを製造した。 ＜京都府、2014 年＞ （警察庁 2016a）	◆盗撮・児童ポルノ製造◆ 無職の男性（41 歳）が、温泉施設の男性浴室などで腕時計型ビデオカメラを使って、女の子の裸を盗撮して児童ポルノを製造した。 ＜新潟県、2015 年＞ （警察庁 2016a）	◆着エロ・イメージビデオ娘に出演強要◆ 娘に透ける素材や極小の水着を着せ、8 歳から 13 歳までの間ビデオに出演させていたとして、父親やカメラマンなどが逮捕された。娘は「家の収入になるため我慢していた」と話していたという。 ＜兵庫県、2017 年＞（京都新聞；サンスポ 2017 年 7 月 28 日）

■児童ポルノへのさらなる対策への必要性

裸の画像がインターネット上で公開されると、簡単には削除できず、長期間にわたって被害を受けることになる。嫌と言えなかったり、撮影された画像が将来どのような影響をもたらすのか、子どもが理解していない状況で性的搾取が行われている。

- 児童ポルノや児童買春に関連する犯罪は再犯が多いことから、予防のために加害者についての情報の収集、分析、厳罰化、加害者への更生教育の実施が必要である。
- 東京都青少年の健全な育成に関する条例において、子どもを脅したりして裸などの画像

を送信するよう要求する行為を禁止する規定が設けられたように、性的搾取を行う側である経営者や利用者への対策が重要である。

- 現状は児童ポルノの被害者すべてにカウンセリングが提供されておらず、希望者や必要があれば児童相談所に連絡するという対応となっている。被害者すべてが適切な保護とケアを受けられるように、包括的な支援策が必要である。

A-3 ブルセラ

■ブルセラとは

ブルセラとは、ブルマーとセーラー服を結合した造語で、女子高校生の制服、体操服、ソックス、下着などを買い取り、男性客に店舗やインターネットを通じて販売するビジネスである。女子高校生を巻き込んだ商業的性搾取のはしりとも言え、1990年代に全国に広まった。当初、女子中高生の制服や下着などは、店舗が買い取って客に売買しており、少女と客が直接会うことはなかった。次第に、客の前で少女が下着を脱いで引き渡したり、その様子を客が撮影するようなことが行われた。

1993年に警視庁は、使用した下着を売りに来た女子高校生などを出演させて裏ビデオを制作販売していたブルセラショップの店長を、古物営業法（無許可営業）と児童福祉法（有害業務の募集）違反の容疑で逮捕した。また、東京都は青少年の健全な育成に関する条例を2004年に改正し、着用済みの下着などの買い受け、売却受託、売却あっせんを禁止し、続いて大阪府や愛知県なども青少年保護育成条例で規制した。これらの対策によってブルセラの店舗は減っていったが、インターネットでの販売は継続している。

A-4 出会い系ビジネスと援助交際

■電話を利用した出会い系ビジネス

電話を利用して男性と女性に出会いの場を提供するビジネスが開始されたのは、1980年代半ばであった。当時は、テレフォンクラブやツーショットダイヤルの電話番号が書かれた広告が、びっしりと貼られた電話ボックスが街で見かけられた。匿名でフリーダイヤルで電話し、客と話すことで収入が得られるという手軽さから、子どもも利用可能だった。しかし、わいせつな会話が行われたり、デートに誘われる危険性があった。デートクラブの経営者が売買春をあっせんしており、少女が性被害を受けている事例があるという報告もある（警察白書 1992）。

テレフォンクラブ（テレクラ）	ツーショットダイヤル	デートクラブ
男性はテレフォンクラブの店へ行き、時間ごとの料金を払い、個室の中で電話がかかってくるのを待つ。女性は、自宅、公衆電話、携帯電話から店に電話をかけて、男性と話をするという仕組みになっている。会話のなかで、男性は女性に交渉し、デートや性行為に発展させることが可能である。	ダイヤル Q2 という電話による有料の情報サービスにかかる料金を電話料金と一緒に回収するサービスを利用している。店舗に出向く必要がなく、男性は Q2 回線から電話をし、女性はフリーダイヤルでかけられ、会話ができる。	デートクラブに登録した会員の男性と女性に、食事などをするデートが設定される。売買春を目的として会員になる人が多く、デート中の性行為は本人同士の自由意思として売買春が行われていた。

対策として、東京都がデートクラブ営業等の規制に関する条例（1997 年）を制定、風俗営業適正化法改正（2002 年）に店舗型電話異性紹介営業の規制を追加、各県の青少年保護育成条例に青少年を対象とするテレホンクラブの禁止を追加、電気通信事業者による規制などが行われ、電話を利用して出会いを提供するビジネスは衰退していった。

■インターネットやスマートフォンを利用した出会い系ビジネス

1990 年代半ばごろからインターネットの普及に伴い、出会い系サイトという新しい出会いの機会を提供するビジネスが現れた。偽名でウェブサイトアクセスできることから、犯罪目的で使われることもあり、子どもが殺害されたり性被害にあう事件が発生した。2000 年代に入るとスマートフォンの利用者が拡大して、手軽にテレビ電話ができるようになり、テレビ電話を利用したライブチャットという出会い系サービスの利用者が増えている。

そのため、2003 年にインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法）が施行され、子どもを性行為目的で誘う書き込みなどが禁止された。2008 年には同法が一部改正され、出会い系サイトを運営する事業者の届け出、子どもによる利用禁止の明示、利用者が子どもでないことの確認などが義務づけられるなどの対策がとられた。

出会い系サイト	ライブチャット
異性との交際を希望する人の情報をインターネット上の掲示板に掲載するサービスを提供するウェブサイトである。情報は無料または有料で閲覧でき、電子メールなどで連絡を取り合い、交際へと発展させることができる。	パソコンに取り付けたカメラやスマートフォンを使用したテレビ電話で、映像を見ながら男女が会話できる場を提供する。チャットレディと呼ばれる女性が自宅などに待機し、出会いやコミュニケーションを求めて男性が好みの女性を選び会話する。なかには、女性が裸を見せるなどのサービスが行われている。

■飲食店での出会い系ビジネス

飲食店で男女の出会いの場を提供するビジネスとして、2000 年ごろに、出会い系喫茶が始まったと言われている。喫茶店ということで、従業員による接待はなく、風俗営業適正化法の対象外となっている。しかし、18 歳未満の子どもが出入りし、売買春が行われた事件が発生している。

2013 年ごろからは、相席屋という出会いのシステムが考え出された。なかには、法に触れる営業を行っている店舗があり、逮捕に至った事例が報道されている。

出会い系喫茶	相席屋
男女の出会いの場を提供する喫茶店である。女性は部屋で待機し、会員登録した男性客がマジックミラー越しに女性を見る。男性客は気に入った女性に店員を通して申し込み、店内で話をする。女性が提示する条件と折り合えば、外出が可能である。	居酒屋のように飲み物と食べ物を出す店において、男性は料金を支払うが、女性は無料で飲食ができ、男女が出会う。居場所がない若い女性が食と住を求めて利用する場ともなっている。
◆相席屋での裏オプショ◆	
新宿区歌舞伎町の「制服相席屋」の店長が風俗営業適正化法違反で逮捕された。当初は婚活を応援する目的で開業した「相席屋」を模倣した JK ビジネスで、男性会員が個室で制服を着た少女と会話や食事ができるとしていたが、裏オプションとして性的サービスが提供されていた。在籍していた 50～60 人のほとんどが 18 歳未満の少女だった。（産経ニュース 2016 年 6 月 20 日）	

■コミュニティサイトを利用した性的搾取

コミュニティサイトという共通の趣味や興味などをもつ人が参加して、会話や情報交換ができるインターネット上のサイトがあり、なかでもスマートフォンから容易に利用できる SNS（ソーシャル・ネットキング・サービス）には、多くの子どもが参加している。中高生のスマートフォン所有・利用率は、2010 年にはどちらも 5%未満であったが、2015 年には中学生で半数弱、高校生では 9 割以上にまで増えている（内閣府 2016a）。コミュニティサイトの中では、Facebook、Twitter、LINE など広く情報を発信し同時に複数の友人などと交流できるサイト、次に面識のない利用者がチャットで交流できるぎゃるる、ひま部、友達作り Talk、ひまちゃつとなどの利用者が、2014 年頃から急増している。

面識のない個人同士が連絡を取り合うことが、容易にできるようになったため、保護者にはフィルタリングという有害サイトへのアクセスを制限する機能の設定が推奨されている。しかし、コミュニティサイトを利用して犯罪に巻き込まれた子どもの数が増加しており、被害を受けた子どもの約 9 割がスマートフォンを使ってサイトへアクセスしている（警察庁 2017c）。

■出会い系サイトとコミュニティサイトに起因する事犯の被害者数……1,778 人

出会い系サイトに起因する事犯の被害者数は減少している一方で、コミュニティによる被害者数は増加している（警察庁 2017c）。後者の被害者は、児童買春が 24.5%、児童ポルノが 32.4%、青少年保護育成条例違反が 18.1%となっている。

被害者には 11 歳以下の子どもも含まれ、14 歳と 15 歳がそれぞれ 20%弱、16 歳と 17 歳がそれぞれ約 25%となっている。子どもの間でのスマートフォンの普及とともに、被害者の増加と低年齢化が起こっている。

表 7 出会い系サイトとコミュニティサイトに起因する事犯の被害児童数

	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年
出会い系サイト	218	159	152	93	42
コミュニティサイト	1,076	1,293	1,421	1,652	1,736

出典：警察庁（2017c）「平成 28 年におけるコミュニティサイト等に起因する事犯の現状と対策について」を基に作成

被害者である子どもが被疑者と会った理由では、「金品」と「性的関係」が目的という援助交際に関連した理由が約半数を占めている（警察庁 2017c）。次に、「交遊」「優しかった、相談にのってくれた」がそれぞれ 2 割弱となっている。他にも、「暇つぶし」（5.8%）や「寂しかった」（1.7%）と答えた子どもがいる。居場所や話し相手を求めてコミュニティサイトを利用したために、被害にあっている子どもについては防げる可能性があったと考えられ、この現状を看過することはできない。さらに、少数ではあるが、「しつこく誘われた」「脅された」（計 5.6%）と意に反して会った子どもがいる。

◆コミュニティサイトを利用した強姦◆

市議会議員の男性（46 歳）は、コミュニティサイトで知り合った女子小学生に、携帯型音楽プレーヤーを提供すると約束して誘い出し、ホテルでわいせつな行為をした。強姦および児童買春・児童ポルノ禁止法違反（児童買春）で検挙された。＜茨城県、2015 年＞（警察庁 2017b）

■サイバー補導

インターネットの利用に起因する犯罪から子どもを守るために、警察はサイバー補導を2013年4月に試験的に導入し、10月から本格的に開始した。インターネット上で援助交際や下着の販売をもちかける書き込みをチェック、つまりサイバーパトロールを行う。客になりすまして書き込みをした子どもとメールなどで交信し、最終的には、子どもと直接接触して注意、指導する。このようにして補導された子どもは、2013年に158人、2014年に439人であり、そのうち女子が95.8%を占め、最年少は13歳である（警察庁2015）。

インターネット上に不適切な書き込みをしたとしてサイバー補導された子どもが書いた内容は、援助交際が約3分の2、下着販売が約3分の1、その両方が1.3%となっている。補導された子どもの約半数は過去に児童買春などの福祉犯の被害にあっていることも分かった。

しかし、2013～14年の間警察からメールを送信したが現場で接触できなかったのは、1万1,995件にもものぼると報告されていて、サイバー補導は容易でないことが分かる。一方で、買春側に対しては、インターネット上で同様の取り締まりは行われていない。

■援助交際

援助交際という言葉が誕生したのは1990年代半ばと言われており、主に成人男性が子どもの性を目的に金銭などを支払って行う交際を表す。「援助」の形態には、食事、衣服、住居の提供から性的関係も含まれるが、多くの場合が児童買春であると言っても過言ではない。

2015年に児童売買・児童買春・児童ポルノ国連特別報告者が来日した際に、「日本の女子学生の13%が援助交際を経験している」と発言した。政府は根拠のない数字だと発言の撤回を求め、国連特別報告者は公的データがなく、概算値を述べたことは誤解を招いたと返答した。しかし、援助交際という問題があるにもかかわらず、その実態がほとんど把握されていないこと自体が問題だと思われる。

援助交際にかかわっている少女の割合を過去の調査から探したところ、多くは電話やインターネットによる出会い系ビジネスが盛んだった1990年代後半から2000年代に実施されたものだった。当時は、女子中高生の3割前後がテレフォンクラブを利用した経験があり、援助交際を経験した生徒の割合も4%前後である（表8の(1)(2)(3)を参照）。そのうえ、援助交際の「予備群」が25～30%いるという指摘もある（深谷ほか1998）。

2000年代には、テレフォンクラブに代わって出会い系サイトの利用へと移行したが、2003年の出会い系サイト規制法などによる効果のためか、2000年代後半には出会い系サイトを利用した生徒や援助交際を経験した生徒の割合は低くなっている（表8の(4)(5)(6)を参照）。

一方、男性による買春の経験に関する調査は非常に少ない。1999年に実施された2つの調査では、過去1年間に買春経験があると答えた男性は約1割と報告されており、過去4～5年について聞いた調査では14.6%であった（宇井ほか2008）。ただし、生涯における買春経験率はこの数字より高い可能性があるという分析している。

表8 テレフォンクラブ、出会い系サイト、援助交際を経験した子どもの割合

	中学生 男子	中学生 女子	高校生 男子	高校生 女子	対象	出典
テレフォン クラブ	7.6%	27.0%			全国の中学2、3年生	(1)
			10.2%	34.6%	東京都と埼玉県の高校生	(2)
			5.2%	22.3%	東京都の高校生	(3)
			2.0%	8.3%	兵庫県の高校2年生	(4)
出会い系 サイト			18.7%	26.4%	兵庫県の高校2年生	(4)
		7.1%		8.7%	10都道府県の中学2年生と高校2年生の女子	(5)
	2.2%	2.9%	5.3%	4.3%	北海道の中学生と高校生	(6)
援助交際		3.8%		4.0%	全国の中学2、3年生	(1)
			2.3%	4.4%	東京都と埼玉県の高校生	(2)
			2.0%	3.9%	東京都の高校生	(3)
			0.7%	1.9%	兵庫県の高校2年生	(4)
	1.4%	0.9%	1.0%	0.9%	北海道の中学生と高校生	(6)

出典：(1)日本PTA全国協議会(1994)、(2)深谷ほか(1998)、(3)東京都幼稚園・小・中・高心
障性教育研究会(1999)、(4)兵庫県・兵庫県ヒューマンケア研究機構 家庭問題研究所
(2002)、(5)社会安全研究財団(2007)、(6)北海道学校保健審議会(2008)を基に作成

A-5 JK ビジネス

■JK ビジネスとは

JK ビジネスとは女子高校生をブランド化したビジネスの総称で、2000 年半ばからさまざまな形態の JK ビジネスが次々と生み出されており、児童ポルノや児童買春の温床となっていると言われている。

■JK ビジネスの店舗……114 店舗

JK ビジネス店の所在地は東京が約 70%、次に大阪が 25%を占め、業態別ではリフレなど接触型が最も多い(いわゆる JK ビジネスにおける犯罪防止対策の在り方に関する有識者懇談会 2016)。東京都では、JK ビジネスの店舗数が 2014 年の 136 から 2016 年には 174 に増加し、カフェ、リフレ、リフレと散歩の複合営業の店舗が多い(警察庁 2017d)。

■飲食遊興型からガールズ居酒屋、ガールズバーへ

メイド喫茶が秋葉原で 2001 年に開店し、各地に広まっていった。ファミリーレストランなどの飲食店でアルバイトをしている高校生は多く、労働基準法の範囲内で女子高校生がメイド喫茶・カフェで食事や飲み物を提供すること自体は違法とはみなされない。しかしその後、女子高校生を店員として雇い、違法性のあるサービスを提供することを売りにする JK 喫茶・カフェ、さらに酒席での接待が行われる JK 居酒屋、JK ガールズバーへと展開していった。

表 9 業態・営業形態別 JK ビジネス店舗数

(1) 全国		(2) 東京都			
業態	2017 年 6 月	営業形態	2014 年 6 月	2015 年 6 月	2016 年 1 月
飲食遊興型	10	カフェ	70	64	92
ガールズ居酒屋	3				
ガールズバー	5				
鑑賞型	11	見学	4	6	0
		撮影	5	6	5
		作業所	-----	0	0
接触型	81	リフレ	31	39	39
同伴型	2	散歩	10	5	7
(接触・同伴複合型)	(50)	リフレ・散歩	8	9	28
接待型	2	コミュ	8	3	3
合計	114	合計	136	132	174

出典：(1) 警察庁 (2017d)「いわゆる『JK ビジネス』の営業実態等の調査結果について」、
(2) いわゆる JK ビジネスにおける犯罪防止対策の在り方に関する有識者懇談会 (2016)
を基に作成

注： 全国には無店舗型営業の店舗数は含まれていない。

JK 喫茶・カフェ

メイド服を着用したウェイトレスが、家事使用人のように振る舞って、客を主人として待遇するメイド喫茶から発祥した。

◆水着で接客◆

秋葉原の JK カフェで、経営者は女子高校生を脅して、ビキニなどの水着を着用させて接客をさせ、逃げ出さないように監視していたとして、児童福祉法違反（有害目的支配）容疑で逮捕された。（朝日 DIGITAL 2017 年 5 月 9 日）

JK 居酒屋・JK ガールズバー

バーテンダーなどの接客を女性が行うバーや居酒屋である。風俗営業許可店である高級クラブやキャバクラとは異なり、接待行為は認められていない。しかし、客とカラオケでデュエットするなど法令上グレーな店舗もある。

◆高校生@ガールズバー◆

店舗名は「女子高校生カフェ●●」となっているが、実態はガールズバーで 15～17 歳の少女 14 人、うち高校生 13 人を特定の男性客につかせ、酒を提供させるなどの接待をさせていたとして、風俗営業適正化法違反（無許可営業）および児童福祉法違反の疑いで横浜市の経営者と店長が逮捕された。（産経ニュース 2016 年 9 月 10 日）

◆中学生@ガールズバー◆

ガールズバーで 14 歳の女子中学生を 5 人程度雇い、路上などで客引き行為などをさせていた。私服警官に客引きをした女子中学生 1 人が、大阪府迷惑防止条例違反容疑で現行犯逮捕され、店長の 18 歳の少年も労働基準法違反（最低年齢）容疑で逮捕された。（産経 WEST 2017 年 5 月 30 日）

◆小学生@ガールズバー◆

小学校 6 年生の少女が、埼玉県川越市のカウンター 10 席ほどのガールズバーで、客に酒や飲食を提供し、会話を交わすなどの接客を夜間に行っていた。この少女はアルバイトを探そうと LINE にある募集告知を検索しているうちに、ガールズバーで採用されることになった。経営者が児童福祉法違反の疑いで逮捕されるまで 1 か月間働き、その間学校に通っていた。（J-CAST ニュース 2014 年 4 月 1 日）

■鑑賞型

喫茶店やレストランを開業するときには、調理業（飲食店営業、喫茶店営業）の営業許可が必要となる。午前0時以降に営業する場合は、そのうえに深夜酒類提供飲食店営業（深夜営業）許可、バーやスナックなど接待行為を含む飲食店は風俗営業許可を受けなければならない。しかし、秋葉原などでは、新たに風俗営業許可を得ることが難しくなっており、営業許可が必要のない鑑賞型や接触型のJKビジネスが考案されるようになった。

JK 見学クラブ

マジックミラー越し、または直接、客に女子高校生の姿や下着を見せるなどのサービスを提供する。

◆下着姿を見学◆

横浜市の JK 見学クラブでは、18 歳未満の少女を雇い、マジックミラー越しに客に少女の下着姿を客にのぞかせた疑いで、店舗関係者が労働基準法違反（就業制限）違反の疑いで逮捕され、店内にいた女子高校生は補導された。（日本経済新聞 2011 年 5 月 18 日）

JK 撮影会

女子高校生が制服や水着などを着用した撮影会で、ビルなどの一室で複数の男性を対象とする場合や男性客と 2 人だけの場合、また屋外での撮影もある

◆個室で水着姿の撮影会◆

個室で少女に水着姿などでポーズを取らせ、写真撮影をする JK 撮影会を行っていた経営者が、労働基準法違反（就業制限）容疑で逮捕され、高校 2 年生の女子生徒（17 歳）が補導された。少女たちは、週 5～6 日の勤務で毎月約 10 万円の収入を得ていた。（SANSPO.COM 2013 年 11 月 29 日）

JK 作業所

女子高校生の店員が折り紙を折ったりしている姿を別の部屋から眺めるなどのサービスを提供している。

◆鶴を折る作業を見学◆

池袋では、女子高生など 18 歳未満の少女がスカートの中を見せながら折り鶴やビーズアクセサリを制作する様子をマジックミラーで隔てた半個室で客が見られるようになっていた。入場料は 40 分 5,000 円からだが、個室で客と 2 人になるサービスも行われていた。「高校生が一生懸命作業している姿を見学するお店です」「いわゆる労働基準法の有害業務に当たる業務はさせません」と宣伝していた経営者などが労働基準法違反（就業制限）容疑で逮捕された。（産経ニュース 2015 年 5 月 11 日）

■接触型=JK リフレ

リフレクソロジーという簡易なマッサージなどを提供する場合、風俗店、飲食店としての届け出は不要であり、あん摩や指圧師などの国家資格が必要とされているマッサージ行為であるかはあいまいで、規制が難しい。JK リフレは 2012 年に急増し、警視庁は 2013 年 1 月に都内 17 店舗を労働基準法違反で一斉摘発、中学 3 年生 2 人を含む 15～17 歳の少女 76 人を保護した。しかし、同年 4 月からは、JK ビジネスを行っている店舗に出入りすること自体を不良行為とみなし、少女が補導の対象となった。しかし、その後も警察の目をかいくぐって JK リフレは継続している。

JK リフレ

女子高校生の店員がリフレクソロジーという簡易なマッサージ、耳かき、添い寝などのサービスを個室で男性客に行う。

◆メイド服で耳かきのサービス◆

高田馬場で、経営者と店長が労働基準法違反（就業制限）容疑で逮捕され、同時に女子高校生2人が補導された。「全身リフレ耳かきコース」「お話コース」が30分3,000円という料金設定で、約20人の女子高校生にメイド服を着せたりして、個室で客に体を触らせたりするなどしていた。（産経ニュース 2015年1月21日）

■同伴型＝JK お散歩

店舗内の個室でサービスを提供する JK リフレに対する取り締まりが開始されると、JK お散歩という店舗外でのサービス提供が始められ、2013年10月には秋葉原周辺で96店が確認されている（リアルライブ 2013年12月19日）。女子高校生には、観光案内というアルバイトとして募集をかけている場合もある。

女子高生が JK お散歩で知り合った客から買春や下着の販売をもちかけられるなどの性被害が発生したことから、警視庁は店側を労働基準法違反（就業制限）容疑などで摘発することを検討した。しかし、散歩をさせるだけでは難しいと判断した。そこで、秋葉原の JK お散歩店で働く15～17歳の高校生11人と無職の少女2人を2013年12月に一斉補導した。2014年4月には、東京都千代田区が公共の場における客引き行為等の防止に関する条例を施行し、秋葉原東部を防止重点地区とした。路上で制服を着て JK お散歩の勧誘をしている少女も客引き行為にあたるとして補導の対象となった。

路上での客引きに対する取り締まりが厳しくなると、店舗を持たずに経営する無店舗型の JK お散歩という形態が考え出された。あらかじめ客から予約をとり、予約が入った少女に連絡し、少女は街中やホテルなどの客との待ち合わせ場所に出勤する。人目につきにくく、守られにくいことから少女がより危険な状況に陥るようになった。

JK お散歩

女子高校生とお散歩をすると称して、食事やカラオケなどに行く。客は時間単位の料金を店舗で支払い、料金の一部が少女の収入となる。お散歩中には、体に触れたり、性行為をするなどの「裏オプション」というメニューがあり、その料金はすべて少女の収入となる。

◆賃金は裏オプションのみ◆

台東区の JK お散歩店が、近くのレンタルルームで高校2年生の少女に男性客と性交させた容疑で、19歳の店長が児童福祉法違反の疑いで逮捕された。被害者の少女は、「散歩では店から金は支払われず、（性行為などの）裏オプションをしないとお金はもらえなかった」と話したという。（朝日新聞 2017年7月5日）

◆無店舗型 JK お散歩◆

「大宮で現役 JK とおさんぽができるお店！」「現役 JK のみ在籍」とホームページで宣伝していた無店舗型の JK お散歩店の従業員2名が児童福祉法や児童買春・児童ポルノ禁止法違反などの疑いで逮捕された。店には数十人の女子高校生などが在籍し、料金は60分7,000円からと掲示しているが、実際には1万5,000円から2万5,000円で少女に客とわいせつな行為をさせていたようだ。（産経ニュース 2017年12月4日）

■接待型＝JK コミュ

JK 見学クラブ、JK リフレ、JK お散歩などが、次々と摘発されていくなか、最近では個室においてさまざまな名目で提供されるサービスが相次いで表れている。

JK コミュ

個室で女子高校生と会話などのサービスを提供するビジネスで、JK 占い、JK カウンセリング、JK ゲームなどさまざまな名称が付けられている。オプションとして触る、体のにおいをかぐなどの行為が含まれていることもある。

◆テニスウェアで個室で接客◆

高田馬場にある JK コミュの店舗では、高校 2 年生の少女にテニスウェアを着せ、個室で客に全身の体臭をかがせるなどの業務に就かせたとして、経営者と元店長が労働基準法違反（就業制限）容疑で逮捕された。この店舗は女子高校生約 30 人を雇い、30 分 4,000 円の基本料金で会話ができ、「全身クンクン」（5 分 2,000 円）や「コスプレ」（2,000～5,000 円）などのオプションが用意されていた。（SANSPO.COM 2014 年 10 月 17 日）

■警察と JK ビジネス経営者のいたちごっこ

ここまで見てきたように、JK ビジネスは、飲食遊興型から鑑賞型、接触型、同伴型へと展開していった（図 2 を参照）。2012 年 2 月に東京都内の JK 見学クラブ 4 店舗が一斉摘発された後、JK 作業所が誕生する。2013 年 1 月に JK リフレ 17 店舗が一斉摘発され、11 月に JK 撮影会が全国で初めて摘発された後、秋葉原を中心に JK お散歩店が増加していった。2013 年 12 月に JK お散歩の摘発が行われた後は、JK コミュという形態が現れた。新しい形態の JK ビジネスが誕生し摘発されると、次々と形態を変えていく。

この動きに対応して、労働基準法や児童福祉法の適用、出会い系サイト規制法や児童買春・児童ポルノ禁止法の制定と改正、風俗営業適正化法の改正などが行われた。また、JK ビジネスが集中している東京都、神奈川県、愛知県、大阪府においては、青少年保護育成条例や客引き行為等防止に関する条例などを制定、改正した。

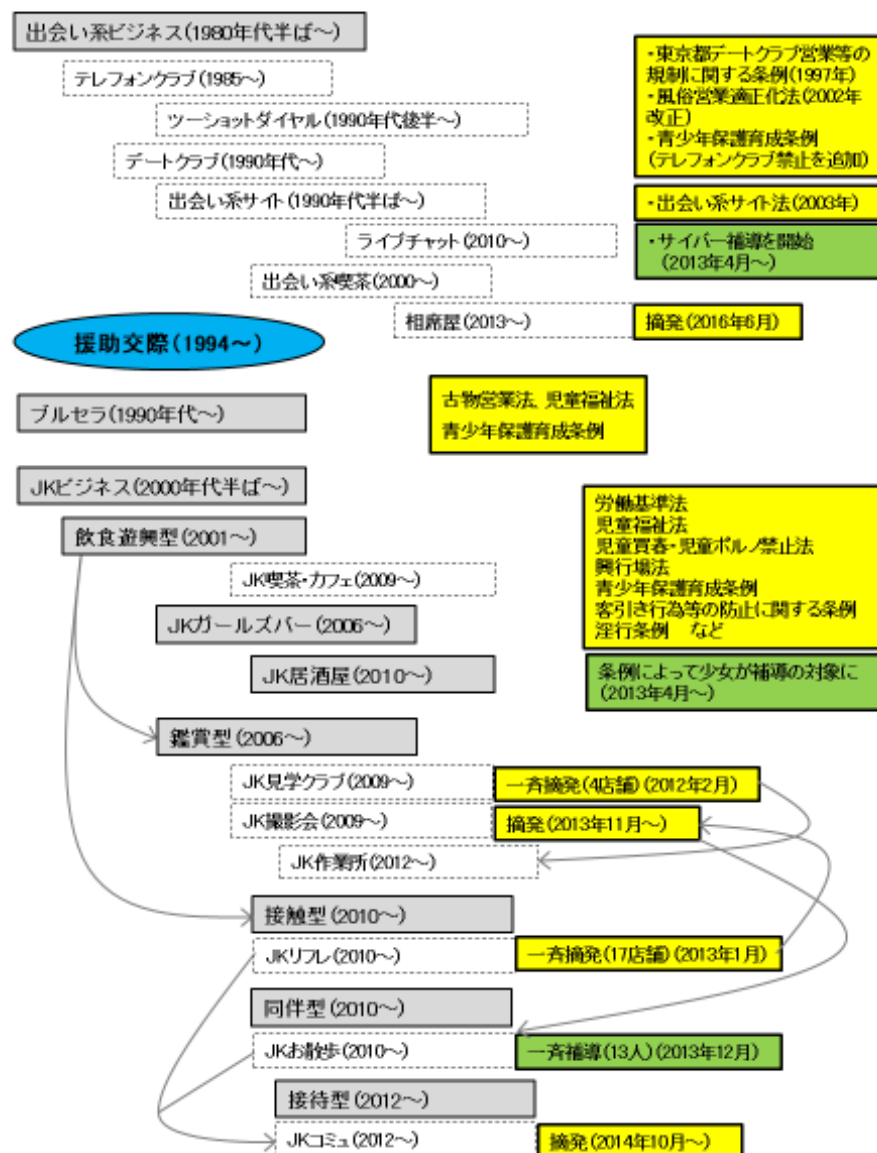
取り締まりは経営者側だけでなく、少女も対象となった。青少年保護育成条例によって深夜外出規制が設けられ、守らない場合は警察に補導される。東京では、東京都青少年の健全な育成に関する条例が 2004 年に改正され、保護者には午後 11 時から午前 4 時まで子どもを外出させない努力義務が課され、カラオケボックスや映画館など深夜営業の店舗には子どもの立ち入りが禁止された。

JK ビジネスで働く、店舗などに出入りする、JK ビジネスに勧誘するという行為も補導の対象となり、対象年齢を 18 歳未満の子どもに加え、18 歳と 19 歳の高校生に拡大した。本調査においては、かつて JK ストリートと呼ばれた秋葉原駅近くの通りでは、チラシを配っている少女の中に高校生は一見するといえないようだった（2017 年 1 月）。

しかし、JK ビジネスの経営者は法に触れないように、高校生は JK カフェに、高校に通っていない少女や 18 歳以上の女性は JK コミュや JK リフレなどに雇用するという住み分けを行っている（井川 2016; 坂爪 2017）。また、人目につく所に少女を立たせないようにしているだけかもしれない。無店舗型の JK お散歩、アンダー店（18 歳未満の子どもが働くバーや風俗店）、援デリ（出会い系サイトでお客を募集し抱えている少女に売春を斡旋する業者）など、さらに巧妙で地下に潜ったビジネスが考え出され、少女への性的搾取は続いている。

警察がさまざまな法律を駆使して取り締まっている一方で、法の網をかいくぐって新たな形態の JK ビジネスが次々と生まれているといういたちごっこの状況は変わらない。

図2 子どもを性的に搾取するビジネスと取り締まり



出典: 鈴木大介(2008, 2011)、仁藤(2013, 2014)、井川(2016)、内海(2017)などを参考にACE作成
 注: 年代については諸説あり、始まったと思われる年や最も流行していた年が含まれる。

A-6 不正な活動

■犯罪など不正な活動

不正な活動、特に薬物の生産や取引に子どもを使うことは、最悪の形態の児童労働とみなされる。この危険有害な労働に従事した可能性がある子どもについては、警察庁による少年犯罪⁽⁴⁾に関するデータから示唆を得ることとした。

少年とは20歳未満を指し、犯行時に20歳未満の場合に少年法が適用される。罪を犯したとされる少年は、家庭裁判所で審判を受けることになり、次のように区分される。

(4) ここでの「少年」とは、青少年を指す。

- ①犯罪少年：14 歳以上 20 歳未満で罪を犯した少年
 ②触法少年：14 歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年（刑事責任は問われない）
 ③ぐ犯少年：不良行為などをしていて、将来刑罰法令に触れる行為をする恐れがあると認められる少年

■犯罪・触法・ぐ犯少年……計 5 万 5,981 人

犯罪・触法・ぐ犯少年の数は年々減少している（警察庁 2016f）。刑法犯少年の検挙人員は、2015 年には 3 万 8,921 人であるが、2007 年にはその 3 倍以上の 10 万 3,224 人であった（警察庁 2017b）。男女別に見てみると、男子の方が女子よりもはるかに多く、87%を占めている。少年鑑別所や少年院に入所した子どもの数も減少傾向で、2015 年は過去最低となり、それぞれ 9,132 人と 1 万 1,868 人になっている（法務省 2016a）。

しかし、刑法犯において、人口に占める検挙人員の割合も減少しているにもかかわらず、成人が 1.9%であるのに対して、少年は 5.5%と非常に高い。検挙人員が増加しているのは、殺人、性犯罪、ふりこめ詐欺で「受け子」や「出し子」として子どもが使われている事案が報告されている。また、再犯者率も 2015 年は過去最高の 36.4%にまで上昇した。少年鑑別所や少年院を退所した後、犯罪に手を染めることなく生活できるような支援が求められる。

表 10 少年非行の状況（20 歳未満の人数）

	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
①犯罪少年	85,729	72,026	62,299	54,081	44,333
刑法犯少年	77,696	65,448	56,469	48,361	38,921
特別法犯少年	8,033	6,578	5,830	5,720	5,412
②触法少年	17,593	15,021	13,533	12,647	10,559
触法少年（刑法）の補導人員	16,616	13,945	12,592	11,846	9,759
触法少年（特別法）の補導人員	977	1,076	941	801	800
③ぐ犯少年	1,016	993	959	1,066	1,089
合計	104,338	88,040	76,791	67,794	55,981

出典：警察庁（2016f）「少年非行情勢（平成 27 年 1～12 月）を基に作成

注：（1）刑法犯とは、殺人、強盗などの凶悪犯、暴行、傷害などの粗暴犯、窃盗犯、詐欺などの知能犯、風俗犯など

（2）特別法犯とは、軽犯罪法、銃刀法、毒物及び劇物取締法（シンナーなどの摂取所持を含む）、覚せい剤取締法、児童買春・児童ポルノ禁止法、迷惑防止条例、青少年保護育成条例などへの違反

◆特殊詐欺に高校生 18 人が使われる◆

埼玉県警への取材によると、2017 年に特殊詐欺で摘発した少年に高校生が 18 人含まれていた。「短時間・高収入で手軽なアルバイト」とインターネット上で募集していることから、アルバイトのつもりが犯罪に加担してしまったり、不審に思っても「先輩からの紹介で断れなかった」というケースもある。県教育委員会は公立学校に注意喚起の通知を出す方針を決めた。（産経ニュース 2018 年 6 月 29 日）

注：子どもが犯罪に使われた別の事例については、**R-1** 居所不明の子どもを参照のこと

A-7 建設業

■建設業における労働基準法第 62 条(就業制限)違反……18 事業場(厚生労働省 2015)

建築業は、中学校卒業後に特に男子が就職あるいは日雇いのアルバイトなどで選択しがちな職場である。しかし、就業制限のある業務が多く含まれており、いったん現場に出ると仕事の一連の流れから、危険有害な作業を避けることは難しい。

また、現場で働く労働者は、工事の元受け業者の下請けや孫請け(下請けの下請け)から派遣されている場合も多く、労働基準法の順守が徹底されにくい。メディアでは大きく報道されないものの、18 歳未満の子どもが使用されていたり、事故に巻き込まれ死亡したケースが存在する。

◆解体工事現場◆

栃木県足利市の中学 3 年生(14 歳)の男子生徒がアルバイト就労中の 2012 年 8 月に、群馬県桐生市の中学校体育館の解体工事現場で崩れた壁の下敷きとなって死亡した。6 月頃から両親の反対があったにもかかわらず、リサイクル・解体会社でアルバイトをしていた。事件があった現場では、もう 1 人の中学生のアルバイト就労も確認されている。

また、このリサイクル・解体会社を含む複数の業者が、過去 10 年余りの間に、足利市の中学校 4 校にまたがって 17 人の中学生を雇っており、さらに就労していた蓋然性が相当程度認められた生徒 10 人を含めれば 27 人の生徒が就労していた。(共同通信 2012 年 8 月 7 日、足利市立中学校生徒の就労に係る死亡事故に関する第三者調査委員会 2014)

◆高所での作業◆

茨城県古河市において、15 歳の少女が約 13 メートル下のコンクリート床に落ち、死亡した。少女はアルバイトとして雇われ、事故当時、屋根に設置された太陽光パネルを点検、清掃する仕事をしていたところ、天窓のガラスが割れて転落した。(毎日新聞 2017 年 12 月 18 日)

◆福島第一原子力発電所事故処理関連の仕事◆

2011 年 3 月の東日本大震災によって引き起こされた福島第一原子力発電所での事故後に、有害放射線にさらされる業務に子どもが雇われていることが福島県と栃木県で発覚した。中学卒業後に入社した 15 歳の少年が放射性物質に汚染された草木の刈り取りや土壌の除去、17 歳の少年が原子力発電所の建屋の壁に配管を通す作業、18 歳未満の男子高校生が住宅の庭の除染作業に従事していた。報道によると 15 歳の少年は、「18 歳未満は働けないから、何が何でも 18 歳で通せ」と会社と言われ、日当 3,000 円で 5 日間程働いたと話した。(読売新聞 2015 年 2 月 18 日; 日本経済新聞 2014 年 12 月 25 日; NHK NEWS WEB 2012 年 5 月 8 日など)

A-8 接客娯楽業

■接客娯楽業における労働基準法第 62 条(就業制限)違反……4 事業場(厚生労働省 2015)

居酒屋など酒類を提供する店で、客に料理や酒類を運ぶことは労働基準法に違反しない。しかし、客がいるテーブルについて、酒をついだり、会話を交わすことは酒席での接待にあたり、禁止されている。**A-5** JK ビジネスにおいて紹介した JK ガールズバーの事例では、児童福祉法違反などでも、経営者が逮捕されている。

◆酒席での接待◆

札幌市のコンパニオン派遣会社が中学生と高校生を宴会場に派遣し、お酒をついだり、会話の相手をするなどさせていた。年齢を聞かれたら 20 歳以上と答えるように指示を出していた。女子生徒間の口コミでこのアルバイトが広まり、約 50 人が働いていたとみられる。3 時間で 8,000 円程度が支払われていた。(産経ニュース 2017 年 10 月 4 日; 北海道新聞電子版 2017 年 10 月 26 日)

★商業的性搾取

子どもが性的対象や売買の対象として扱われることを子どもに対する商業的性搾取と言う。最悪の形態の児童労働条約の対象であり、本章で取り上げてきた性的目的の人身取引、児童ポルノ、ブルセラ、出会い系ビジネス、援助交際、JK ビジネスなどが含まれる。ここでは、JK ビジネスが継続している背景を経営者、利用者、少女、警察の観点から考察する。

■リスクと利益を天秤にかける JK ビジネスの経営者

JK ビジネスが継続している第1の理由は、低コストでハイリターンだからだとされている（鈴木 2008；井川 2016；坂爪 2017）。大きな設備投資の必要がなく、低コストでビジネスを開始・運営でき、高い料金を課すことが可能である。バーやクラブを開店するには、イス、テーブル、食器など豪華なしつらえの店舗をつくらなければならないが、JK お散歩店では受け付けと料金の支払いができるカウンターがあれば十分で、店舗がなくてもビジネスはできる。

経営者は、リスクを承知で利益と天秤にかけ、短期的に儲けることを考える。たとえ逮捕されたとしても、労働基準法違反（就業制限）の場合、6 か月以下の懲役または 30 万円以下の罰金にすぎない。初犯は罰金刑のみの場合が多く、罰金を支払って別の形態の JK ビジネスを編み出して始められる。

また、経営者やスタッフは、立場を利用して店で働く少女に対して性的搾取も行っている。客から守ってくれると信じ、店長を頼りにしている少女の心をつかみ、時には競争心をあおって、多く稼ぐために少女をうまく使うことに長けている（内海 2017；坂爪 2017）。JK ビジネスで働いていた少女 31 人中 11 人が「経営者やスタッフが店で働く少女と体の関係をもっていたり、付き合ったりしている」と答えている（仁藤 2013）。

■JK ビジネスの利用者

需要側であるサービスを利用したい男性は、「普通」のサラリーマンなど 30 代から 40 代が多い（坂爪 2017）。JK ビジネスに通う理由は、未成年という禁止された対象、コントロールできるという支配欲、風俗ではなく素人、若い女の子好きなどである。また、高校時代は勉強ばかりしていて女の子と付き合ったことがなく、青春を取り戻したいという若い男性もいるようだ。

利用者を処罰するのは、経営者より難しいとされている。18 歳未満だと認識していなければ、児童買春罪は成立しない。逮捕されたとしても、示談など法的処罰や社会的制裁を回避する選択肢、知恵、経済力があり、罰金刑を受けても職場に知られない（坂爪 2017）。現状では、利用者に対する取り締まりはほとんど行われていない。

■少女が JK ビジネスや援助交際にかかわったきっかけ

□社会経済的背景

援助交際が社会で認識されてから 20 年余り、少女を取り巻く環境は大きく変化している。景気低迷が長期化し、子どもの貧困が深刻化している一方で、学校生活や友人付き合いのために子どもが必要としている費用は増えている。離婚や再婚による家庭環境の複雑化や家族関係の希薄化、そして児童虐待件数の増加などによって困難な背景をもつ子どもが増えている。出会いの手段が電話やインターネットから SNS に拡大し、スマートフォンを通じて低年齢の子どもも親に知られることなく、見ず知らずの人と連絡を取り合えるようになっている。

□「お金」は大きな動機

このような環境の変化があるなか、JK ビジネスや援助交際を始めるきっかけは、「お金」が主な動機だと報告されている。JK ビジネスで働いていた少女 78 人は、「お金が欲しかった」(67 人)、「友人の誘い」(35 人)、「勤務形態が自由」(9 人)だと答えている(いわゆる JK ビジネスにおける犯罪防止対策の在り方に関する有識者懇談会 2016)。JK ビジネスで働く目的は、警視庁が JK ビジネス店で働いていた 15~17 歳の少女 42 人に聞き取り調査をした結果、遊興費(28 人)、物品購入(25 人)、生活費(6 人)の順に多く、1 か月の収入は 10 万円未満が約半数、50 万円以上の少女も 5 人いた(毎日新聞 2017 年 2 月 28 日)。

JK お散歩と思われる店舗の募集情報(もえなび)には、「お客様と秋葉原限界でデートするだけで時給 6,000 円が必ずもらえるよ!」と書かれている。コンビニや飲食店で働くより、はるかに短時間で同額の給料が得られるうえに、シフトに縛られることなく、出勤が自由である。友人から JK ビジネスでのアルバイトを誘われると、1 人ではなく友人と一緒にであれば不安な気持ちも軽減される。その友人がすでに経験者であれば、不安はあっても「あの子がやっているなら、だいじょうぶだろう」と思ってしまうのかもしれない。

現在の女子高校生には、洋服、スマートフォン代、友人と遊びに行くお金など、お金が必要なさまざまな理由がある。友達づきあいが悪いと仲間外れにされたり、いじめられる恐れもある。交際費や遊興費だけでなく、生活費のために働いている少女もいる。また、ちょっとしたお小遣い稼ぎのつもりで始めた JK ビジネスでのアルバイトによって、多額のお金を手にして金銭感覚が変わってしまい、ブランド品などの買い物が止まらなくなったという少女もいる(仁藤 2014)。

JK ビジネスは危険かもしれないという認識はあるものの、友人からの誘いという安心感や勤務時間が自由で時給が高いことから、JK ビジネスを始めてみようと思う少女の気持ちを理解できないわけではない。しかし、危険な目にあっている事例が数多く報告されていることから、このアルバイトの危険性についての啓発や代替となるアルバイトについての情報提供を行う必要がある。

□JK ビジネスの危険性

JK ビジネスで働いている少女 31 人への調査によると、26 人が仕事中に危険を感じたことがあり、29 人が客に性行為を求められたと報告されている(仁藤 2014)。最初は抵抗があった裏オプションだったが、胸を触られる瞬間を我慢すれば 5,000 円もらえる、下半身だともっともらえるなど、だんだんと許容範囲が広がっていく様子が見られる。ある少女は、初体験なら 10 万円を出すと言われ、援助交際を始めた(井川 2016)。

経営者は、先述したように少女の扱い方をよく知っている。アイドルやミュージシャンの追っかけをしていて、お金が欲しい少女を狙って、ライブハウスの前で待ち構えて声をかける巧妙なスカウトもいる(鈴木 2008)。

□保護ではなく補導される子どもたち

JK ビジネスや援助交際による性的搾取から子どもを守るためとして、深夜外出規制による補導やサイバー補導が行われている。警察は補導した子どもに注意と指導を行い、親や学校に連絡する。JK ビジネスにかかわっていた少女の 9 割が「保護者は知らない」と答えていることから(いわゆる JK ビジネスにおける犯罪防止対策の在り方に関する有識者懇談会 2016)、親や学校に知られたくない少女にとって知られることは「嫌なこと」である。

◆JK ビジネス・援助交際にかかわっている少女のストーリー◆		
志保子は、13 歳から援助交際を始め、15 歳までに 80 人の男性を経験した。稼いだお金で弟妹と母親を養っていた。(鈴木 2008)	ヒロコは、2 度目の家出をした時、泊めてくれた男にレイプされる。自虐的になり、援助交際を始める。(鈴木 2008)	両親が幼い頃に離婚した。家出して、友達の家に住居した。中学 2 年の時に友達に強制的に援助交際をさせられた。援助交際をしながら、ホストクラブに通い、ビジュアル系バンドを追いかけた。(鈴木 2008)
不登校から家に引きこもるようになり、何かをしなければと思ってインターネットを見ていた時に JK 見学クラブのアルバイトを見つけて始めた。バイト仲間と仲良くなり、見学クラブが居場所となった。(井川 2016)	父親のような年齢の店長がいろいろな相談に乗ってくれ、たくさん稼ぐと褒めてもらえ、うれしかった。家でお正月を祝ったことがなかったが、店長がお年玉をくれ、お寿司をとってくれ、家族のように感じた。(井川 2016)	

■JK ビジネスへのさらなる対策への必要性

- 取り締まりを厳格化するにつれ、目に見えにくい形態をとるビジネスへと移行する可能性を勘案し、子どもの視点に立った啓発や相談サービスを行うことが重要である。
- JK ビジネスの経営者や利用者に関する情報が少ない。子どもへの性的搾取を無くするためには、需要側についても要因を分析することが必要である。
- 子どもの性を扱うビジネスおよび利用者を包括的に取り締まる法律の制定（現在は、地方自治体の条例などで対応）、ならびに子どもを性的に搾取するビジネスを行った者に対する厳罰化を検討すべきである。
- JK ビジネスにかかわった少女や関連して逮捕された少年には、困難な家庭背景を抱えている場合も多い。このような子どもと家族を含めた包括的なケアやサポートを提供する必要がある。

7. 就労最低年齢違反の労働

B 15 歳未満の子どもの労働

C 13 歳未満の子どもの労働

■就労最低年齢とは

労働基準法第 56 条によって、就労最低年齢は「満 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了した後」と定められている。つまり、中学校を卒業するまでに働くことは原則禁止されており、児童労働に相当する。ただし、満 13 歳以上の子どもは、健康や福祉に害を及ぼさない軽易な労働は、行政官庁の許可を得たうえで就学時間外に行うことができる。

■労働基準法第 56 条（最低年齢）違反……16 事業場（厚生労働省 2015）

就労最低年齢違反は、16 の事業場で報告されている。しかし、かかわった子どもの人数は公表されていない。

■15 歳未満の子どもの就業者……270 人（総務省 2015）

労働力調査など労働に関する公的統計データの対象は、就労可能な年齢である 15 歳以上になっており、就労最低年齢未満で働いている子どもの数を得ることは困難である。

ひとつの手掛かりとして、国勢調査（総務省 2015）に「9 月 24 日から 30 日までの 1 週間に仕事をしましたか」という質問がある。仕事とは収入を伴う仕事で、自家営業（農業、店など）の手伝い、内職、パートタイム、アルバイトが含まれる。調査結果によると、15 歳未満の子どもの就業者数が 270 人（男子 126 人、女子 144 人）で、その内訳は「自宅で従業」が 41 人、「自宅外で従業」が 226 人、「従業地不詳」が 3 人となっている。

また、厚生労働省（2016b）による高校生のアルバイトに関する調査においても、中学在校時からアルバイトをしていたという回答が 3.3%あった。

これらの子どもが、行政官庁の許可を受けて行われている労働であるのか、あるいは違法な就労であるのかは分からない。日本では、義務教育年齢の子どもはすべて学校に通っており、働いている子どもはいないという認識が一般的であるが、児童労働の存在を示唆するデータが存在する。

◆中学生による労働◆

那覇市を訪問し、労働組合、子ども支援団体、研究者などから児童労働に関する情報を収集した。「沖縄に児童労働の事例はありますか」という聞き方をすると、「ありません」という答えが返ってきた。しかし、児童労働の定義を説明し始めると、「中学生で働いている子がいる」「高校生が夜遅くまで飲食店でバイトしている」など、児童労働に相当する事例がいくつも出てきた。

例えば、中学生が夏休みに海辺でアイスクリームを売るアルバイトがあるという話を複数の人から聞いた。行政官庁の許可を得ているかは不明である。沖縄県では、子どもの約 3 人に 1 人が貧困状態にあることから、経済的な理由で就労最低年齢に達するまでに働いている子どもがいる可能性があり、実態を調査する必要性を感じた。（2018 年 3 月、沖縄県那覇市）

8. 子どもの就労

(1) 就労可能な年齢の子どもの就労

■就労可能な年齢

就労が認められている年齢は、原則として義務教育修了後、つまり中学校を卒業してからとなっている。ただし、労働時間は、1日8時間、1週間40時間以下で、原則として午後10時から午前5時までは使用されてはならないという条件が付けられている。また、原則として時間外労働や休日労働も認められていない。

■高校就学年齢で働いている子ども……23万1,110人

国勢調査（総務省 2015）では、15歳以上の人口を対象に労働力状態を「就業者」「通学」などに区分したデータを発表している。そのデータを基に高校就学年齢の子どもの就労・就学について表11にまとめた。学校に通い、仕事をしていない子どもが84.8%を占めているものの、通学している子どもを含め何らかの仕事をしている子どもは、計23万1,110人も存在する。これらは、中学校卒業後や高校を中途退学した後に就労、高校生で放課後に数時間程度、または週末や学校が休暇時期にアルバイトをしている子どもであると考えられる。さらに、「休業者」と「完全失業者」も足し合わせると、計25万3,230人となる。

表11 高校就学年齢の子どもの労働力状態

	男子	女子	合計
主に仕事	50,912 (2.7%)	29,310 (1.7%)	80,222 (2.2%)
家事のほか仕事	1,767 (0.1%)	3,954 (0.2%)	5,720 (0.2%)
通学のかたわら仕事	63,050 (3.4%)	82,118 (4.7%)	145,168 (4.0%)
休業者	1,064 (0.1%)	695 (0%)	1,759 (0%)
完全失業者	12,674 (0.7%)	7,688 (0.4%)	20,361 (0.6%)
家事	3,129 (0.2%)	9,005 (0.5%)	12,134 (0.3%)
通学	1,574,892 (84.8%)	1,487,023 (84.7%)	3,061,915 (84.8%)
その他	25,555 (1.4%)	20,454 (1.2%)	46,008 (1.3%)
不詳	123,482 (6.7%)	116,012 (6.6%)	239,494 (6.6%)
合計	1,856,523 (100%)	1,756,256 (100%)	3,612,779 (100%)

出典：総務省（2015）「平成27年度国勢調査」を基に作成

注：高校就学年齢の子どもの数を推計するために、15歳と18歳の人数それぞれ半数に16歳と17歳の人数を足した合計数とした。

■第3次産業に約8割が従事

高校就学年齢の子どもの就業している産業については、国勢調査（総務省 2015）の産業別就業者数から推察できる。統計表が年齢ごとではなく5歳ごとの階級の統計表となっているため、15歳から19歳のデータを見てみると、女子の90.1%、男子の70.1%が第3次産業に従事している（表12を参照）。

男女ともに宿泊業・飲食サービス業、卸売業・小売業、製造業の順に高い割合である。ただし、女子の約3割ずつが宿泊業・飲食サービス業と卸売業・小売業に従事しているのに対して、男子は宿泊業・飲食サービス業、卸売業・小売業、製造業がそれぞれ約2割で、

建設業にも約 1 割が従事している。これらは、労働基準関連法令の違反件数が多い産業である。

表 12 15 歳から 19 歳の産業別就業者数

	男子	女子	合計
第 1 次産業	5,516 (1.4%)	1,867 (0.5%)	7,383 (0.9%)
第 2 次産業	116,539 (28.5%)	35,568 (9.4%)	152,107 (19.4%)
第 3 次産業	286,413 (70.1%)	339,020 (90.1%)	625,433 (79.7%)
合計	408,468 (100%)	376,455 (100%)	784,923 (100%)

出典：総務省（2015）「平成 27 年度国勢調査」を基に作成

D-1 中学校卒業後の就労者

学校基本調査（文部科学省 2016a）によると、学校卒業後の進路は、①進学、②就職、③その他（外国の高校などに入学、家事手伝い、進学も就職もしていないなど）に分けられている。中学校卒業者に占める就職者の割合は、1950 年度の 45.2%から年々低下し、1973 年度には 10%を下回り、2000 年度には 1%となった。2016 年は 0.3%にまで低下し、卒業生の 98.9%は高校、専修学校、公共職業能力開発施設などへ進学している。

■中学校を卒業後に就職した子ども……3,440 人

中学校卒業時に就職を選択し、就職先が決まっている子どもは、非常に少ない（表 13 を参照）。男子の方が女子より圧倒的に多く、男子は第 2 次産業、女子は第 3 次産業に多く就職している。

■就労者数のギャップ

学校基本調査では、中学校卒業時の就職者は 0.3%であるが（表 13 を参照）、国勢調査では高校就学年齢の子どもの 2.2%が主に仕事をしている（表 11 を参照）。一方で、学校基本調査では中学校卒業時の進学者は計 98.9%であるが、国勢調査では高校就学年齢の子どものうち「通学」と「通学のかたわら仕事」は計 88.8%と低くなっている。高校などを中途退学して働き始めた子どもがいて考えられ、**R-5** 高校中途退学者において報告する。

表 13 中学校卒業後の進路状況

	男子	女子	合計
高等学校など進学者（定時制・通信制を含む）	608,419 (98.4%)	574,036 (98.9%)	1,182,455 (98.6%)
専修学校、公共職業能力開発施設など進学者	2,383 (0.4%)	1,762 (0.3%)	4,145 (0.3%)
就職者	2,763 (0.4%)	677 (0.1%)	3,440 (0.3%)
上記以外の者	4,844 (0.8%)	3,746 (0.6%)	8,590 (0.7%)
不詳・死亡の者	97 (0%)	44 (0%)	141 (0%)
合計	618,506 (100%)	580,265 (100%)	1,198,771 (100%)

出典：文部科学省（2016a）『平成 28 年度学校基本調査』を基に作成

注：（1）特別支援学校（中学部）、特別支援学級、卒業者を含む
（2）特別支援学級は、「上記以外の者」と「不詳・死亡の者」の合計数しかいないため、「上記以外の者」に含めている。

■通学しながら仕事をしている子ども……14万5,168人

高校生などでアルバイトをしている子どもは多いが、その実態はあまり明らかにされていない。国勢調査(総務省 2015)から推測した数は14万5,168人であるが(表11を参照)、全国規模で統計的有意性が担保されているような調査結果は見つからなかった。全日制の高校の多くはアルバイトを原則禁止しており、生徒はアルバイトをしていないということが前提となっているのが一因だろう。しかし、学校の許可を得ずにアルバイトをしている生徒が存在し、学校は知らなかったり黙認しているのが実情だと思われる。

また、高校生のアルバイト状況は地域や高校によって違いがあり、一般化することは難しい。全日制より定時制高校、普通科より職業科などの専門科、大学進学率が高い高校より就職率が高い高校の方が、アルバイトをしている生徒の割合が高い傾向がある。人材紹介会社や研究者などによるアンケート調査を見てみると、10%から50%という幅広い割合が報告されている⁽⁵⁾。例えば、厚生労働省(2016b)による調査では46.2%となっている。

勤務時間や収入についても平均的な状況を推測することは難しい。多いパターンは、平日と土日で週3日および長期休みに働いている。しかし、アルバイトと貧困の関連性を調査した結果では、週に「15時間以上」勤務している高校生が4割以上で、生活費を補助している生徒の間では「25時間以上」が最も高い割合であるとされている(小島 2011b)。収入も1か月に1万円から10万円以上と大きな幅がある(インテリジェンス 2007, 2015; 小島 2011b; 消費者教育支援センター・生命保険文化センター 2013)。

■アルバイトをする理由

「高校生らしい生活」をするためには、1か月に4~5万円は必要だとされている(小島 2011a; インテリジェンス 2007, 2015)。これには、スマートフォン代、衣服、友達と遊びに行くお金などが含まれていると考えられる。一方で、高校生が実際にもらっているお小遣いは7,000~9,000円となっており、差額の3~4万円をアルバイトで稼ごうとしているのだろう。アルバイトをする理由は「お小遣い稼ぎ」が多数を占めている調査結果もある(日本青少年研究所 2013; GIRLS' TREND 研究所 2014)。

アルバイトで得たお金の使途は、全体としては友達との飲食や外出、漫画や雑誌の購入が多いが、アンケート対象者によって異なる。女子は洋服、靴、化粧品を購入している割合が高く、男子は飲食、漫画や雑誌の購入である。しかし、経済的に厳しい家庭の生徒は、進学のための貯金、生活費、教材や部活動費に支出していると答えた割合が高い。4割近くが主に生活費や学費(日本青少年研究所 2013)、2割近くが生活費の補助や進学用の貯金(小島 2011a)という報告もある。

■アルバイトを選ぶ時に重要な条件

アルバイトを選ぶ時に重要だと考えている条件は、「時給の高さ」が男子は第1位、女子が第2位で、他には勤務期間、時間、場所が上位を占めている(インテリジェンス 2015)。学校生活に影響がないように、短時間で効率よく稼げる、時給が高いアルバイトが高校生には理想的である。しかし、報酬がいい仕事には往々にして危険が伴う。第6章で報告したようなJKビジネスや建設業などの危険有害労働、遅い時間帯は時給が高くなる小売業や飲食店など労働基準法で禁止されている労働、さらには犯罪に使用されるというリスクも

⁽⁵⁾ データの出典は参考資料を参照のこと

ある。

■ブラックバイト

アルバイト経験がある高校生のうち 32.6%が、労働条件に関するトラブルがあったと回答しているなど（厚生労働省 2016b）、違法な労働条件、劣悪な労働環境で働かせられている子どもがいることが明らかになっている。長時間労働、サービス残業、深夜勤務の他にも、欠勤した際に罰金を給料から引かれる、休暇や休憩が与えられない、試験期間中にもシフトに入ることを強要される、などの状況が発生している（大内・今野 2015）。労働者の権利に関する知識が乏しく、社会経験が少なく、声を上げにくい若年労働者は、搾取の対象になりやすい。

◆コンビニのアルバイトでの賃金未払い◆

埼玉県所沢市の高校 3 年生（18 歳）は、仕事着に着替える時間の賃金の未払いとレジの点検で金額に誤差が出た場合の不足分の補てんについてコンビニを経営する会社と団体交渉し、全店員へ過去 2 年間分の未払い賃金の支払い、1 分単位での給与払い、レジへの自己負担金の全額返却で合意した。（毎日新聞 2016 年 3 月 16 日）

■高校就学年齢で働いている子どもへの対策の必要性

- 約 23 万もいる働く子どもを危険有害労働を含む児童労働から守らなければならない。
- 高校生のアルバイト状況をすべての学校が詳細に把握しているとは言い難く、中学校を卒業後に就職した子どもの就労状況は把握することがさらに難しい。実態調査を行う必要がある。
- 就職やアルバイトを始める際の注意をまとめた冊子を厚生労働省、都道府県の労働局、労働組合、NPO などが作成している。労働法について学ぶ機会を提供することが重要である。
- 一方で、子どもを雇う側も年少者使用に関する法律や規則を周知する必要がある。

(2) 就労最低年齢未満の子どもの就労

E 中学生に認められている軽易な労働

就労最低年齢未満の子どもによる労働は原則禁止であるが、健康や福祉に害を及ぼさない軽易な労働は、行政官庁の許可を得たうえで就学時間外に行うことができる。中学生に認められている軽易な労働の一つが新聞配達であり、かつては家計の補助やお小遣い稼ぎのために行っている子どもは少なくなかった。

■新聞配達をしている中学生……435 人

一般社団法人日本新聞協会が全国の新聞販売所にアンケート調査を開始した 1963 年には、従業員総数 32 万 2,686 人のうち 72.8%が 18 歳未満の子どもであった（日本新聞協会 2016）。それ以降 1972 年を除いて、子どもの従業員数は減少の一途をたどっている。40 年後の 2003 年には 2 万 5,539 人、2016 年にはわずか 1,751 人にまで減った。中学生に関しては、データが残されている 2006 年から 2016 年までの 10 年間に、おおよそ 10 分の 1 に減った。

新聞販売所で働く子どもが減少している理由は、いくつかあるようだ。早朝に起きて重たい荷物を持って配達するという、時間的にも体力的にも厳しい仕事である。15 歳以上で

あれば、同じような賃金が得られるコンビニエンスストアや飲食店など仕事の選択肢が広がっている。さらに、近年、新聞販売所数が減少し、1つの販売所が配達する地域が拡大しているなかで、自転車か徒歩での配達となる中学生にはますますきつい仕事となってきた。

表 14 新聞販売所で働く子どもの数

年	18歳未満の子ども（人）	中学生（人）	従業員総数（人）	新聞販売所数
1963年	235,012 (72.8%)	-----	322,686	-----
2003年	25,539 (5.6%)	-----	452,284	21,405
2006年	14,037 (3.3%)	4,023 (0.9%)	431,843	20,614
2011年	5,019 (1.3%)	1,228 (0.3%)	377,495	18,836
2016年	1,751 (0.6%)	435 (0.1%)	317,016	16,731

出典：日本新聞協会（2016）を基に作成

◆生活費補助のために中学生が新聞配達◆

「新聞配達を通して」というタイトルの作文のなかで、中学生の男子が次のように書いている。「僕は今、新聞配達をしています。今年で3年目を迎えました。……今、バイト代の中から1万円を除き、あとは自分で貯金をしています。1万円は学校の学級費を支払っています。修学旅行も自分のバイト代からお金を出して行きました。……」。（金融広報中央委員会 2015）

◆小学生による新聞配達違法◆

大阪の新聞販売店のアルバイト配達員の父親が、午前2時頃小学校年生の息子（10歳）と3年生の娘（9歳）に、自分が担当する130戸のうち30～40戸へ自転車で新聞を配達させていた。父親は、児童福祉法違反の疑いで逮捕された。児童福祉法（第34条）では、午後10時から午前3時までの間、子どもが物品の販売や配布することを禁じている。1年間ほど手伝われていた子どもは、月に10日以上欠席することがあり、授業中にはよく居眠りをしていた。新聞配達をしていることを学校の担任が知り、父にやめさせるように求めたが、受け入れられなかった。（リアルライブ 2013年3月4日）

F 小学生以下の子どもによる労働

中学生には許可があれば軽易な労働が認められているが、13歳未満の子どもには軽易な労働を含むすべての労働が禁止されている。しかし、昼夜を問わずテレビで見かける映画・演劇業の子役は例外とされ、中学生の就労と同様に行政官庁の許可を得たうえで働くことができる。ただし、労働時間や深夜労働などに制限がある。

■映画・演劇業における労働基準法違反……5事業場

映画・演劇業における労働基準法違反は、すべて第56条の最低年齢違反であり、2011年から2015年の間に最低年齢違反をした事業場数は、映画・演劇業が小売業に次いで2番目に多い（厚生労働省 2015）。所定の手続きを行えば、15歳未満の子どもへの就労が可能であるにもかかわらず違反が多いことから、違反の内容について労働基準監督署に聞いたところ、労働基準監督署に年齢証明書など必要な届け出を怠っていたからではないかという説明だった（2018年4月ヒアリング）。

■芸能界で活動する子どもの数……不明

芸能事務所のホームページを見た限り、公表されていないようで、人数も活動実態も把握することは難しかった。

近年、女の子になりたい職業には、芸能人、タレント、アイドルが上位に入っており、芸能界で活動させようと熱心なステージママと言われる親もいる。俳優や歌手だけでなく、「地下アイドル」や「ネットアイドル」と言われる、テレビではなくライブやインターネットを活動拠点としている子どももいる。

子役が「映画やドラマの撮影中はなかなか学校へ行けない」などと、テレビで話すのを聞いたりすることもあり、芸能活動をしているさまざまな子どもの就学・就労状況はあまり明らかにされていない。

◆長時間のドラマ撮影◆ 子役の女の子（6歳）の演技に納得がいかなかった監督は、数十回にわたる撮り直しを要求し、現場にいたプロデューサーも中断しなかった。待機時間や仮眠時間を含めて正午から翌日午前5時まで17時間にわたって、撮影現場や付近の待機場所にその子役がいたなど、長時間労働が繰り返されていた。（文春オンライン 2017年3月1日）	◆アイドル活動で学校を欠席◆ ネットアイドルとして芸能活動をしている大阪の中学3年生の女子生徒は、中学校に入学以来数回しか登校していなかった。2015年から2016年にかけて、校長が6回にわたり母親に督促していたにもかかわらず通学させなかったため、母親は学校教育法（就学させる義務）違反容疑で書類送検された。（朝日新聞デジタル 2017年1月18日）
---	--

H 個人事業主

■個人事業主とは

個人事業主とは、個人で事業を行っている人である。労働基準法は労働者を対象とする法律であり、「労働者性」がない場合には労働基準法が適用されない。

「労働者性」の判断には、主に次の2つの基準があり、実態に応じて判断される。

- ① 指揮監督下の労働に関する判断基準：業務を遂行するうえで指揮監督の有無、場所や時間の拘束性の有無など
- ② 報酬の労務対償性に関する判断基準：労務の対価として報酬が支払われているかの有無など

他にも、機械、器具の負担関係などの事業主性も考慮される。

これらの基準から、例えば子どもの棋士は個人事業主と判断され、就労最低年齢未満でも深夜の対局は許される。子役、歌手、タレントなど芸能関係の仕事に従事する子どもの場合は、労働省（当時）が1988年に出した通達（昭和63年7月30日基収355号）に則っている。次の4つの要件が満たされた場合は、労働者ではないと示された。

- ① そのタレントに代替して芸能活動ができる人がいない
- ② 報酬は、稼働時間に応じて定められるものではない
- ③ スケジュールの関係から出演時間などが拘束されても、プロダクションなどとの関係で時間的に拘束されない
- ④ 契約形態が雇用契約ではない

個人事業主であると認められた芸能関係の子どもは、深夜働いてもよいということになるが、芸能プロダクションや放送局が自主的に、15歳未満は午後9時まで、18歳未満は午後10時までの出演としている。

このように、個人事業主であるか否かについて目安となる基準はあるが、ケースバイケースの判断であり、特に芸能関係の子どもの労働には、先述したようにグレーの部分が多いと思われる。

(3) **G** 家事・家業の手伝いなど

小中学生や小さな子どもによる食事の準備や掃除などの家事手伝いや、家族が経営する店舗での店番など家業の手伝いは、一般に労働とはみなされていない。子どもの安全や健康を脅かすことがなく、長時間でなければ、むしろ日常生活における社会化の経験として、子どもの発達にとって有益だと考えられている。

しかし、家庭内の手伝いであっても就学に支障をきたすほど過度な負担を担っている場合は、子どもの権利条約に明記されている教育を受ける権利を侵害しており、児童労働に相当するとも考えられている。ILO（2017）は、『児童労働の世界推計』において、兄弟姉妹の世話、祖父母の介護、病人や障がい者の介護、炊事、洗濯などの家事手伝いをしている子どもの数を初めて発表した。就学に悪影響を及ぼすと考えられている、1週間に21時間以上の家事手伝いをしている子どもの数は約5400万人である。そのうち女子が約3分の2を占めている。また、過剰な家事手伝いをしている子どもは経済活動にも従事している場合が多いと警鐘を鳴らしている。

このように、たとえ賃金が発生しない家庭内の手伝いであっても、義務教育を受けられないほど過度の負担を強いられている場合は、対策を講じる必要がある。

■お手伝いは1日に10分以下

総務省（2016）による生活時間調査では、1日のうち家事、介護・看護、育児に費やした時間は、10～14歳では3分、15～19歳では8分と非常に短い。

子どものお手伝いに関する調査では、「よくしている」と答えたのは小学生で32.8%、中学生で20.6%となっている（文部科学省・国立教育政策研究所 2013）。小中学生の67%が週に1回以上お手伝いをしており、食後の食器の片づけ、食材を切ったりお米を炊いたりするなどの食事の準備、弟や妹の世話をしている子どもが多い（日本生活協同組合連合会 2015）。2割弱の親は、お手伝いをした際にお小遣いをあげている。

■ヤングケアラー

現代の子どもはお手伝いをあまりしておらず、むしろ塾や習い事に通うのに忙しいと思われる。しかし、「お手伝い」をはるかに超える家事を行っている子どもたちの存在が明らかになってきた。家事のうえに病気や障がいのある家族や親族および高齢者の介護を行っている子どもをヤングケアラーと言う。少子化や家族の規模の縮小化に伴い、今後増えることが予想される。

大阪府の高校生を対象として2016年に行われた調査では、介護を必要とする家族がいて、介護をしていると答えた生徒は5.2%で、そのうち少なくとも4割が小学生から始めていた（京都新聞 2017年12月5日）。介護をしている相手は、祖母、祖父、母の順に多く、家事、力仕事、外出時の介助・付き添いなどを毎日行っている生徒が3割以上もいた。

後述する**R-6**における長期欠席している子どもの理由に、家族の介護や家事などの家庭の事情が挙げられている。実際、家族の介護のために学校へ行けない、中退する、就職をあきらめる子どもがいるという話を聞いた（2018年3月ヒアリング）。ヤングケアラーは、経済的に余裕がない家庭や偏差値ランクが低い高校に多い傾向があり、学業に影響している可能性がある指摘されている（毎日新聞 2018年1月18日）。

◆介護のため学校へ行けなかった少女◆

母が心の病を抱えていたため、小学生の頃から病院の付き添いや家事を担っていた。周囲との環境の違いに気付き、中学には行かなくなった。「誰かに話を聞いてほしい」と孤独を感じていた。18 歳になった少女は、NPO の支援を受け、ファッション系の学校への進学を目指してアルバイトを掛け持ちしている。(日本経済新聞 2016 年 3 月 15 日)

(4) 小中学生向けの仕事に関するサイト

■お小遣いが足りないためアルバイト探し

ゲーム機、スマートフォン、ブランドの服などの物やテーマパークやコンサートに行くなど、子どもが周りの友達を見て欲しい物やしたいことの種類は増え、一つひとつが高額化している。

「子どものくらしとお金に関する調査」(金融広報中央委員会 2015)によると、お小遣いをもらっている小学生は 7 割強、中学生は 8 割強で、1 か月にもらう額の最頻値は、それぞれ 500 円と 1,000 円である。お小遣いが不足した経験があるのは、小学生低学年では 4 割強で、学年が上がるにつれその割合は増え、中学生では 5 割を超える。もう少しお小遣いが欲しいという気持ちからか、アルバイトについてインターネットやスマートフォンで検索する子どもがいる。

インターネットの検索サイトで「中学生」「アルバイト」と入力してみると、500 万件以上がヒットする。「〇〇市の中学生のバイト・アルバイト求人情報」という見出しも表れ、クリックしてみると、多くは小中学生を対象とする塾講師などの募集で、新聞配達アルバイトが少数見られた。「検索条件に一致する投稿はありませんでした」と表示されるサイトもある。

他には、「中学生でもできるバイトはある?」「中学生でもバイトは可能?」などというタイトルで中学生のアルバイトについて解説しているサイトや、中学生からの「アルバイトはできますか?」という質問に答えているサイトもある。これらのサイトでは、おおむね労働基準法を引用して、中学生の労働は原則禁止と説明している。働く場合は学校の許可が必要なこと、年齢を偽ってはいけないこと、働かなければならない事情があれば学校の先生や役所に相談するように勧めていたりする。しかし、「中学生ということを隠してバイトする!面接担当をだます方法」というサイトもあった。

■中学生ができる仕事の紹介サイト

中学生ができる新たな形態のアルバイトとして、次のような方法が紹介されている。

①ポイント稼ぎ

スマートフォンのポイントアプリ・サイトで、会員登録したり、アンケートに答えたりしてポイントを獲得し、換金する。3~4 のポイントサイトに登録することによって、月に 1 万円程度は稼げるというサイトがある。

②アフィリエイト

ブログやホームページを開設し、企業の商品を紹介し、それを見た人が買うと報酬がもらえるという仕組みである。ただし、アフィリエイトの利用には 18 歳以上という年齢制限を設けている場合が多く、制限がないものを利用するように勧めている。

③データ入力

在宅でデータ入力などを請け負う仕事である。直接会う面接に行かなくても、インターネット上で登録でき、年齢を偽ることが可能である。

これらのアルバイトについて労働基準監督署に確認したところ、労働者でなく個人事業主にあたり、中学生が行うことは可能だろうと聞いた。ネット上のやりとりでは、年齢を知らなかったという言い訳がありうる。また、若い世代に人気のユーチューバーとして稼ぐことも問題はないそうだ。ただし、契約が発生した場合、民法では未成年が単独で締結することはできないことになっている。

しかし、なかには悪質な業者がいて、初めからポイントを換金するつもりがなく詐欺サイトや有料サイトの登録へ誘導している場合がある。アフィリエイトを開始する際に高額な教材を買わせたり、登録したメールアドレスに迷惑メールを送るなどの被害が報告されている。

このような業者への取り締まりを行う一方で、就労最低年齢に達する前の低年齢の子どもに対しても労働基準法に基づいたアルバイトの可否やネット上の情報に伴うリスクについて説明することが重要である。また、多様化する子どものニーズを考慮した貧困対策を行っていかなければならない。

9. 児童労働のリスクに配慮が必要な子どもたち

ここまでは、危険有害な労働を含むさまざまな形態の児童労働を紹介し、可能な限り公的統計データから推測した児童労働者数を示してきた。しかし、その数は、日本に存在する児童労働者全体の数の一部であると考えられる。さらに、表面化していない児童労働者や児童労働のリスクがあると思われる子どもたちについても考察する必要がある。

■3つのチャンネル ～家庭、学校、地域～

子どもが過ごす場所は、主に3つと仮定する。

第1に、家庭である。低年齢の子どもほど、家庭で過ごす時間は長く、心身の健全な成長に重要な役割を果たす。

第2に、学校など教育機関である。日本においては、子どもが学校に通うことは当然で、すべての子どもが学校に行っていると考えられている。実際、義務教育年齢の子どもはもとより、就学前には幼稚園や保育所に入り、中学校卒業後は99%の子どもが高校などへ進学している。教育機関などに在籍している子どもは、自由に使える時間が限られており、家庭以外にも見守っている教員などがいる。

第3に、地域である。子どもが住んでいる地域の子ども会やスポーツクラブなどに参加している場合、近所の人やコーチなどが子どもの周りにいる。

この3つが機能している場合は子どもがさまざまな人に見守られ、「SOS」を発するチャンネルを複数持っていることで児童労働のリスクが軽減できると考えられる。たとえ1つのチャンネルが機能していなくても、他にもあるためである。裏を返せば、家庭がうまくいっていない子ども、学校へ通っていない子ども、地域社会との関係性が薄い子どもに関しては、児童労働のリスクへの配慮が必要となる。

(1) 子どもの就学状況

学校へ通うことは、児童労働を予防するうえで大きな役割を果たす。そこで、次のような理由で就学していない子どもには、児童労働のリスクに配慮しなければならない。

■義務教育年齢（7～15歳）で就学状況が不明の子ども……1万790人

年齢別の在学者数・未就学者数は、10年ごとに実施されている国勢調査の大規模調査で発表されている。2010年の国勢調査によると、0歳から17歳の子どものうち、「その他」が322万6,022人、「不詳」が計1,349人となっている（総務省 2010）。

総務省統計局に問い合わせると、不登校の子どもを「未就学」、あるいは「幼稚園」「保育所」には当たらない施設にいる子どもを「その他」と記入者が選んだ可能性があり、「不詳」は記入漏れだと考えられるという説明だった。「未就学者」の「その他」には、家庭で過ごしている乳幼児が多く含まれると考えられるが、義務教育年齢に相当する7歳から15歳の子ども1万790人について正確な状況が把握されていないことが分かった。

表 15 在学者数と未就学者数（0～17 歳）

	男子	女子	合計
在学者合計	6,862,027	6,538,785	13,400,812
小学校・中学校	5,369,037	5,116,872	10,485,909
高校	1,463,030	1,409,072	2,872,102
短大・高専	29,926	12,811	42,737
大学・大学院	33	30	63
不詳	1	0	1
未就学者合計 （うち 0～6 歳）	3,546,862 (3,536,530)	3,382,877 (3,373,048)	6,929,739 (6,909,578)
幼稚園	764,894	743,478	1,508,372
保育所	1,136,513	1,057,484	2,193,997
その他 （うち 7～15 歳）	1,644,791 (5,560)	1,581,231 (5,230)	3,226,022 (10,790)
不詳	664	684	1,348
合計	10,408,889	9,921,662	20,330,551

出典：総務省（2010）『平成 22 年度国勢調査』を基に作成

■教育機関などに在籍していない子ども……約 163 万人（推計）

- ・ 小学校以上の教育機関・施設に在籍している子どもの数（一部 18 歳以上を含む）は、文部科学省が毎年実施している学校基本調査によると計 1,366 万 2,310 人である（表 16 を参照）。
- ・ 就学前の子どもの教育機関や保育施設などに在籍している人数は、異なる調査、異なる年度、さらに年齢別の数がないデータから推計した結果、約 420 万人である（表 17 を参照）。
- ・ 子ども人口、1,949 万 4,093 人（総務省 2015）から上記の数字の合計数を引くと、約 163 万人が教育機関や保育施設などに在籍していないと推計される。

表 16 学校別児童・生徒数

	男子	女子	合計
小学校	3,316,608	3,166,907	6,483,515
中学校	1,742,199	1,663,830	3,406,029
義務教育学校	6,535	6,167	12,702
高等学校（1）	1,720,621	1,683,191	3,403,812
中等教育学校	16,071	16,357	32,428
特別支援学校	89,046	46,891	135,937
高等専門学校（本科）	47,256	10,402	57,658
専修学校（高等課程）	18,322	20,640	38,962
各種学校（2）	46,120	45,147	91,267
合計	7,002,778	6,659,532	13,662,310

出典：文部科学省（2016a）『平成 28 年度学校基本調査』を基に作成

注：（1）全日制、定時制、通信制（15～17 歳）の合計、（2）高卒以上を入学資格とする課程の生徒数を除いた数

表 17 就学前の子どもの教育機関、保育施設などでの在籍状況

	子ども数
(1) 幼稚園	1,339,761
(2) 保育所	2,136,443
(3) 認定こども園	544,047
(4) 認可外保育施設	177,877
合計	4,198,128

出典：(1)文部科学省（2016a）『平成 28 年度学校基本調査』、(2)厚生労働省（2016c）「保育所等関連状況取りまとめ（平成 28 年 4 月 1 日）」、(3)内閣府（2016b）「認定こども園に関する状況について（平成 28 年 4 月 1 日現在）」、(4)厚生労働省（2016d）「平成 27 年度認可外保育施設の現況取りまとめ（平成 28 年 3 月 31 日現在）」を基に作成

国勢調査からは、義務教育年齢に相当する 7 歳から 15 歳の子ども約 1 万人が未就学であり、学校基本調査からは、未就学の乳幼児を含む 0 歳から 17 歳の子ども約 163 万人が教育機関などに在籍していないと推計された。子どもを児童労働から守るために教育機関が果たす役割は大きく、就学状況が把握されていない子ども、在学しているものの学校とのつながりが薄い子ども、義務教育修了後に働いている子どもなどには、児童労働のリスクを考察する必要がある。さらに、未就学の小さい子どもにもリスクがないとは言えず、困難な背景をもつ子どもや障がいをもつ子どももリスクへの配慮が必要である。

以下では、就学・就労状況が把握されていない可能性がある子どもたち（**R-1**～**R-5**）、在学しているが就労状況が把握されていない可能性がある子どもたち（**R-6**～**R-9**）、特別な配慮が必要な子どもたちについて（**R-10**～**R-11**）、児童労働のリスクという観点から考察する（表 4 を参照）。

(2) 就学・就労状況が把握されていない可能性がある子どもたち

すべての子どもは学校へ行っていると思いがちであるが、前述のように就学状況が把握されていない子どもが少なからず存在していることが確認できた。これらの子どものなかに就労している子どもがいる可能性を否定できない。

R-1 居所不明の子ども

■厚生労働省による居住実態が把握できない子ども……28 人

厚生労働省（2014）は、居住実態が把握できない子どもの調査を行い、全国に 2,908 人いることが判明した。その 4 か月後の調査では、①居住実態が把握できていない子どもの 95%が家族についても把握できなかったことや、②性別は男女ほぼ半々で、③義務教育就学前の子どもが全体の 5 割以上を占め、④小中学生が約 4 割、義務教育修了後の子どもが 1 割弱だったことも分かった。

2017 年に 1,630 人を対象とした厚生労働省の調査では、所在が確認された 1,602 人のうち 57 人については学校に通わせていないなどの虐待やその疑いがあり、所在が分からなかった 28 人のうち 6 人については第 1 回の調査から不明のままであった（毎日新聞 2017 年 6 月 29 日）。

■文部科学省による居所不明児童生徒……1,491 件

文部科学省（2012a）は、2012 年に全国の市町村教育委員会を対象として実施した調査において、児童生徒の居所不明を 1,491 件把握した。居所不明となった主な理由は、「不明」が最も多く 783 件、「その他」が 445 件とよく分かっていない。次いで「保護者が配偶者などの暴力から逃れるため」が 214 件であった。少数ではあるが、「保護者などによる児童生徒へ虐待から逃れるため」や「貧困による債務逃れ」が挙げられている。ところが、文部科学省（2016a）による学校基本調査では、1 年以上居所不明の学齢児童・生徒は、104 人という少ない数字が報告されている。

■警察庁による行方不明者……1 万 7,971 人

警察庁（2016g）による行方不明者の調査は、10 歳ごとの年齢別データしかなく、9 歳以下の子ども 900 人、10 歳代は 1 万 7,071 人が不明となっている。10 歳代は、行方不明者数および人口 10 万人当たりの行方不明者数（147.3 人）においても、各年代のなかで最も高い。9 歳以下と 10 歳代の行方不明者を合わせると、行方不明者総数（8 万 2,035 人）の 21.9% を占めていることになる。

◆居所不明の子どもが遺体で見つかる◆

厚生労働省が居所不明の子どもに関する調査を開始した背景には、2014 年 5 月に神奈川県のアパートで、死後 7 年が経過した男の子（当時 5 歳）の白骨化した遺体が見つかったことがあった。3 歳児健診を未受診、小学校の入学説明会に不参加、小学校に未就学などの状況があったにもかかわらず、男の子の所在を確認しないまま、住民登録と学齢簿⁽⁶⁾から抹消されていた。中学校に入学予定の子どもが行方不明であると児童相談所が警察に相談したことから、この事件が発覚した。（石川 2015）

◆居所不明の子どもが危険有害労働に従事◆

埼玉県川口市で 2014 年に、17 歳の少年が母親の命令で祖父母を殺してお金を奪った。母親は、離婚後異なる男性のもとを転々とし、少年は小学校 5 年生で居所不明児となってから学校へ通っていなかった。11 歳の頃、母親と同居している男が働くホストクラブで寝泊まりし、接客することもあった。また、母親に命じられて、民家の軒先に配達された牛乳を盗んだり、スーパーの前に停められた自転車のかごから買い物バッグを奪ったりもしていた。（石川 2015）

■居所不明の子どもにまつわるリスク

居所不明の子ども数は、異なる調査によって異なる結果となっており、実態が把握されているとは言い難い。厚生労働省は、住民票をもとに乳幼児健診の未受診などの子どもを調査の対象としており、学校は住民票をもとに作成した学齢簿に記載されている子どもを対象としている。つまり、戸籍がない、住民登録をしていない子どもは、調査対象から外れている（石川 2015）。

さらに、法律によって自治体は住民票と実際の居住実態を合わせることが求められており、居住実態がないと確認された場合、その住民票を抹消することがある。東京 23 区を含む全国の政令市・県庁所在地など 74 市区において、住民票に記載された住所に住んでいないとして、自治体が職権で住民登録を抹消した 18 歳未満の子どもが 940 人いた（石川 2015）。したがって、居所不明の子どもに加えて、学齢簿や住民票に記載されていない子どもが存在しており、このような子どもが、虐待されていたり、犯罪に巻き込まれたり、児

⁽⁶⁾ 義務教育年齢および次年度に就学すべき児童・生徒に関して市町村の教育委員会が作成を義務付けられている帳簿

童労働に従事している可能性は否定できない。

義務教育就学前や義務教育修了後の子どもなど、学校とつながっていない子どもの居住実態が把握されにくい傾向が見られる。誕生したすべての子どもの出生届が出され、転居や転学によって記録が途切れることなく、居所不明とならないような対策を講じるべきである。

R-2 無国籍の子ども

■無国籍の子ども……112人

小中学校に在籍する無国籍の子ども……191人

無国籍の子どもの数は、法務省入国管理局（2016b）の「在留外国人統計」によると 112 人であるが、文部科学省（2016b）の「無国籍の学齢児童生徒の就学状況に関する調査結果」によると、小学生 154 人、中学生 37 人、計 191 人を確認している。このうち要保護・準要保護児童生徒⁷⁾として認定されている子どもは 40.5%で、全児童生徒数に占める割合（15.6%）と比較すると非常に高いとしている。

■無国籍となる背景

子どもが生まれた時に出生届けを提出しなければ、その子どもは無国籍となる。その背景には、次のような場合がある。

・ 嫡出推定制度

婚姻中に女性が他の男性の子どもを妊娠し、その後離婚したが、離婚から 300 日以内に出産した場合、その子どもは元夫の子どもと推定される。実際の父親ではない元夫を父とする出生届けしか受理されないため、届け出をしないという選択をする。

・ 空港での置き去り

外国籍の親が空港に子どもを置き去りにして出国することがあり、なかには無国籍の子どもがいる。千葉県では児童養護施設へ入所した児童の国籍や在留資格問題解決のためのマニュアルを作成しているほどである（千葉県若人自立支援機構 2014）。空港から連絡があり、受け入れた子どもが無国籍であれば、児童養護施設は何とか情報を収集して国籍取得のための手続きを行っているそうだ（2017 年 1 月ヒアリング）。

■無国籍の子どもにまつわる不利益やリスク

無国籍の子どもの存在については、2006 年 12 月頃から新聞などで報道されるようになり、国会でも取り上げられた。住民票があれば学齢簿に記載され、義務教育を受けることができるが、パスポートがないために、海外での修学旅行に参加できなかったという事例もあった。

無国籍であるために、国民健康保険への加入、運転免許や国家資格の取得、家の賃貸契約などができず、就職においても制約を受けることがある。また、不就学となるリスクは高く、学校へ通っておらず自由に時間が使える状態では、児童労働に従事する／させられる可能性がある。東京都内の中学校夜間学級において、無国籍のため一度も学校へ行ったことがない 10 代後半から 20 歳代の人が学んでいたと聞いた（2017 年 1 月ヒアリング）。

⁷⁾ 生活保護を受けている、保護者がいない、保護者に監護させることが不相当である、身体的・精神的障害をもつなど、児童福祉法によって保護を必要すると認められた子ども

◆無国籍の子どもが不就学◆

岐阜県可児市で就学調査を実施したところ、無国籍の子どもが 2003 年度に 14 人と 2004 年度に 7 人いることを把握し、そのうちそれぞれ 7 人と 5 人が不就学であると分かった。無国籍でない子どもの不就学率は、各年度 4.2%と 7.2%であることから、無国籍の子どもの不就学率は非常に高い。行政が居住実態を把握していない無国籍の子どもは、不就学となる可能性が高いことが示された。不就学の理由としては、低収入や高額な制服代など経済的理由、そして就学に関する情報不足、学校による子どもへの対応が不十分、子どもの学習困難など学校に関わる理由が報告されている。(小島 2012, 2016)

R-3 外国籍の子ども

■18 歳未満の外国籍の子ども……31 万 6,291 人

そのうち義務教育年齢の子ども……14 万 5,698 人

日本には、2016 年 12 月現在、世界 196 の国と地域にわたる国籍をもつ 291 万 3,314 人の在留外国人がいる(法務省 2016b)。アジア地域の人 が 81.3%を占め、次に多いのが南米の人で 8.5%となっている。国別にみると、中国、韓国、ブラジル、フィリピン、ペルーの順に多い。

外国籍の子どもの在留資格は、多い順から次の通りである(法務省 2016b)。

- ①無期限の滞在が認められている「永住者」(36.7%)
- ②仕事や留学で保護者が来日し「家族滞在」(26.4%)
- ③難民、日系の子孫、中国残留邦人などで、一定期間住んでいる「定住者」(20.9%)
- ④在日朝鮮、韓国、台湾の人とその子孫である「特別永住者」(9.4%)

他に少数ではあるが、日本人や永住者の配偶者(4.4%)である子どももいる。

表 18 国籍・年齢別 在留外国人の子ども数

	義務教育年齢の子ども数			18 歳未満の子ども数		
中国	(1)	36,823	(25.3%)	(1)	92,453	(29.2%)
韓国	(2)	21,136	(14.5%)	(2)	41,753	(13.2%)
ブラジル	(3)	18,866	(12.9%)	(3)	37,751	(11.9%)
フィリピン	(4)	16,762	(11.5%)	(4)	33,089	(10.5%)
ペルー	(5)	5,425	(3.7%)	(6)	10,348	(3.3%)
ベトナム	(6)	3,373	(2.3%)	(7)	9,507	(3.0%)
総数		145,698			316,291	

出典：法務省(2016b)「在留外国人統計」を基に作成

注：カッコ内の数字(1)から(7)は、国籍別人数の順位を示している。

■学校基本調査による外国人児童生徒……7 万 2,089 人

学校基本調査(文部科学省 2016a)で報告されている外国人児童生徒とは、全国の国立、公立、私立の小中学校などに在籍する日本国籍をもたない子どもの数である⁽⁸⁾。学校法人として認可を受けていないインターナショナルスクール、朝鮮人学校、ブラジル人学校など、また認可を受けている場合も各種学校と分類されるため、この数字には含まれていない。

⁽⁸⁾ 日本と外国の両方に国籍をもつ場合は、日本人としている。

法務省による現在日本に在住する外国籍の子どもの数と学校基本調査による外国人児童生徒の数には、約 7 万人の差がある。その中には、インターナショナルスクールなどに通っていると推察されるが、実態は分からない^⑨。

■オールドカマー・ニューカマーと日本語教育

オールドカマーと言われる特別永住者は、何世代にもわたる基盤が日本にある。一方で、労働力として受け入れることになり、来日したブラジルやペルーなどの日系人をニューカマーと言う。日本語が話せない人も多く、学校で日本語の指導を行う必要性が生まれた。

日本語指導を必要としている児童生徒のうち、最も割合が高いのは母語がポルトガル語 (28.6%) で、中国語 (22.0%)、フィリピン語 (17.6%) となっている (文部科学省 2016c)。都道府県別に見ると、愛知、神奈川、東京、静岡、大阪、三重の順に在留外国人の数が多く、愛知と静岡で母語がポルトガル語とフィリピン語の人が多い (法務省 2016b)。

■外国籍の子どものうち、小学校で 0.5%、中学校で 1.0%が不就学

不就学の理由は、「お金がない」(33.0%)、「日本語が分からない」(16.0%)、「すぐに母国に帰るから」(10.4%) となっており、不就学の子どもの 60.9%が「家で何もしていない」と答えている (文部科学省 2010)。

◆外国籍の子どもの児童労働◆

13 歳から 15 歳の日系ブラジル人の子ども 12 人が請負契約を結んだ部品メーカーなどの工場 で働いていた。子どもは「学校の日本語の授業が理解できなくてつまらなかった」「家計を助けたかった」と答えている。岐阜労働基準監督署は岐阜県内の人材派遣会社 2 社に対して是正勧告を行った。(小島 2016)

※これは、**R-2** 無国籍の子どもにおいて報告した調査から不就学の子どもの存在が明らかになったことによって発覚した。

■外国籍の子どもの就学に関する課題

①日本の教育制度について知らない

◆来日して働くつもりだった 10 歳◆

10 歳で来日したインドシナ難民の子どもの親が住民登録のために市役所へ行くと、次に教育委員会へ行くように言われた。職員から「学校へ行ってください」という言葉を聞いて、親も子どもも驚いた。子ども自身も日本に来て働くつもりだったが、小学校 4 年生に編入した。(大谷 2017)

②日本語が話せない

外国籍の子どもは日本の子どもと異なり、就学義務の対象となっておらず、地方自治体や学校によって、日本語指導が必要な子どもたちの受け入れ体制にばらつきがある。

◆フォーラム「外国につながる子どもたちが希望をもてる社会をめざして」で報告された事例◆

中学 2 年生で来日した子どもが日本を話せないことを理由に、教育委員会と学校が受け入れず、日本語学校へ通った。16 歳となった現在、何もしていない。

- ・ 義務教育年齢であるが、学校へ行っても日本語が分からないため、家で弟や妹の世話をして

^⑨ 文部科学省 (2005) の資料によると、2005 年 5 月時点で、外国人学校数は 117 校、日本人を除く児童生徒数は 3 万 7,304 人となっている (幼稚園を含む)。

いた。

- 家に居て何もしないよりは、親と一緒に働いた方がよいと、お弁当工場で働いている義務教育年齢の子どもがいた。

(2017 年 7 月フォーラム)

③教育制度の違い

日本と外国では学校制度や義務教育期間が異なるため、日本で中学生と高校生に相当する年齢で来日した外国籍の子どもは、教育の機会を確保することが困難な場合がある。

例えば、

- 本国で 8 年間学校へ行っていたが、義務教育は修了していなかった。しかし、15 歳以上であったため、日本の中学校では受け入れられず、中学校卒業認定試験を受験するように言われた。
- 本国で義務教育を修了したとみなされる場合は、中学校夜間学級で学びたくても対象外であった。ただし、2015 年に文部科学省は一定の要件の下での受け入れを認めた。

このように、教育制度の違いや日本語教育などが、外国籍の子どもが日本で学ぶうえで障害となりうる。製造業が盛んな地域では、不安定雇用でも子どもが「稼げる」仕事が見つかりやすく、不就学・不登校の子どもや学齢超過などで高校進学をあきらめた子どものほとんどが就労しているという報告もある（国際移住機関 2015）。

外国籍であるという理由で教育の機会が提供されず、児童労働に従事することにならないように、支援が必要である。

R-4 就学免除・就学猶予の子ども

学校教育法第 16 条において、保護者は子どもが 9 年間の普通教育を受けるようにする義務を負うと明記されている。普段、義務教育年齢の子どもが働いている様子を目にすることはほとんどなく、すべての子どもが学校に通っていると思われる。しかし、学校教育法第 18 条において、病弱、発育不完全、その他やむを得ない理由があれば、市町村の教育委員会に必要な書類を提出し認められた場合、就学義務が猶予または免除される。

■就学免除・就学猶予されている子ども……3,735 人

義務教育の就学を免除・猶予されている子どもは、3,735 人と報告されていて（文部科学省 2016a）、その理由から児童労働のリスクについて次のように考察した。

- 病気などで入院している子どもや少年院に入所している子どもが児童労働に従事することは考えにくく、学習機会が提供されている場合もある。
- 重国籍で就学免除・猶予が認められている子どもについては、将来外国の国籍を選択する可能性が高く、他に教育を受ける機会が確保されている、あるいは海外から帰国した子どもが一定期間日本語を学ぶための措置が講じられているためとしている。しかし、義務教育に代わる教育を受けているのか確認されているのかは不明である。
- 「その他」については、文部科学省に問合せたが、情報がないとのことだった。
- 表 19 の数字は就学免除・猶予の申請数をまとめたものだと考えられ、申請をせずに不就学になっている子どもがいる可能性は否定できない。

表 19 就学免除・就学猶予者数

	6～11 歳			12～14 歳			合計		
	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計
就学免除者数	923	892	1,815	392	389	781	1,315	1,281	2,596
病弱・発育不完全	5	8	13	---	2	2	5	10	15
児童自立支援施設・少年院にいるため	1	---	1	8	1	9	9	1	10
重国籍のため	842	814	1,656	352	360	712	1,194	1,174	2,368
その他	75	70	145	32	26	58	107	96	203
就学猶予者数	387	388	775	205	159	364	592	547	1,139
病弱・発育不完全	10	9	19	2	1	3	12	10	22
児童自立支援施設・少年院にいるため	1	---	1	7	1	8	8	1	9
重国籍のため	307	307	614	168	136	304	475	443	918
その他	69	72	141	28	21	49	97	93	190
合計	1,310	1,280	2,590	597	548	1,145	1,907	1,828	3,735

出典：文部科学省（2016a）『学校基本調査』を基に作成

R-5 高校中途退学者

■高校の中途退学者……4万9,263人

義務教育である小中学校課程では、中途退学という扱いはないが、高校では2015年度に在籍者の1.4%が中途退学している（文部科学省 2017a）。全学年を通じて定時制高校は全日制高校より中途退学の割合が非常に高く、通信制を除くと1年生の退学者が最も多く、学年が上がるにつれて少なくなっている。中途退学率が最も高いのは、定時制高校1年生で19.1%である。

表 20 高校の中途退学者数

	全日制	定時制	通信制	合計
1 年生	14,229 (1.4%)	1,857 (19.1%)	531 (5.5%)	16,617 (1.7%)
2 年生	9,366 (1.0%)	806 (9.8%)	288 (3.2%)	10,460 (1.1%)
3 年生	3,082 (0.3%)	433 (5.7%)	252 (2.7%)	3,767 (0.4%)
4 年生		135 (2.3%)	64 (3.6%)	199 (2.6%)
単位制	3,109 (0.9%)	6,538 (9.9%)	8,573 (5.8%)	18,220 (3.4%)
合計	29,786 (0.9%)	9,769 (10.0%)	9,708 (5.5%)	49,263 (1.4%)

出典：文部科学省（2017a）「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」を基に作成

注：カッコ内の数字は中途退学率（在籍者数に占める中途退学者数の割合）

■中途退学の理由

中途退学の理由について、2つの調査結果を表21に示した。左側は学校を対象とした調査で、回答は1つのみの選択となっており、右側は高校を中途退学しておおむね2年以内の人を対象とする追跡調査で、複数選択の回答となっている。追跡調査の方は、より具体

的な選択肢となっており、学業、人間関係など複合的な理由がうかがえ、経済的、家庭的な理由も重要であることが分かる。

- 学校による回答で最も多い理由は、「学校生活・学業不適応」でいじめも含まれていると思われる。次に「進路変更」で、その背景には在校していた学校には馴染めず別の学校へ行くという学校生活への不適応があったことも考えられる。「家庭の事情」と「経済的理由」は少ないものの、「経済的理由」は2.8%で、2013年度の2.2%、2014年度の2.3%より増えている。
- 元生徒を対象とした調査では、「進級できそうにない」「勉強が分からなかった」「校風があわなかった」「人間関係がうまくいかなかった」という理由が多く、経済的な理由や家庭の事情も少なくない。

表 21 高校中途退学の理由

(1)「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」		(2)「若者の意識に関する調査（高等学校中途退学者の意識に関する調査）報告書調査」	
理由	割合	理由	割合
学業不振	7.8%	欠席や欠時がたまって進級できそうもなかった	54.9%
学校生活・学業不適応	34.1%		
もともと高校生活に熱意がない	13.2%	高校生活以外に興味があることができた	36.3%
授業に興味湧かない	5.3%		
人間関係がうまく保てない	6.1%	人間関係がうまくいかなかった	46.3%
		仲のよい友人が辞めてしまった	14.8%
学校の雰囲気合わない	4.3%	校則など校風があわなかった	52.0%
その他	5.3%	勉強が分からなかった	48.6%
		第一希望の高校ではなかった	20.8%
進路変更	34.3%		
別の高校への入学を希望	12.6%		
専修・各種学校への入学を希望	1.4%		
就職を希望	12.3%		
高卒程度認定試験受験を希望	3.2%		
その他	4.9%		
病気、けが、死亡	4.2%	健康上の理由	18.5%
経済的理由	2.8%	経済的な余裕がなかった	16.0%
		早く経済的に自立したかった	30.0%
家庭の事情	4.5%	親に辞めさせられた	2.9%
		早く家を出たかった	22.2%
問題行動等	4.1%	問題行動を起こした	24.1%
その他の理由	8.2%	妊娠した	4.0%
合計	100%		

出典：(1)文部科学省(2017a)、(2)内閣府(2011)を基に作成

■中途退学後の状況

内閣府（2011）によると、中途退学した元生徒の現在の状況は、「働いている」（56.2%）、「在学中」（30.8%）、「仕事を探している」（13.6%）、「家事・家事手伝いをしている」（11.0%）などとなっている。「働いている」と回答した人の中で、「正社員・正職員など」は 17.1% にすぎず、「フリーター・パートなど」が 77.2% を占めている。働いていると同時に、定時制や通信制を含む高校、大学、専門学校に在学している人は、計 17.4% である。

高校を辞めた時にしようと考えていたことと現在していることを比べてみると（表 22 を参照）、「アルバイト」と考えていた人のうち約 6 割は、パートなどの仕事をしている。「別の高校への再入学」は、再入学できなかったのか、再入学した高校も中途退学したのか、約 4 割は学校へ行っていない。「正職員」を希望していた人は、半数以下しか実現できていない。

将来については、「やや不安がある」と「たいへん不安だ」と回答した人を合わせると 69.6% にもなるが、正社員・正職員で働いている人の場合は不安をもっている人は 56.5% と在学中や仕事を探している人よりも低い割合である。高校中退後の不安定な生活がうかがえる。

表 22 高校を辞めた時点での将来の見通しと現在の状況

		現在の状況（複数回答）					
		正社員・正職員	フリーター・パート	仕事を探している	家事・家事手伝い	全日制・定時制高校	通信制高校
高校を辞めた時点での将来の見通し	アルバイトとして働く（35.9%）	-----	253 人 (61.9%)	73 人 (17.8%)	48 人 (11.7%)	-----	-----
	別の高校に再入学する（23.6%）	-----	105 人 (39.0%)	-----	-----	80 人 (29.7%)	103 人 (38.3%)
	正社員として働く（11.1%）	53 人 (42.1%)	39 人 (31.0%)	17 人 (13.5%)	-----	-----	-----
	分からなかった（8.9%）	-----	36 人 (18.8%)	17 人 (16.8%)	17 人 (16.8%)	-----	19 人 (18.8%)

出典：内閣府（2011）「若者の意識に関する調査（高等学校中途退学者の意識に関する調査）報告書調査」を基に作成

■高校を辞めたことへの後悔

高校中途退学者を対象とした調査では、高校を辞めたことを「後悔していない」（46.9%）という回答が最も多く、次に「どちらともいえない」（28.7%）となっている（内閣府 2011）。しかし、「後悔している」（23.7%）と答えた人を詳しく見てみると、中途退学をした後 3 か月以内では 10.7% だが、4 か月から 6 か月の人では 22.4% に増え、25 か月以上では 27.6% になっている。時が経つにつれ後悔の念が募っているようである。また、後悔している人は、仕事を探している人の中で最も割合が高く、現在の社会で高校中退者が希望する仕事に従事することの困難さが示唆されている。

■高卒資格の必要性への認識

高卒の資格が必要と考えている人は「必要ではない」（21.3%）と答えた人より圧倒的に多い（内閣府 2011）。「必要だ」と答えた人の割合は、上記の後悔に関する質問結果とは異なり、時の経過とともに上昇しているわけではない。しかし、中途退学後 3 か月以内の人の 66.7% から 25 か月以上の人では 77.9% に増えている。

「高卒資格が必要」と答えた人の割合が最も高いのは在学中の人で、そう考えたから中

退したものの復学したのだろう。一方で、その割合が最も低いのは働いている人で、すでに就職していることから必要性をあまり感じていないのだと思われる。

■高校中途退学者への支援の必要性

何らかの事情で高校を辞めた後、学校とのつながりという子どもを守るために重要なチャンネルを 1 つ失くしてしまうことになる。中途退学者の追跡調査（内閣府 2011）では、有効回答率が半数以下であった。連絡先が不明であったり、アンケートを受け取っても答えられない／答えたくない状況にあると考えれば、アンケート結果だけでは中途退学者の全容が見えたとは言い難い。

- 調査に回答しなかった人は、より困難な状況に置かれていることも推察される。高校生ならばアルバイトとして採用するが、高校中退者は採用しないという場合もあり、職業の選択肢が狭まってしまう。このような人たちへアプローチし、実態を把握し、効果的な支援を検討すべきである。
- 追跡調査では、「必要とした支援」という問いに対して、相談できる人や仲間および施設、経済的な支援、職場実習の機会が多く選ばれていた。これらより割合は低いが基礎的な学習への支援も挙げられている。高校中退者が、学び直しの機会やディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を得られるような支援を行い、危険有害労働へ従事しないように予防策を講じる必要がある。

◆地域若者サポートステーション◆

厚生労働省は、2006 年にモデル事業として地域若者サポートステーション（サポステ）を 25 か所設置し、現在は全都道府県 173 か所に増えている。同省から委託された NPO 法人や株式会社などが 15 歳から 39 歳の若者に対して、キャリア相談、コミュニケーションスキルの訓練、パソコン講座、企業での就労体験などを通して就労支援を行っている。

2016 年度に実施したサポステの利用者満足度調査では、「大いに満足」「満足」「まあ満足」を合わせると計 97.3%となっており、73.5%が「知り合いにサポステを勧めたい」と答えている（若者自立支援中央センター 2017）。しかし、認知度が非常に低いという課題がある。2010 年度からアウトリーチ（訪問支援）、2013 年度から学校とも連携してニートの未然防止や職業的な自立支援を促進しているものの、前述の高校中退者調査において、サポステを知っている割合は 1 割に満たない（内閣府 2011）。

サポステ利用者の背景を調べた調査結果によると、家庭や学校で「負の経験」をしている若者が多く、この 2 つの経験の要因に一定の関係性が見られた（宮本 2015）。経済的困窮家庭が 4 割を超えており、①ドメスティック・バイオレンス、虐待、②親の離婚、再婚、死別、③家族の精神疾患や介護と要する疾患、④家族関係の不和などその他の問題のうち、いずれかに該当する若者は 4 割を超え、3 つあるいは 4 つに該当する若者が約 2 割もいる。

回答者のうち、4 割がいじめを受けた経験があり、同じく 4 割が不登校を経験している。3 割強が学校の勉強についていけず、4 割強が教師や友人との関係が困難だったり、学校に馴染めなかった。すべての項目に該当した若者が 15.5%もあった。さらに、発達障害やメンタル・精神疾患の診断と診断されていたり、疑いがある若者は、3 割から 5 割弱と大きな割合を占めている。

サポステを訪問した際、就労支援以前に生活支援が必要な若者が多いと聞いた（2018 年 3 月ヒアリング）。生活基盤がない状態では、就職活動を行うことは困難である。

(3) 在学しているが就労状況が把握されていない可能性がある子どもたち

学校に在籍していても、学校とのつながりが薄い子どもが存在する。深刻な問題となっている長期欠席や不登校の子ども、近年学校から排除されるようになっていられる非行傾向の子どもに関しては、学校外で何をしているのかが必ずしも把握されておらず、危険有害な労働を含む児童労働に従事していないとは断言できない。また、中学校夜間学級および定時制・通信制高校では、通常日中は授業がないため、就労している生徒が多い。学校によっては生徒の職場を訪問するなど就労状況を確認しているそうだが（2017年6月ヒアリング）、学校教育外で行われていることに関して学校に責任を押し付けることはできない。結果として、労働時間や危険有害な労働への従事などの実態を把握することは難しい。

R-6 長期欠席・不登校の子ども

■長期欠席をしている小中高生……27万4,255人

学校には在籍しているものの、長期欠席⁽¹⁰⁾している子どもは増加傾向にある（文部科学省 2017a）。在籍者に占める長期欠席者の割合は、中学生（3.8%）、高校生（2.4%）、小学生（1.0%）の順に高い。高校では欠席が続いて中途退学する場合があるが、中学は義務教育であることから中途退学という選択肢はないためだと思われる。

■不登校が長期欠席の理由の中で最も多い

小学生で約5割、中学生で約8割、高校生で約7割の長期欠席者が、不登校によるもので、不登校による長期欠席者の約8割が、年間90日以上欠席している（文部科学省 2017a）。

「経済的理由」で長期欠席をしていると報告されている子どもは少ないが、学校で子どもの貧困が見えにくいと言われていることを考えれば、「不登校」や「その他」の理由の背景に「経済的理由」があることも推察される。

「その他」の理由の例として、「保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者」「連絡先が不明」が挙げられている。これには、先述した事例、**F** アイドル活動で学校を欠席、**G** 介護のため学校へ行けなかった少女、**R-1** 居所不明の子どもなどが含まれると思われる。

表 23 理由別長期欠席者数

	小学生	中学生	高校生
病気	19,946 (31.6%)	21,118 (16.0%)	14,266 (18.0%)
経済的理由	18 (0.0%)	31 (0.0%)	1,606 (2.0%)
不登校	30,970 (49.1%)	103,262 (78.3%)	52,520 (66.2%)
その他	12,157 (19.3%)	7,396 (5.6%)	10,965 (13.8%)
合計	63,091 (100%)	131,807 (100%)	79,357 (100%)

出典：文部科学省（2017a）「平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」を基に作成

注：「不登校」の数は、「不登校」と「その他」のうち「不登校の要因を含んでいる者」の合計とした。

⁽¹⁰⁾ 長期欠席とは、年間合計30日間以上の欠席を指す。

■不登校の子どもへの対応の難しさ

不登校になった子どもへの対応は容易ではないようで、長期間の指導が必要とされている。不登校状態が前年度から継続している子どもの割合は、小中高校ともに学年が上がるにつれて高くなっており、小中高校それぞれの最高学年では不登校児童生徒の5～7割が前年度から不登校の状態が続いている。

表 24 不登校の状態が前年度から継続している児童生徒数の割合

	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
小学校		37.3%	42.2%	44.6%	48.7%	55.9%
中学校	30.2%	57.1%	72.7%			
高等学校	30.8%	36.8%	46.2%	61.3%		

出典：文部科学省（2017a）「平成 27 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」を基に作成

■不登校の要因～学校の視点～（表 25 (1)を参照）

- ・ 小学校では家庭の生活環境の急激な変化、親子関係をめぐる問題、家庭内の不和など「家庭にかかる要因」が半数以上を占めている。
- ・ 中学校では、家庭環境、友人関係、学業不振の 3 つが主な要因となっている。
- ・ 高校では、上記 3 つに加えて、学校への不適応という要因が高い割合を示している。
- ・ 「家庭にかかる要因」とは、親子関係、家族の不和、生活環境の変化などが想定されおり、家庭の経済状況に関する選択肢はない。

■不登校の要因～元不登校生徒の視点～（表 25 (2)を参照）

- ・ 2006 年に不登校だった中学 3 年生を対象に 5 年後に行った追跡調査においても、家庭環境、友人関係、学業不振が主な要因である。
- ・ いじめを含む友人関係の割合が最も高くなっている。朝起きられないなど「生活リズムの乱れ」、および入学・転編入学・進級時、クラブ活動・部活動や教職員との関係を含む学校への不適応も高い割合を示している。
- ・ 不登校だった生徒自身が答えていることから、学校が判断して回答した調査結果より、複数の要因が関連する複雑な心境が示唆されている。
- ・ この調査においても、不登校の要因として家庭の経済状況は想定されていないが、別の設問で、当時「生活（経済的）にゆとり」があったか聞いている。「ふつう」と答えた割合が最も高く（44.0%）で、「ゆとりがあった」（27.2%）と「苦しかった」（27.4%）となっており、貧困家庭が含まれている。

■不登校だった生徒のその後

元不登校生徒の追跡調査から、中学校卒業の状況が明らかにされている（文部科学省 2014a）。

- ・ 不登校だった生徒（1,604 人）の 8 割以上が進学し、就職した生徒は 6.0%、働きながら進学した生徒が 4.2%、残りは進学も就職もしなかった。
- ・ 高校に進学した生徒（1,298 人）のうち、66.8%は卒業したが、19.7%は中途退学した。

中途退学した生徒（256人）のうち、高校に再入学が32.0%、就職が26.2%などである。さらに再入学した82人のうち13人が中退し、就職した67人のうち17人が離職している。

- さまざまな経緯があった現在、高校、大学などに通っている人は46.7%で、正社員は9.3%にとどまり、32.2%がパート・アルバイトをしている。
- 不登校だった当手を振り返って、「学校へ行きたかったが、行けなかった」と答えた人は約6割で、残りはそう思っていない。また、不登校についての後悔に関する設問でも「行かなくてもよかった」と「何とも思わない」という回答者の合計は約3割である。学校へ通うことに意味を見出せなかった理由はなぜなのか、学校の代わりとなる選択肢は何かを調べる必要がある。

表 25 不登校の要因

要因	(1)「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」			(2) 元不登校生徒に関する追跡調査
	小学校	中学校	高校	
家庭にかかる要因 親との関係 家族の不和 家族の生活環境の急激な変化	57.7%	32.0%	17.0%	33.9% 14.2% 10.0% 9.7%
いじめを除く友人関係をめぐる問題	20.5%	28.0%	15.9%	52.9%
いじめ	0.7%	0.5%	0.1%	
学業の不振	14.0%	21.4%	20.8%	31.2%
進路にかかる不安	1.0%	4.8%	8.6%	
入学・転編入学・進級時の不適応	5.3%	7.4%	15.8%	17.0%
クラブ活動・部活動等への不適応	0.3%	2.9%	1.8%	22.8%
教職員との関係をめぐる問題	4.5%	2.2%	1.2%	26.2%
学校の決まり等をめぐる問題	2.3%	5.0%	4.5%	10.0%
病気				14.7%
生活のリズムの乱れ				34.2%
インターネット、メール、ゲームなどの影響				15.3%

出典：(1)文部科学省（2017a）「平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」、(2)文部科学省（2014a）「不登校に関する実態調査 平成18年度不登校生徒に関する追跡調査報告書」を基に作成

注：どちらも複数回答

■不登校の子どもへの対策強化の必要性

家庭環境、友人関係、学業不振、学校への不適応などから不登校になる子ども、欠席が長期化している子どもが増えている。その背景には、子ども一人ひとりが複数の要因が絡んでいる個別の事情を抱えているということ理解しなければならない。

例えば、「家庭にかかる要因」には虐待やネグレクトが含まれ、虐待やネグレクトは家庭の経済状況と関連する。いじめや仲間はずれは、友人と外食するなどの友達付き合いが家庭の経済状況から難しいことから発生する。

不登校気味となり、授業についていけなくなったり、早起きの習慣がなくなったりする

と、学校へ戻ることが非常に困難となる。また、**A-5** JK ビジネスにおいて、不登校から引きこもりになったが、何かしなければと見つけたアルバイトが JK 見学店だったという事例を紹介した。長期欠席・不登校の子どもは、家で何もしていないというイメージがあるが、オンラインゲームや SNS で外の社会とつながっていたりする。児童労働に従事する可能性がゼロとは言えない。

現在の学校の体制では、不登校気味になった時点、そして不登校になった子どもに十分対応できていない様子がうかがえる。義務教育 9 年間のうち何年間学校へ通わなかったのか、不登校の間何をしていたのか、学校へ通えるようになったきっかけは何かなど、さらに詳しい調査、そして一人ひとりの不登校の子どもの背景にある複雑に絡んだ要因を探るための個別調査が必要だと思われる。

◆不登校の子どものためのフリースクール◆

フリースクールとは、子どもの自由、自主性を尊重した教育を行っている学校教育制度外の学びの場である。シュタイナー学校など海外のモデルに習って設立されたものや、不登校の子どもの受け皿として設立されたものなどがある。文部科学省（2017b）が 2015 年に実施した「小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設に関する調査」においては、全国 474 の団体・施設が対象となっており、回答があった 319 団体・施設に小中学生 4,196 人、高校生年齢の子ども 2,003 人が在籍している。活動内容は、相談・カウンセリング、個別の学習、社会体験、自然体験、調理、芸術体験などである。

フリースクールに通っている子どもの話によると（2017 年 9 月東京シュレー説明会）、不登校になったきっかけは「先生による暴力」「友人に裏切られた」「いじめ」で、1 年間家でゲームをして過ごしたこともあったそうだ。現在は、バンド活動、コンピューター関連の専門学校受験、ネイルサロンに就職など、それぞれ関心があることを見つけて活動、学習している。

2016 年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が制定されて、フリースクールや家庭など学校以外の場における学習が認められたり、夜間中学の設置が促進されることになった。しかし、学校に就学しなければならないという制度は変わっていないため、公立などの学校に在籍しながらフリースクールに通うという二重籍のままとされている。フリースクールへの登校を在籍校で出席扱いにするかについては、小中学生は 1992 年から、高校生は 2009 年から校長の判断で可能となったものの、前述した調査では、出席扱いになっている小中学生は 55.8%にとどまっている（文部科学省 2017b）。

18 万人以上と報告されている不登校による長期欠席者のうち（表 23 を参照）、フリースクールに通っている子どもはほんの一部である。その理由として、学校復帰を前提とした施策を国が続けてきたため、学校や教育委員会がフリースクールの情報を持っておらず、紹介するなどの連携も進んでいないことがある。加えて、フリースクールの数が少ないことや公費による支援がないため費用がかかるなどの課題がある。入会金が 1～3 万円の団体・施設が 3 割強、会費（授業料）を月額 1～3 万円と 3～5 万円とする団体・施設がそれぞれ 4 割弱となっている（文部科学省 2017b）。約半数のスクールでは会費の減免制度があるが、家庭の経済的負担は少なくない。フリースクールも会費、寄付、民間の助成金などで運営されており、潤沢な資金があるわけではない。

R-7 非行傾向の子ども

非行とは反規範的、反社会的な行為で、学校への不適応から生じる場合もある。少年法においては**A-6**で報告した犯罪行為、触法行為、ぐ犯行為に該当する。刑法を犯した少年少女の 6 割が、初発型非行と言われる万引き、自転車盗、オートバイ盗、占有離脱物横領⁽¹¹⁾で検挙されている。

⁽¹¹⁾ 遺失物、漂流物、その他占有を離れた他人の物を横領すること

これらには該当しないが、飲酒、喫煙、深夜徘徊など自分や他人の徳性を害する行為をした少年少女は不良行為少年として警察が補導している。さらに、学校における問題行動として、暴力行為、いじめ、不登校、自殺などについて文部科学省が調査を実施している。

■不良行為を行い、警察に補導された 20 歳未満の数……64 万 1,798 人

警察に補導された不良行為少年は、年々減少している（警察庁 2016f）。ただし、2011 年から 2015 年の間の減少率は、全体数の約 8 割を締めている男子の方が女子よりも低い。補導の理由は、深夜徘徊が約 6 割、喫煙が約 3 割となっている。

表 26 不良行為少年の補導人員（20 歳未満の人数）

	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
男子	784,230	711,506	637,317	584,818	519,644
女子	228,937	206,420	172,335	146,356	122,154
合計	1,013,167	917,926	809,652	731,174	641,798

出典：警察庁（2016f）「少年非行情勢（平成 27 年 1～12 月）」を基に作成

■学校で暴力行為を行った子ども……5 万 5,967 人

学校において、対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊などの暴力行為を行った小中高生の合計数は、男子の方が女子より圧倒的に多い（文部科学省 2017a）。在籍している児童生徒に占める加害児童生徒の割合は、0.4%以下と非常に低いが、中学生男子は 1.7%と最も高い割合を示している。

加害児童生徒に対しては、「退学・転学（懲戒退学を含む）」「停学」「出席停止」「自宅学習・自宅謹慎」「訓告」という措置がとられている。これらの措置がとられた小学生と中学生は非常に少なく、計 995 人である。高校生は加害児童の 76%、6,168 人に措置がとられ、「自宅学習・自宅謹慎」（53.8%）、「停学」（27.3%）の順に多く、「退学・転学（懲戒退学を含む）」は 8.3%となっている。

また、加害児童生徒ののうち外部の関係機関の措置がとられた児童生徒の割合は、小学生 1.2%、中学生 6.2%、高校生 4.0%である。その外部機関とは、小学生の場合「児童相談所」（50.0%）と「警察」（40.4%）が多く、高校生の場合「家庭裁判所の保護的措置」（40.2%）と「警察の補導」（37.1%）が多い。中学生は、「警察」（39.5%）、「家庭裁判所の保護的措置」（20.5%）、「児童相談所」（17.9%）、「保護観察」（15.5%）に分かれている。

■非行をした子どもの特徴

全国の児童相談所を対象に、主訴が非行であるケースについて調査、分析した結果として、非行をした子どもの特徴が報告されている（会津大学 2016）。子どもには、「対人関係の問題」（46.6%）、「低い自己評価」（38.7%）、「感情不安定」（22.8%）などの状況があり、「欠席がち」（32.6%）で「周りに非行・ぐ犯をした仲間」がいて（48.9%）、「集団の 1 人としての非行行為」（43.8%）をしていた傾向がある。

子どもの家庭では、「親に離婚歴がある」（55.7%）や「一人親家庭」（45.8%）など、家庭環境が複雑であり、親権者が「精神疾患」（10.7%）や「ドメスティック・バイオレンスの加害・被害」（13.2%）などの問題を抱えている。「虐待」など親子関係の不和を示す状況

の合計が 45.1%と報告されている。また、「生活保護世帯」と「非課税世帯」の合計が 23.3%で、経済的に厳しい家庭が含まれている。

■非行傾向のある子どもが危険有害労働に従事

A-7 解体工事現場で中学生就労死亡事故が起こった足利市では、非行傾向のある生徒への学校の対応力が低下し、校則違反などの生徒を学校から締め出す傾向があった。そうした生徒の不登校が日常化していくなかで、地域の業者が生徒の立ち直り支援の意味をもって就労させる傾向があった（足利市立中学校生徒の就労に係る死亡事故に関する第三者調査委員会 2014）。

同市では、こうしたアルバイト就労を教育課程上の職場体験学習とみなして、足利市の学校や教育委員会は黙認する傾向があり、容認している親もいた。しかし、事故後、文部科学省は足利市に対して、賃金を受け取るか否かなどにかかわらず、職場体験と称した就学のを機会を妨げる労働への従事は容認されないと通知を出した。

■非行傾向の子どもとその家族への支援の必要性

非行傾向がある子どもは、自分自身、家庭、学校、人とのかかわりにおいて困難を抱えている場合が多い。しかし、特に学校での暴力行為が多く発生している中学校において、十分な対応が行われているか懸念される。校則に反した制服や髪型で登校すると、校門に立つ指導教員から学校へは入れてもらえず、きちんとした格好で出直すように言われるという対応も報告されている。

また、義務教育修了後は、高校へ進学しなかったり、高校を中途退学した子どもは、学校からのサポートも失ってしまう。児童自立支援施設は不良行為を行ったり、行うおそれがある子ども、および家庭環境などから生活指導を必要とする子どもの自立を支援する児童福祉施設であるが、その多くは中卒者の新規入所を受け入れておらず、高校進学を保証できない体制にあると指摘されている（会津大学 2016）。さらに、非行傾向の背景にある家庭への支援も行わなければ、問題解決は難しい。

非行傾向があり、学校から締め出されたり、排除され、家にも居場所がない子どもが、集まって非行に及んだり、危険有害労働や不正な活動に使われるリスクがあり、支援が必要である。

R-8 中学校夜間学級の生徒

■中学校夜間学級の生徒の変化

中学校夜間学級（以下、夜間中学）の始まりは、1947 年 10 月に大阪市立生野第二中学校の教師が開設した夕間学級と言われている。第二次世界大戦後の困窮期において、多くの子どもが中学校には通えずに働いていたため、教育の機会を提供するための自主的な取り組みであった。1949 年に、全国初の公立夜間中学が神戸市に設立され、全国各地で増加していった。1953 年に東京都大田区糀谷中学校に併設された夜間部では、100 人以上の生徒のほとんどが 14～15 歳で、漁師や町工場の工員として働いていたという記録が残っている（東京都夜間中学校研究会 2011）。

1950 年代半ばをピークに、夜間中学の生徒数は減少傾向となり、生徒の背景が変わっていく。東京都においては、1970 年代に、韓国と中国からの帰国者が増加し、日本語学級が

開設されるようになった。1980年代には、子どもの頃に学校へ行けなかった在日韓国人の高齢者、中学校で不登校だった子ども、インドシナ難民など、生徒が多様化していった。1990年代には、中国からの帰国者が大幅に増加し、2000年代にはニューカマーの入学で多国籍化が進んだ。

■夜間中学の生徒……277人

8都府県25市区に31校が設置されている夜間中学に加えて、NPOや市民団体などが運営している自主夜間学校が、沖縄から北海道まで全国に37校ある。義務教育を修了しなかった高齢者、不登校などでほとんど学校に通えなかったが形式的に中学校を卒業した子ども（形式卒業者）、本国で義務教育を修了していない外国籍の人などが学んでいる。不登校の現役中学生も受け入れられるようになった。

夜間中学の生徒数は10代から60代以上まで全国で1,849人で、そのうち15～19歳は15%である（文部科学省 2014b）。外国籍の生徒が全体の81.0%を占めており、中国（53.3%）、韓国（19.0%）、ベトナム（6.7%）、ネパール（6.5%）、フィリピン（4.6%）の順に多い。

■夜間中学の生徒の就労状況

夜間中学の生徒は、学校に来るまでの日中の時間帯に働いていたたり、夜間中学に入学するまでの義務教育期間に何らかの理由で学校へ通わず働いていた経験があるかもしれないと考え、関係者に話を聞いた。東京都内の夜間中学では、アルバイトをしている生徒は全体の約半数ほどだと聞いたが（2016年6月ヒアリング）、児童労働に該当するような情報はなかった。

よくあるアルバイトのパターンの一つが説明された。家族と一緒に日本に来た10代の生徒が、夜間中学入学当時は日本語が話せず、同じ国の出身者が経営するレストランで働く。半年ほど経って日本語が少し話せるようになると、より高い時給を求めてコンビニやファストフード店で働き始める。

夜間中学卒業後の状況は、高校への進学が40%、就職が35%で、不明が25%もある（文部科学省 2014b）。ただし、東京都内の夜間中学では修了率が6～7割と聞いたことから、修了できなかった生徒を含めると入学した生徒のうちおよそ5割が、卒業時には状況が不明になっていることとなる。また、夜間中学だけでは中学3年間で習得できる漢字の読み書きの能力は限られており、高校進学は非常に難しいそうで、中学校卒業という資格では職業の選択肢が限られてくる。

高校中途退学者と同様に、夜間中学で学ぶ18歳未満の生徒の就労状況に関する情報は少なく、危険有害な労働に従事していないかなど把握する必要がある。

R-9 定時制・通信制高校の生徒

■定時制高校の生徒……9万3,168人（男子5万5,348人、女子3万7,820人）（併置校、分校を含む479校）

■通信制高校の生徒……11万7,921人（15～17歳の男子6万2,841人、女子5万5,080人）（併置校を含む377校）

（文部科学省 2016a）

■定時制・通信制高校生の就労状況

定時制・通信制高校では日中に授業がない学校が多いため、生徒は学校に通いながら働いている可能性が高い。また、通信制高校の生徒は、基本的には自宅で学習するため学校との関係は薄い。これらの理由から、児童労働のリスクが考えられた。

しかし、定時制高校も夜間中学と同様に変化が起きていることが分かった。10年ほど前までは、バイクを乗り回すような、いわゆる「やんちゃ」で全日制の学校を辞めて入学してきた活発な生徒が多かった。最近では、いじめや不登校を経験したことがある生徒や発達障害の生徒など、「おとなしい」生徒が増えているそう（2017年6月ヒアリング）。不登校などでほとんど学校に通っていなかった形式卒業者で、経済的にアルバイトをする必要がない生徒の方が、昼間働いて稼いだお金で夜間に学校へ行くという「苦学生」より多い学校もあるそう。

就労状況に関する全国規模の最近の調査はないようで、入手できた3つの調査では、生徒の約半数が働いており、そのほとんどが非正規労働であると報告されている（財団法人神奈川県高等学校教育会館教育研究所 2006；平塚 2009；日本高等学校教職員組合 2010）。

□働き先の業種

日本高等学校教職員組合（2010）の調査報告書では、1995年と2009年に実施した調査結果が比較されている。1995年の調査では、製造業（35.5%）、建設業（18.3%）、サービス業（16.3%）の順に多かったが、2009年の調査ではサービス業へと移行している。ファミリーレストラン、カラオケ、ガソリンスタンドなどのサービス業が最も多く（38.8%）、次にコンビニやスーパーなどの卸・小売業（28.5%）となっている。

□労働時間

働いている時間は、1日4時間から7時間で、週に4～5日働いている生徒が多く、学校の授業と合わせると自由な時間がほとんどない状態と思われる。経済的に困難な家庭状況のため倉庫での荷物上げ下ろしを1日8時間、3年間続けた生徒、深夜労働や長時間労働をしている生徒の事例などが報告されている。

□収入の使途

支出先として多いのは携帯代（65.3%）と娯楽費（48.8%）だが、授業料（32.6%）、給食費（20.7%）、その他修学旅行積立金などの学費（14.5%）という学費に加えて、家計費（28.8%）を出している生徒もいる。

■定時制・通信制高校生の就労に関する調査と啓発の必要性

定時制・通信制高校と夜間中学の生徒に考えられる児童労働のリスクは、共通している。学校には在籍しているものの、学校で過ごす時間が全日制高校の生徒より短く、働いている生徒が多い。修了率も全日制高校の生徒より低く、高校中途退学者が多くなる。

経済状況が厳しい家庭背景、危険有害労働やブラックバイトのような事例が示唆されていることから、定時制・通信制高校生の就労実態の把握、児童労働に関する啓発、学業を継続するための支援が必要である。また、先生や子どもを使用している雇用主への啓発も重要である。

◆大阪府の定時制高校生の就労状況◆

大阪府の定時制高校 2 校で生徒の就労状況を聞いたところ、1 年生は 4 割程度、2 年生以上は 7～8 割がコンビニ、ファミリーレストラン、ホテルのベッドメイキングなどのアルバイトをしているようだ。なかには、機械を扱う製造業や建築現場で働いている生徒もいて、アルバイト中に腕をけがした時に、労災保険で処理できるように学校が対応したケースもあった。

生徒の特徴としては、約半数が一人親（主に母子）家庭で、なかには身体的・精神的病気をもち、虐待やネグレクトの経験、生活保護受給世帯や児童相談所がかかわっているなど、困難な家庭環境の生徒もいることが指摘された。また、経済的に厳しい状況であることもうかがえた。アルバイト代を家に入れている生徒も多く、1 か月約 5,000 円かかる給食の希望者は少数でコンビニで購入した簡単な食べ物で済ませている生徒も見られる。（2017 年 6 月ヒアリング）

(4) 特別な配慮が必要な子どもたち

児童労働のリスクが考えられる子どもたちに加えて、社会的に特に弱い立場に置かれており、特別な配慮が必要な子どもたちについても報告する。社会的養護下の子どもは、保護者や適切な監護が行える保護者がいないと判断され、児童養護施設や自立援助ホームで暮らす。家庭というチャンネルが機能しておらず、施設を退所した後に家族からの支援が得られない子どももいる。そして、障がいをもつ子どもには、特別なニーズへの支援が必要である。このような子どもたちを児童労働から守るためには、特別な配慮をしなければならない。

R-10 児童養護施設の子ども

■乳児院（原則として 1 歳未満）……3,089 人（136 施設）

■児童養護施設（2～18 歳）……2 万 5,722 人（609 施設）

（厚生労働省 2016f）

乳児院や児童養護施設では、保護者がいない子どもや保護者が養育できない子どもが生活している。その主な理由は、1983 年には父や母が行方不明や父母の離婚であったが、2013 年には虐待が最も多くなっている（全国児童養護施設協議会 2015）。施設に入所している子どものうち、虐待を受けた子どもは 53.4%、何らかの障がいを持つ子どもが 23.4%で、どちらも増加傾向にある（厚生労働省 2011）。

■児童養護施設の退所者のその後

児童養護施設を退所するのは、家庭への復帰あるいは就学を辞める時である。高校へ進学しない場合は、中学卒業後に退所することになる。施設にいる間は、見守っている職員

がいるが、退所後は家族との関係がよくない場合は気軽に相談できる人もいなくなってしまう。そのような退所者の状況は、東京都（2011）が実施した、児童養護施設など⁽¹²⁾を退所後 1 年から 10 年を経た 3,920 人を対象とするアンケート調査によって明らかにされている。

- 対象者のうち、施設などが連絡先を把握している 1,778 人にアンケートを送付し、回答があったのは 673 人とどまっている。**R-5** 高校中途退学者の追跡調査の有効回答率は半数以下であったが、この調査ではさらに低い。
- 施設退所後に就いた仕事の期間は、回答者の約 4 割が 1 年未満であり、調査時に働いていなかった人は 16.3%となっている。
- 正規雇用者の割合は、男性 56.5%、女性 33.9%で、平成 22 年度の労働力調査（15～24 歳）と比較して男性は約 20%ポイント、女性は約 30%ポイントも低く、月収は 20 万円以下が 77.6%を占めている。
- 退所後に必要な支援として、相談全般の窓口、経済的支援、精神的な支援を希望していることから、家族や親族など頼れる人が少ないなか、継続した支援の重要性が示唆されている。
- 非行や犯罪をした、危険有害労働に従事していた子どもを描いた著書には、児童養護施設で過ごした子どもが多く含まれていた（鈴木 2008, 2011; 坂爪 2017）。中には、施設を家出したり高校を中途退学したため施設を退所した子どももいた。児童養護施設にいる間は、守ってくれる職員などがあるが、退所後に頼れる家族がいない子どもは脆弱な状況に陥る。

◆性産業や接客業で多く働く児童養護施設の退所者◆

性産業や接客業（クラブ、スナック、キャバクラなど）において、児童養護施設を退所した女性が多く働いていると言われている。児童養護施設の事情に詳しい業界関係者が、「商品価値」が高い 15～17 歳の少女を狙っており、キャバクラや援デリなどに斡旋したり、売春組織がかくまうこともあると聞いた。高校を卒業して施設を退所する時に決まっていた就職先での仕事を辞めた後、性産業や接客業へ転職する女性も多い。これらの業界ですでに働いている施設の先輩や友人から誘われる場合もある。

求人広告には「寮完備、時給 5000 円以上、体験入店は日給 3 万円と交通費支給、入店祝い 1 万円」などと掲載されており、住む場所と高収入が宣伝されている。児童養護施設の退所者は、家を借りる際に必要な保証人がいない場合が多いため、住む所が準備されていると助かる。仕事を辞めると同時に家も失ってしまうという状況を経営者は知っており、事務職で 1 か月働く給料より高収入を期待させ、住居も提供して、性産業や接客業で働く女性を確保しようとしている。

R-11 自立援助ホームの子ども

自立援助ホームとは、義務教育を終了した 15 歳から 20 歳未満の子ども・若者を対象とし、事情があって家庭を出て働かざるをえなくなった、または児童養護施設など退所した後、就業や日常生活の援助を行う共同生活の住まいの場である。

■自立援助ホームの利用者……559 人（13～17 歳）

全国自立援助ホーム協議会（2016）の調査によると、2015 年 8 月時点で全国に 106 ホー

⁽¹²⁾ 他には、自立援助ホーム、児童自立支援施設、養育家庭であるが、回答者の 8 割が児童養護施設の退所者である。

ムが設立されており、回答があった 103 ホームの過去 1 年間の利用者 821 人のうち 13 歳から 17 歳までの利用者は約 7 割である。

■自立援助ホームの利用者の背景

利用者には、ここまでに報告してきた困難な家庭環境や学校への不適応を経験した人が多い。親が「離婚」（60.4%）、「経済的困窮」（30.8%）、「生活保護の受給」（23.8%）、「精神的な疾病・障害」（22.3%）、本人が「養育者からの虐待」（58.1%）、「長期欠席・不登校」（27.4%）、「停学・退学」（25.2%）などの背景をもっている（全国自立援助ホーム協議会 2016）。

入居前の生活場所が、児童福祉施設、児童自立支援施設、一時保護所、少年院・鑑別所であった人の割合の合計は約半数で、「子どものみで生活」「一人で生活」「友人・知人と同居」（計 6.7%）という、おとなの保護下になかった人もいる。

在籍期間は、1 か月以内から 2 年までとさまざまだが、4 か月から 6 か月と 1 年から 2 年が、最も多くそれぞれ約 25%となっている。退所の理由には、職を得て自立した生活ができるようにすることが自立援助ホームの目的であることから、「自活できる見通しがついた」（26.2%）や「家族と暮らす」（13.7%）となっている。しかし、自己都合で「本人がホームでの生活を拒否」（23.3%）や「行方不明になった」（5.0%）も少数ある。自立援助ホームを運営するうえで一定のルールは必要であるが、集団生活に馴染みにくい子ども・若者もいると思われる。

児童自立支援施設

児童自立支援施設とは、不良行為を行ったり、行うおそれがある子ども、および家庭環境などから生活指導を必要とする子どもの自立を支援する児童福祉施設である。18 歳未満の子どもが対象で、小規模で家庭的な環境のもと学習し、社会性や協調性を養っていく。児童福祉法によって、都道府県などに設置義務が課せられており、全国 58 か所に 1,548 人が入所している（厚生労働省 2011）。自立援助ホームとは異なり、多くが公立施設となっている。

実際の夫婦など保護者に代わる専任職員と寮舎で暮らし、施設内外の学校へ通学、クラブ活動、キャンプなどの寮での行事を通して、自活・自立への訓練を積み重ねて、退所していく。

■自立援助ホームの課題

自立援助ホームは、困難な背景をもつ子どもたちが、ディーセントワークに就けるように支援をしている。少人数で限られた予算のなかで運営しているなか、本来は別の社会福祉による支援が必要であるかもしれない知的障害や発達障害をもつ利用者への対応や退所後の利用者の支援など、大きな負担を負っている。一方で、施設のルールを窮屈に感じて入所を選択しなかったり、施設の生活に適応できず退所する子ども・若者もいるようだ。中学校卒業者や高校中退者で、復学や進学したい場合は、原則として自立援助ホームを利用できないことになっている。

学校や職場という居場所がなく、社会福祉サービスからも漏れている子どもは、脆弱な状況に置かれている。このような子どもへの支援、そして子どもたちを支援している人たちへの支援策を検討する必要がある。

◆関東圏の自立援助ホームの状況◆

関東圏の自立援助ホーム 2 か所を訪問して、子どもの背景や児童労働について聞いた（2017 年 4 月ヒアリング）。利用者のほとんどが虐待や親のドメスティック・バイオレンスの経験者であったり、生活保護受給世帯や一人親家庭の出身者であるなど、児童養護施設で得た情報と重なる部分が多くあった。また、利用者には、非行傾向、知的障害、発達障害のある子どもが多く含まれ、人間関係を築くことが苦手であったり、学習への意欲があまりない傾向がある。

少年に関しては、20 年前は少年鑑別所の経験者など外向きのエネルギーが強い子ども・若者が多かったが、現在は引きこもりや非社会的でエネルギーに乏しい子ども・若者が増えているそうだ。これは、定時制高校で得た情報と似ている。

少女に関しては、自立援助ホームから家出したり、ボーイフレンドができてその男性と暮らすために退所する場合があるそうだ。ボーイフレンドと別れてしまったら、自立して暮らしていかなければならないから、ホームに留まって仕事を続けるようにと説明しても、出て行ってしまうこともあると聞いた。

児童労働と思われる事例を聞いたところ、飲食店でサービス残業をさせられているという話があった。他にも、小学校高学年から塗装業の父親の手伝いをさせられ、中学校にはほとんど通えず、家出を繰り返していた少年や、母子家庭で母親との折り合いが悪く家出をした後、売春組織に働かされ、逮捕されるに至ったという少女がいたそうだ。少女に関しては、性産業や接客業からの誘いがあるという。児童養護施設の退所者について報告したように、脆弱な立場の子ども・若者を勧誘する傾向が見られる。

一方で、自立援助ホームから巣立って、正社員として働いている女性もいる（2017 年 5 月シンポジウム）。親から虐待を受けていたが、自ら警察へ支援を求めて、自立援助ホームに入った。「おとなに守ってもらおうという経験を初めてした」「おとなに頼れるのはありがたい」と感じたそうだ。子どもを守れていない社会であるのだと、彼女の言葉を重く受け止めなければならない。

R-12 障がいをもつ子ども

■身体・知的・精神障害をもつ子ども……50 万 6,000 人（推計）

身体・知的・精神障害をもつ子どもは子ども人口の約 2.6%に相当する（内閣府 2016c）。この数字は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の所持者数の合計で、これらの手帳を持っていないが、何らかの障がいをもつ子どもの数はより多いと考えられる。

■特別支援学校と特別支援学級に在籍している子どもと通級による指導を受けている子どもの合計数……42 万 9,657 人（文部科学省 2017c）

■適切な支援を受けていない可能性がある障がいをもつ子どもたち

障害者手帳や療育手帳を持っていなかったり、特別支援学校・学級で学んでいない子どもたちのなかにも、学習、生活、人とのかかわりにおいて困難を抱えている子どもがいることが報告されている。

- ・ 先述したように、自立援助ホームに療育手帳を持たない知的障害や発達障害の入所者が含まれている。
- ・ 児童自立支援施設の入所児童の約 4 割に発達障害が見られた（会津大学 2016）。
- ・ 通常の学級に在籍している児童生徒の約 6.5%（男子 9.3%、女子 3.6%）が、知的発達に遅れはないものの学習面や生活面で著しい困難を示している（文部科学省 2012b）。
- ・ この児童生徒のうち 9 割近くに対して「個別の教育支援計画あるいは指導計画」が作成されておらず、特別支援教育支援員の支援対象となっていない。過去、現在におい

て何らか支援が行われていない割合は、約 4 割となっている。

小中学校では、学年が上がるにつれ、学習面や行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合が小さくなる傾向があると調査結果から分析されている（文部科学省 2012b）。早い段階で適切な支援が行われれば、「言うことを聞かない」と親から虐待を受けたり、周りの人と関係性を作ることが苦手なため誤解を受けて、いじめられたりすることが防げるかもしれない。一人ひとりの子どもに特性に合わせた、配慮ある支援を強化する必要がある。

◆1 年間ラブホテル暮らしした姉妹◆

父が蒸発した後、母は街で声を掛けた男が置いていくお金と生活保護で生活をしていた。そんな男からセクハラがあり、中学校に入学後、姉妹は児童養護施設に入った。姉は中程度の知的障害があったものの一般の中学へ通い、妹は中学 2 年生から援助交際を始めた。その後、姉妹は里親家庭に移った。しかし、姉は馴染めずに里親の家と施設を行ったり来たりしていた。

妹が中学校を卒業した 4 月に、姉が行方不明になる。街で声を掛けられ、強姦されていたが、警察には届けなかった。姉は里親の家から度々家出を繰り返し、妹はそれに付き合っていた。里親が辞退した後、妹が援助交際で稼ぎ、そのお金で姉妹で 1 年間ラブホテルに暮らしした。そのうち、姉も援助交際を始める。

妹は精神を病み、薬物に手を出す。ホテルが警察に通報し、補導され鑑別所へ入所した。姉は実家へ戻った。3 か月後に妹が鑑別所を出所した後、妹に薬物を供給していた売人が家を探してくれ、18 歳の姉と 17 歳の妹は、2 人暮らしを始める。姉妹は売人の世話で売春し、半年間で 150 万円を稼いだ。現在、姉（20 歳）は裏風俗、妹は 18 歳からセクキャバで働いている。

（鈴木 2008「わたしのおねえちゃん」より）

家庭環境に恵まれていない子ども、障がいなどがあり特別な配慮が必要な子どもに対する支援が十分に行われているとは言い難い。援助交際や薬物使用にかかわるようになり、経済的搾取、性的搾取にさらされるということが現実に行っているのである。子どもが守られていない社会であることを認識し、福祉サービスや社会的支援から子どもが漏れないように早急に対応しなければならない。

10. 児童労働につながる要因

■開発途上国における児童労働の要因

開発途上国における児童労働の要因については、長年調査研究が行われており、需要と供給という枠組みでよく説明される。需要側の要因としては、子どもはおとなよりも低賃金で雇え、不満を言うことが少なく、従順でコントロールしやすいことなどがある。供給側である家庭に関して重要な要因とされているのは、貧困と親の意識である。児童労働が子どもに与える悪影響を知らず、子どもが働くことは当たり前だという考えや、子どもにとって学校教育より働いてスキルを身に付けることの方がためになるという考えが、深く根付いていたりする。子どもの数が多い家庭では、全員を学校へ通わすことができないため、将来家を継ぐ息子の教育を娘より優先するという文化もある。また、学校が家の近くになかったり、教室やトイレなどの設備が不十分であったり、先生が毎日学校に来ないなど、学校環境が整っていないという要因もある。

しかし、これらの要因すべてが日本のような先進国には該当しない。労働市場、労働基準法の執行、所得、学校環境、就学率、教育の重要性への認識などの状況が、開発途上国とは異なっているため、日本における児童労働の要因を特定する必要がある。

■日本における子どもの児童労働と貧困

第二次世界大戦後の貧しい時代には、日本にも働いていた子どもが多くいた。その後の高度経済成長期には、金の卵と言われ、多くの子どもが中学校卒業後に就職していた。所得が向上し、高校進学率が90%を超えた1970年代以降も、働いている子どもはいた。一部の低所得者層の子どもが生活のために行っていること、あるいは子どもの社会勉強やお小遣い稼ぎとして、子どもによる労働は容認されていた。現在も、小中学生は働いていない、高校生は多少のお小遣い稼ぎのためにアルバイトをしている、と一般に考えられており、その中に児童労働が存在するという認識は低い。

子どもの貧困についても、最近まで語られることは少なかった。貧困に関する政府統計は約40年間公表されていなかったが、2014年に子どもの貧困率が16.3%にまで達したという発表は、衝撃をもって受け止められた。現在も、約7人に1人の子どもが貧困状態にある（厚生労働省 2016a）。日々の食事にも困っているという絶対的貧困家庭が存在し、子どもにとって必要な学習や体験の機会が十分に与えられていない相対的貧困家庭もある。どちらも一見すると貧困家庭には見えない場合があり、対応は容易でない。

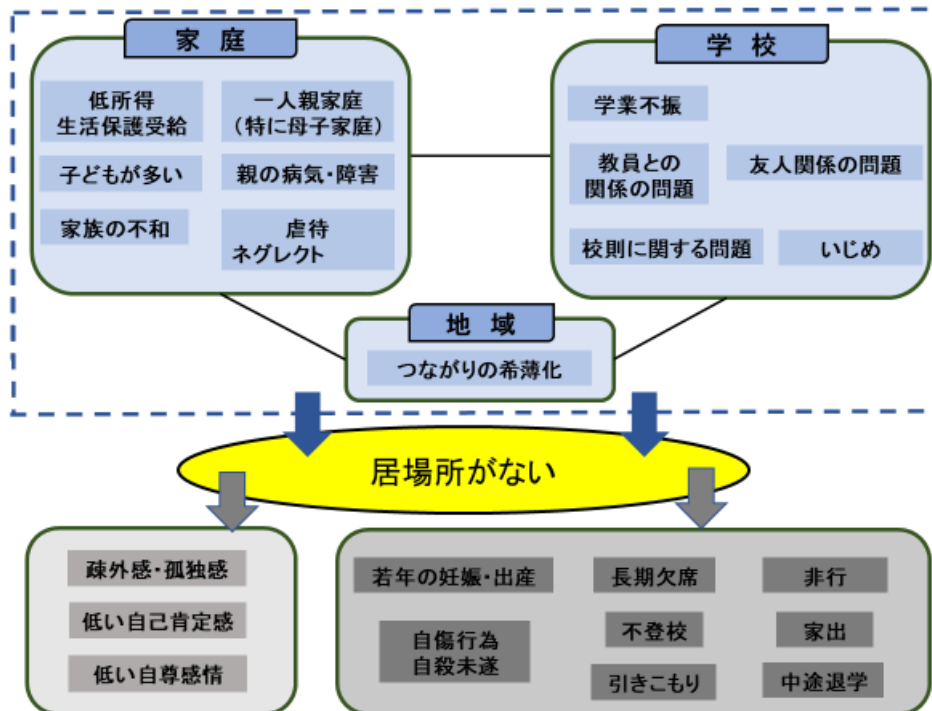
日本では子どもを育てるために多額の費用がかかり、特に他の国と比較して家庭が負担する教育費の割合が高いと言われている。日本国憲法は無償の義務教育の提供を保障しているものの、制服、修学旅行、部活動などの費用がかかる。ほとんどの子どもが進学している高校では、授業料は無償化されたものの教科書代などは有償である。大学に進学すれば、4年間で500万から1,000万という費用がかかる。

さらに、ゲーム機やスマートフォンを持ち、友人と外食や買い物に出かけることなどが一般的になり、仲間外れやいじめにあわないように友達づきあいをするための費用もかかる。多くの子どもが貧困状態にある現在、学業や部活動を犠牲にして学費や生活費のために働かなければならない、あるいは働こうとする子どもが増えているのではないかと懸念される。多少のリスクを感じていても高い賃金の仕事をしようと思わせる社会背景がある。

■日本における児童労働につながる要因

児童労働の予防という観点から、子どもがかかわっている家庭、学校、地域の 3 つが機能していることが重要であると述べた。これらが機能していなかったり、連携がなかったりする場合、児童労働のリスクが発生しうる。それぞれの場が機能していない要因は、本報告書で示した児童労働の事例から、現在子どもたちが直面しているさまざまな課題が児童労働の要因とつながっていると思われる（図 3 を参照）。

図 3 子どもが直面している課題＝児童労働につながる要因



出典：ACE 作成

家庭

子どもの貧困率が発表されて以降、各地方自治体で子どもの貧困調査が実施され、貧困家庭の特徴が明らかになってきた。これまで収集した児童労働の事例において、児童労働に従事していたすべての子どもが貧困家庭ではないものの、特に危険有害な労働に従事している子どもの家庭の特徴と重なる部分が多い。母子家庭、多子家庭、病気や障がいなどで養育能力が十分でない家庭などである。そして、現在深刻な問題となっている虐待やネグレクトと貧困には関連があるとされている。さらに、義父などからの性的暴力を含む虐待やネグレクトの背景には、親の離婚によって家庭環境が複雑になっていることもある。他にも、過干渉などさまざまなことに起因して親との関係がよくない場合、家に居場所がなくなってしまう。

学校

子どもが学校で直面する課題は、大きく分けると①学業（勉強についていけないなど）、②友人（いじめなど）、③教員や学校（体罰やブラック校則など）の 3 つに関連する。現在、重大な問題となっているいじめと不登校には関連があり、その背景に家庭の貧困や親の虐

待・ネグレクトもある。いじめから学校へ行きたくなくなり、長期欠席から不登校、そして引きこもりになる場合がある。学校に居場所がなくなり、家族との関係が悪いと学校にも家にも居場所がなくなってしまう。

地域

近所や地域のつながりの希薄化が指摘されたのは、最近のことではない。地域でお互いの顔を知らない、あいさつをしないなど、子どもを見守るという機能も低下している。一方で、子どもを見守る立場の人による子どもに対する犯罪も起こっている。少子高齢化に拍車がかかり、地域の子どもの会や行事がなくなったりするなど、子どもが地域参加する機会が減っている。地域における子どもの居場所がなくなり、さらに家族が機能していない場合は、地域との接点がない場合が多く、地域にも家庭にも居場所がなくなってしまう。

居場所がない子どもたち

家庭、学校、地域で居場所がない子どもにとって、家出、非行、中途退学、自傷行為が解決策になったりする。家に居たくないが、お金はない。そこで、SNS や出会い系サイトを通じて、泊まる場所を提供してくれる人（泊め男）を探し、転々とする。同じような境遇の子どもが集まって、不良行為にかかわったりするかもしれない。

義父、男友達、泊めてもらった男、公園で見知らぬ男からなど、性的暴力を受けた少女のなかには、「自分は汚れてしまった」と思い自暴自棄になって、援助交際を始めたケースがある。性病、妊娠、中絶、出産などを経験し、心身の健康を害する少女もいる。少年のなかには、仲間や先輩に頼まれて嫌と言えず、犯罪に引き込まれる場合もある。

居場所がないと感じた子どもは、疎外感や孤独感をもちやすく、自己肯定感や自尊感情が低くなりやすい。他の国の子どもと比較して、日本の子どもは自己肯定感が低いことは明らかになっており、自殺率も極めて高い（内閣府 2016d）。

■児童労働に陥るリスクの複合

就学し、欠席せず通学している子どもの場合、学校で過ごす時間が長いと、長時間、長期間にわたって危険有害労働を含む児童労働に従事する可能性は低くなる。学校の教職員や家族が「児童労働とは何か」を意識していれば、児童労働の予防が可能である。家庭と学校が子どもを見守ることができれば、二重の予防になるはずである。さらに、地域など多くの目で子どもを見守っているほど、児童労働のリスクは軽減されるだろう。

前章では児童労働のリスクに配慮が必要な子どものうち、居所不明、外国籍、不登校、非行傾向の子どもや障がいをもつ子どもなどが、危険有害労働を含む児童労働に従事していた事例を報告した。さらに、リスク要因が重なると、児童労働に陥るリスクが高くなる。解体工事現場で就労中に死亡した足利市の中学生は、校則違反などで学校から締め出され、不登校となり、同じような状況で「非行傾向がある」とみなされた子どもと知り合い、アルバイトを始めた。社会的養護のもとで育ち、援助交際や薬物に巻き込まれていた姉妹の姉には知的障害があり、児童養護施設や里親に馴染めなかったという背景があった。

ここで提示した児童労働につながる要因の間には関連性があり、複雑に絡み合っている。今子どもが抱えている一人ひとりの問題を包括的に解決することは、児童労働を無くし、予防することにつながっていく。

11. 日本における児童労働問題への取り組みに関する提言

世界では1億5,200万人が児童労働に従事しており、そのうち200万人は先進国の子どもである。日本においては、2015年に年少者（子ども）に関する297件の労働基準法関係法令違反が発生し、児童労働に相当すると考えられる福祉犯の被害者数は6,235人と報告されている。本調査からも、危険有害労働を含むさまざまな児童労働の事例があることが分かった。

「2025年までにあらゆる形態の児童労働を撤廃する」という持続可能な開発目標のターゲット8.7を達成するためには、日本も早急に取り組みを開始しなければならない。本調査の結果から、特に次の就労形態の子どもへの対策を強化すべきであると考えます。

- ・ 危険有害な労働に従事する子ども：少数かもしれないが、子どもの安全、健康、道徳を害する労働からの保護と予防は危急の課題である。
- ・ 中学校卒業後に働いている子ども：通学しながら働いている子どもを含めると約23万人という多数の子どもをブラックバイトなどの違法な労働環境から守るとともに、予防策を講じなければならない。

本調査の結果を受けて、ACEは日本における児童労働の撤廃と予防のための活動を計画・実施していくことにした。

■意識啓発

現在、日本で最も多い児童労働の形態は、高校などに通いながら働いている子どもと中学校卒業後に働いている子どもの労働環境にあると考えた。その一因である「児童労働」への認識の低さに対して取り組んでいく。

- 使用者、教員、子どもを支援している人などおとなを対象として、労働基準法の説明を中心に児童労働から子どもを守るためのリーフレットを作成、配布し、研修などを行う。
- 高校生および中学校卒業後に働いている子どもを対象として、労働基準法違反だけでなく違法な労働から守るために、リーフレットを作成、配布するなど意識啓発を行う。
- 企業に対して、国内外のサプライチェーン上に児童労働が存在する可能性を伝え、リスクの特定や問題解決を支援する。
- 子どもを支援している団体、特に子どもの貧困に関連するプロジェクトを実施している団体に「児童労働」への認識を新たにしてもらう。
- 市民に対して、「日本にも児童労働が存在する」ことを広く知らせ、問題解決のために共に行動してもらえるように訴える。

■直接支援を開始するための実態調査

児童労働の実態と要因を把握するために、対象地域を決めて調査を実施し、児童労働の撤廃と予防のためのプロジェクトを立案、実施へとつなげていく。

■ネットワーキング

一団体による活動だけで、すべての形態の児童労働を無くすことは難しく、またすでに児童労働に関連する子どもを支援している団体があることから、これらの団体や労働組合

などとのネットワークを拡大、強化し、直接支援、間接支援、意識啓発、アドボカシー活動などで連携する。

■アドボカシー、政策提言

日本から児童労働を無くすためには、法整備や政策実施がきわめて重要である。そのため、政府に提言を行い、児童労働への取り組みを強化していくように要請する。

ACE 政策提言書

1. 最悪の形態の児童労働撤廃のための行動計画の策定

最悪の形態の児童労働条約（ILO 第 182 号）において、加盟国は最悪の形態の児童労働を優先的に撤廃するための行動計画を作成、実施することが求められている。人身取引、児童ポルノ、援助交際、建設業、接客娯楽業などの日本における危険有害労働をゼロにするために、行動計画が必要である。

2. 児童労働問題を一括して所管する部署の設置

児童労働問題を解決するためには、労働、教育、社会福祉など多方面から取り組まなければならない。最悪の形態の児童労働撤廃のための行動計画の実施にあたっては、関係省庁との調整を図っていく主管となる部署が必要である。

3. 児童労働の実態調査の実施と対策の推進

児童労働の実態調査を実施して、形態別、年齢別、男女別の統計を作成、児童労働の全容と背景を把握、個々の状況に応じた対策を推進することが必要である。

4. 児童労働の被害者の保護とケアの提供

児童労働の被害者には安全、安心な生活環境を確保し、心身に有害な影響を受けたすべての子どもに適切なケアを提供することが必要である。

5. 児童労働に関する法令違反への厳罰化

児童労働を取り締まる労働基準法、児童福祉法、児童買春・児童ポルノ禁止法などの処罰は、児童の使用および搾取を防止できるように厳罰化する必要がある。

6. 企業のサプライチェーンにおける児童労働への取り組み促進

日本において児童労働が存在することを前提とし、企業本社のみならずすべての支社、調達先、委託先における児童労働の有無、および児童労働が発生するリスクについて特定し、児童労働が発覚した場合の対策を企業が実施するような施策を講じる必要がある。

7. 児童労働問題に対する意識啓発

労働基準監督官、行政職員、使用者、教育関係者などへ年少者の使用に関する研修を実施するとともに、子どもを含む市民に対して児童労働に関する意識啓発を行う必要がある。

12. おわりに

日本に存在する児童労働にはどのような形態かあるのか、どれ位の規模なのか、どのような実態なのか、という疑問から調査を開始したのは、2016年9月であった。既存の公的統計データからさまざまな形態の児童労働者数の収集、児童労働と考えられる事例が含まれる文献調査、児童労働の実態を知っていると思われる団体や個人へのヒアリングなど、予想していたより調査は広範囲に及び、予定していた1年を大幅に上回る時間がかかってしまった。そのため、使用しているデータが最新のものではないことをお詫びするとともに、ご理解・ご了承いただければと思う。

調査実施中に感じた課題は、主に2つである。第1に、予想はしていたものの、児童労働の規模を示すデータは存在せず、さまざまな公的統計データを組み合わせても日本の児童労働者数を示すことは難しかった。

第2に、児童労働の実態を直接現場で把握することの難しさであった。ヒアリングをした人たちのすべてが児童労働を確認していたわけではなく、児童労働者を知っていても、ほとんどの人が児童労働者と現在もコンタクトできる状況ではなかった。また、対象者が未成年であることに配慮する必要もあり、直接話を聞くことはできなかった。

しかし、就学・就労状況が不明である子どもが多く存在することや、危険有害労働を含む児童労働に従事している子どもの深刻な状況が明らかになった。さらに、児童労働の要因は、子どもの貧困、虐待・ネグレクト、いじめ、不登校など現在子どもが直面している課題と関連していることも分かった。児童労働の撤廃と予防のためには、これらの問題に「児童労働」という視点をもって取り組むことが重要である。

本調査から、ACEが日本で行う活動および政策提言（アドボカシー）のポイントが示唆された。ここまでの調査を第1段階と位置づけ、第2段階では児童労働が多いと思われる地域に絞り込んで、児童労働の実態と要因を調査していく計画である。その過程においては、子どもたちの声に耳を傾けて、どのような支援策が必要なのか検討し、試行錯誤しながら支援を開始してきたいと考えている。また、子どもに関連する課題の根本的な要因として、「子どもの権利」への認識・理解不足があると考え、「子どもの権利」についての普及活動にも力を入れていきたい。

本報告書を読まれて、児童労働について情報をおもちの方は、ACEまでご連絡をいただけましたら幸いです。今後とも、ACEの活動にご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

参考資料

1. 調査の背景

厚生労働省（2009）「相対的貧困率の公表について 報道資料（平成 21 年 10 月 20 日）」。
厚生労働省（2016a）「国民生活基礎調査の概況」。
文部科学省（2016a）『平成 28 年度学校基本調査』。
ILO（2017）*Global Estimates of Child Labour: Results and Trends, 2012-2016*. Geneva, ILO.

4. 児童労働の定義

ILO（2004）*Child Labour: A Textbook for University Students*. Geneva, ILO.

5. 児童労働の形態と規模

警察庁生活安全局少年課（2016a）「児童虐待及び福祉犯の検挙状況（平成 27 年 1～12 月）」。
警察庁生活安全局保安課（2016b）「平成 27 年中における人身取引事犯の検挙状況等について（広報資料）」。
厚生労働省労働基準局（各年）『労働基準監督年報』。
総務省統計局（2015）『平成 27 年度国勢調査』。
ILO（2017）*Global Estimates of Child Labour: Results and Trends, 2012-2016*. Geneva, ILO.
労働基準監督署からヒアリング（2018 年 4 月 19 日）。

6. 危険有害な労働

A-1 人身取引

警察庁生活安全局保安課（2017a）「平成 28 年における人身取引事犯の検挙状況等について（広報資料）」。
人身取引対策推進会議（2016、2017）「人身取引対策に関する取組について（年次報告）」。
UNODC (United Nations Office on Drugs and Crime) (2014) *Global Report on Trafficking in Persons 2014*. New York: United Nations.
U.S. Department of State (2017) *Trafficking in Persons Report 2017*. Washington D.C.: U.S. Department of State Publication.
NPO 法人ライトハウスからヒアリング（2017 年 9 月 27 日）。

A-2 児童ポルノ

警察庁生活安全局少年課（2016a）「児童虐待及び福祉犯の検挙状況（平成 27 年 1～12 月）」。
警察庁（2016c）「平成 27 年における出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について（広報資料）」。
警察庁（2016d）「ネットを通じた子供の性被害について」。
https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/no_cp/newsrelease/2016_statistics_data.pdf
児童相談所における児童買春・児童ポルノ被害児童への対応状況に関する調査研究事業研究会編（2016）『「児童相談所における児童買春」、児童ポルノ被害児童への対応状況に関する研究」報告書』（特非）人身取引被害者サポートセンター ライトハウス。

ヒューマンライツ・ナウ（2016）『日本・児童ポルノ規制の実情と課題 子どもたちを守るために、何が求められているのか～「疑わしさ」の壁を越えて～』。

『京都新聞』（2017）「長女の児童ポルノ製造容疑、父親逮捕 8歳から出演さす」7月28日。

<http://www.kyoto-np.co.jp/top/article/20170728000081>

『サンスポ』（2017）「13歳長女の児童ポルノ製造容疑、父親ら4人逮捕」7月28日。

<http://www.sanspo.com/geino/news/20170728/tro17072812280004-n1.html>

A-4 出会い系ビジネスと援助交際

宇井美代子ほか（2008）「成人男性の買春行動及び買春許容意識の規定因の検討」、『心理学研究』第79巻第3号、215-223。

警察庁（1992）『平成4年版警察白書』。

警察庁生活安全局少年課（2015）「サイバー補導の現状と今後の取組について（広報資料）」。

警察庁（2016e）『平成28年版警察白書』。

警察庁生活安全局少年課（2017b）「平成28年における少年非行、児童虐待及び児童の性的搾取等の状況について」。

警察庁（2017c）「平成28年におけるコミュニティサイト等に起因する事犯の現状と対策について（広報資料）」。

財団法人社会安全研究財団（2007）「出会い系サイトに関する調査報告書」。

東京都幼稚園・小・中・高心障性教育研究会（1999）「1999年調査『児童・生徒の性』東京都幼・小・中・高・心障学級・養護学校の性意識・性行動に関する調査報告」、学校図書株式会社。

内閣府（2016a）「平成27年度青少年のインターネット利用環境実態調査」。

日本PTA全国協議会（1994）「子供の生活意識・実態調査結果報告書」。

兵庫県・財団法人兵庫県ヒューマンケア研究機構 家庭問題研究所（2002）「青少年の性意識と性行動に関する調査研究報告書」。

深谷和子・三枝恵子・小原孝久（1998）「援助交際」、『モノグラフ・高校生'98』、Vol. 52、ベネッセ教育総合研究所。

北海道学校保健審議会（2008）「生徒の性に関するアンケート調査のまとめ」。

『産経ニュース』（2016）「歌舞伎町の出会い系喫茶『制服相席屋』店長を逮捕 個室でわいせつの『裏オプ』横行 警視庁」6月20日。

<http://www.sankei.com/affairs/news/160620/afr1606200008-n1.html>

A-5 JK ビジネス

井川楊枝（2016）『女子高生ビジネスの内幕』、宝島社。

いわゆるJKビジネスにおける犯罪防止対策の在り方に関する有識者懇談会（2016）「いわゆるJKビジネスにおける犯罪防止対策の在り方に関する報告書」。

警察庁生活安全局少年課（2017d）「いわゆる『JKビジネスの』営業実態等の調査結果について」。

坂爪真吾（2017）『見えない買春の現場―「JKビジネスのリアル」』、KKベストセラーズ。

福富護（1997）「いわゆる『援助交際』に対する女子高校生の意識及び背景要因の分析研究」、(財)女性のためのアジア平和国民基金。

特定非営利活動法人 BOND プロジェクト（2012）「平成23年度東京都地域自殺対策緊急強化補助事業『生きるチカラ報告書～10代20代女性の自殺念慮調査～』」。

矢作由美子（2015）「サイバー補導の現状と課題～不良行為少年の補導活動の拡大化～」、『早稲田大学社会安全政策研究所紀要』第7号、113-140。

『朝日新聞』（2017）「JK ビジネス店長の少年逮捕 女子高生に性交させた疑い」7月5日。
<http://www.asahi.com/articles/ASK753TSBK75UTIL00T.html>

『朝日 DIGITAL』（2017）「『俺は元組員だ』 JK カフェの女子高生を監視容疑」5月9日。
http://news.tv-asahi.co.jp/news_society/articles/000100311.html

『産経 WEST』（2017）「ガールズバー経営者は全員少年、店員は『JK』…容疑で18歳少年逮捕、警官を客引きも 大阪ミナミ」5月30日。
<http://www.sankei.com/west/news/170530/wst1705300037-n1.html>

『産経ニュース』（2015）「18歳未満働かせた JK リフレ店経営者ら逮捕 労基法違反容疑 警視庁」1月21日。
<http://www.sankei.com/affairs/news/150121/afr1501210023-n1.html>

『産経ニュース』（2015）「折り鶴折る女子高生の下着をのぞき見 新卒の『JK ビジネス』摘発 男3人逮捕、警視庁」5月11日。
<http://www.sankei.com/affairs/news/150511/afr1505110029-n1.html>

『産経ニュース』（2016）「浜の『JK カフェ』」摘発 風営法違反容疑で経営者ら逮捕」9月10日。
<http://www.sankei.com/region/news/160910/rgn1609100015-n1.html>

『産経ニュース』（2017）「『おさんぽ』 実は女子高校生売春 『JK ビジネス』 埼玉で初摘発、2人逮捕 全国的広がり懸念」12月4日。
<http://www.sankei.com/affairs/news/171204/afr1712040028-n1.html>

『SANSPO.COM』（2013）「『JK 撮影会』 初摘発、個室でみだらなポーズさせる 経営者逮捕」11月29日。
<http://www.sanspo.com/geino/news/20131129/tro13112919130007-n1.html>

『SANSPO.COM』（2014）「『JK コミュ』 初摘発…個室で女子高生を『全身クンクン』」10月17日。
<http://www.sanspo.com/geino/news/20141017/tro14101705010004-n1.html>

『J-CAST ニュース』（2014）「ガールズバーで接客していたのは12歳の少女 小学6年生が『LINE』でバイト見つけた」4月1日。
<https://www.j-cast.com/2014/04/01200856.html?p=all>

『日本経済新聞』（2011）「下着姿『のぞき屋』で少女ら働かせる 神奈川県警、経営者を逮捕」5月18日。
https://www.nikkei.com/article/DGXNASDG18010_Y1A510C1CC0000/

『リアルライブ』（2013）「警視庁が『JK お散歩』で働く女子高生らを一斉補導」12月19日。
<https://nnpn.co.jp/article/detail/61059853/>

A-6 不正な活動

警察庁生活安全局少年課（2016f）「少年非行情勢（平成27年1～12月）」。

https://www.npa.go.jp/cyber/statics/h27/h27_community.pdf

警察庁生活安全局少年課（2017b）「平成28年における少年非行、児童虐待及び児童の性的搾取等の状況について」。

法務省（2016a）『平成28年版 犯罪白書』。

『産経ニュース』(2018)「少年の特殊詐欺摘発倍増 昨年 66 人、バイト感覚で犯行か 埼玉県教委、学校に注意喚起へ」6 月 29 日。

<https://www.sankei.com/region/news/180629/rgn1806290057-n1.html>

A-7 建設業

足利市立中学校生徒の就労に係る死亡事故に関する第三者調査委員会 (2014)「足利市立中学校生徒の就労に係る死亡事故に関する調査報告書」。

厚生労働省労働基準局 (2015)『平成 27 年労働基準監督年報 (第 68 回)』。

『NHK NEWS WEB』(2012)「東電福島第一原発 17 歳が作業」5 月 8 日。

<http://www3.nhk.or.jp/news/genpatsu-fukushima/20120508/>

『共同通信』(2012)「工事中、バイトの中 3 死亡 群馬・桐生、壁の下敷き」8 月 7 日。

『日本経済新聞 (電子版)』(2014)「高校生が除染作業従事 栃木の建設会社、健康被害はなし」12 月 25 日。

http://www.nikkei.com/article/DGXLASDG25HB6_V21C14A2000000/

『毎日新聞』(2017)「転落死 15 歳少女、バイトで清掃中 古河の工場／茨城」12 月 18 日。

<https://mainichi.jp/articles/20171218/ddl/k08/040/068000c>

『読売新聞 (YOMIURI ONLINE)』(2015)「15 歳に除染作業させ『何が何でも 18 歳で通せ』」2 月 18 日。

<http://www.yomiuri.co.jp/feature/TO000303/20150218-OYT1T50073.html>

A-8 接客娯楽業

厚生労働省労働基準局 (2015)『平成 27 年労働基準監督年報 (第 68 回)』。

『産経ニュース』(2017)「女子中学生を宴会派遣、酒つがせる 会社役員逮捕 中高生 50 人働く」10 月 4 日。

<http://www.sankei.com/affairs/news/171004/afr1710040014-n1.html>

『北海道新聞 (どうしん) 電子版』(2017)「中学生コンパニオン 会社と役員の女に罰金の略式命令」10 月 26 日。

<https://www.hokkaido-np.co.jp/article/140971/>

★商業的性搾取

井川楊枝 (2016)『女子高生ビジネスの内幕』、宝島社。

いわゆる JK ビジネスにおける犯罪防止対策の在り方に関する有識者懇談会 (2016)「いわゆる JK ビジネスにおける犯罪防止対策の在り方に関する報告書」。

内海裕子 (2017)「いわゆる『JK ビジネス』の現状と対策」、『警察政策』19、200-223。

坂爪真吾 (2017)『見えない買春の現場—「JK ビジネスのリアル」』、KK ベストセラーズ。

鈴木大介 (2008)『家のない少女たち—10 代家出少女 18 人の壮絶な性と生』、宝島社。

鈴木大介 (2011)『家のない少年たち』、太田出版。

仁藤夢乃 (2013)『難民高校生—絶望社会を生き抜く「私たち」のリアル』、英治出版。

仁藤夢乃 (2014)『女子高生の裏社会—「関係性の貧困」に生きる少女たち』、光文社新書 711。

『毎日新聞』(2017)「警視庁 JK ビジネス実態調査 収入月 50 万円以上も」2 月 28 日。

<http://mainichi.jp/articles/20170228/k00/00e/040/143000c>

7. 就労最低年齢違反の労働

厚生労働省労働基準局（2015）『平成 27 年労働基準監督年報（第 68 回）』。

厚生労働省（2016b）「高校生に対するアルバイトに関する意識等調査」。

総務省統計局（2015）『平成 27 年度国勢調査』。

沖縄県那覇市でのヒアリング（2018 年 4 月 19 日）。

8. 子どもの就労

(1) 就労可能な年齢の子どもの就労

総務省統計局（2015）『平成 27 年度国勢調査』。

D-1 中学校卒業後の就労者

文部科学省（2016a）『平成 28 年度学校基本調査』。

D-2 高校生のアルバイト

インテリジェンス（2006）「高校生・大学生アルバイト実態調査 2006」。

インテリジェンス（2007）「高校生・大学生・フリーター 若者のマネー事情」。

インテリジェンス（2015）「若年層白書 2015 10～20 代の『生活&はたらく』を徹底解剖」。

大内裕和・今野晴貴（2015）『ブラックバイト』、堀之内出版。

厚生労働省（2016b）「高校生に対するアルバイトに関する意識等調査」。

小島俊樹（2011a）「拡大する貧困層世帯の高校生とアルバイトとの関連性」『人間文化研究』15 号、179-192。

小島俊樹（2011b）「高校生アルバイトにおける生活費補助・進学用貯金」『人間文化研究』16 号、187-200。

公益財団法人消費者教育支援センター・公益財団法人生命保険文化センター（2013）「高校生の消費生活と生活設計に関するアンケート調査報告書」。

総務省統計局（2015）『平成 27 年度国勢調査』。

日本青少年研究所（2013）「高校生の進路と職業意識に関する調査報告書：日本・米国・中国・韓国の比較」。

フリー株式会社 GIRLS' TREND 研究所（2014）「女子高生を対象とした『アルバイトに関する意識調査』」2 月 27 日 ニュースレター Vol. 14。

ベネッセ教育総合研究所（2013）「第 2 回 放課後の生活時間調査 報告書 2013」。

『毎日新聞』（2016）「高校生 バイト先コンビニと労働協約 未払い賃金返還実現」3 月 16 日。

<http://mainichi.jp/articles/20160316/k00/00e/040/233000c>

(2) 就労最低年齢未満の子どもの就労

E 中学生に認められている軽易な労働

金融広報中央委員会（2015）「子どものくらしとお金に関する調査」。

一般社団法人日本新聞協会（2016）「新聞販売所従業員数、販売所数の推移」。

<http://www.pressnet.or.jp/data/employment/employment04.php>

『リアルライブ』（2013）「小学生の子ども 2 人に新聞配達を強要した父親を逮捕」3 月 4 日。

<http://nnp.co.jp/article/detail/72992323/>

F 小学生以下の子どもによる労働

厚生労働省労働基準局（2015）『平成 27 年労働基準監督年報（第 68 回）』。

『朝日新聞デジタル』（2017）「『芸能活動優先』娘を通学させず 容疑の母親を書類送検」1 月 18 日。

<http://www.asahi.com/articles/ASK1L3SD5K1LPTIL005.html>

『文春オンライン』（2017）「WOWOW ドラマで天才子役が号泣した徹夜の“違法撮影”」3 月 1 日。

<http://bunshun.jp/articles/-/1567>

労働基準監督署からヒアリング（2018 年 4 月 19 日）。

G 家事・家業の手伝いなど

総務省（2016）『平成 28 年社会生活基本調査』。

日本生活協同組合連合会（2015）「調査結果ニュースリリース 小中学生のお手伝いに関する調査」10 月 6 日。

文部科学省・国立教育政策研究所（2013）「平成 25 年度全国学力・学習状況調査」。

ILO（2017）*Global Estimates of Child Labour: Results and Trends, 2012-2016*. Geneva, ILO.

『京都新聞』（2017）「高校生 20 人に 1 人、家族を介護 学校も知らず、支援課題」12 月 5 日。

<http://www.kyoto-np.co.jp/education/article/20171205000052>

『日本経済新聞』（2016）「介護に追われる若者たち 『ヤングケアラー』の孤独 家族と介護」3 月 15 日。

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO98436160V10C16A3CZ8000/>

『毎日新聞』（2018）「大阪・歯科大調査 高校生 5%、家族をケア 介護や家事」1 月 18 日。

<https://mainichi.jp/articles/20180118/k00/00e/040/245000c>

琉球大学の教員からヒアリング（2018 年 3 月 15 日）。

(4) 小中学生向けの仕事に関するサイト

金融広報中央委員会（2015）「知るぼると 第 34 回『おかねの作文』コンクール（小学生・中学生）特選・金融広報中央委員会会長賞『新聞配達を通して』」。

https://www.shiruporuto.jp/public/data/survey/concours_sakubun/2001/01saku005.html

9. 児童労働のリスクに配慮が必要な子どもたち

(1) 子どもの就学状況

厚生労働省（2016c）「保育所等関連状況取りまとめ（平成 28 年 9 月 2 日）」。

厚生労働省（2016d）「平成 27 年度認可外保育施設の現況取りまとめ（平成 29 年 3 月 31 日）」。

総務省統計局（2010）『平成 22 年度国勢調査』。

総務省統計局（2015）『平成 27 年度国勢調査』。

内閣府（2016b）「認定こども園に関する状況について（平成 28 年 4 月 1 日現在）」。

文部科学省（2016a）『平成 28 年度学校基本調査』。

(2) 就学・就労状況が把握されていない可能性がある子どもたち

R-1 居所不明の子ども

石川結貴（2015）『ルポ居所不明児童—消えた子どもたち』、ちくま新書 1120。

警察庁生活安全局生活安全企画課（2016g）「平成 27 年中における行方不明者の状況（H28.6）」。

厚生労働省（2014）『「居住実態が把握できない児童」に関する調査結果等の報告について」。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000065289.html>

厚生労働省（2016e）「平成 27 年度『居住実態が把握できない児童』に関する調査結果【概要】」。

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/02_4.pdf

文部科学省（2012a）「居所不明児童生徒に関する教育委員会の対応等の実態調査 結果概要」。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1332148.htm

文部科学省（2016a）『平成 28 年度学校基本調査』。

『毎日新聞』（2017）「所在不明児 11 都県 28 人 うち 11 人は昨年から 厚労省調査」6 月 29 日。

<https://mainichi.jp/articles/20170629/k00/00e/040/271000c>

R-2 無国籍の子ども

小島祥美（2012）「無国籍状態の子どもの就学問題—普遍的初等教育の達成に向けて日本社会に残された課題」『チャイルド・サイエンス：子ども学』8 号、66-69。

小島祥美（2016）『外国人の就学と不就学』、大阪大学出版会。

千葉県若人自立支援機構（2014）「児童養護施設の入所児童の国籍・在留資格問題解決の手引き（試案）」。

法務省入国管理局（2016b）「在留外国人統計」。

文部科学省（2016b）「無国籍の学齢児童生徒の就学状況に関する調査結果」。

千葉県内の児童養護施設からヒアリング（2017 年 1 月 25 日）。

東京都内の中学校夜間学級の元教諭からヒアリング（2017 年 1 月 23 日）。

R-3 外国籍の子ども

大谷千晴（2017）「自立困難と貧困の継承—カンボジア難民の子どもたちの事例から」、荒牧重人ほか（編）、『外国人の子どもの白書』、明石書店。

国際移住機関（IMO）（2015）「定住外国人の子どもの就学支援事業（虹の架け橋事業）成果報告書」。

小島祥美（2016）『外国人の就学と不就学』、大阪大学出版会。

法務省入国管理局（2016b）「在留外国人統計」。

文部科学省（2005）「外国人学校の現状について」、中央教育審議会 初等中等教育分科会（第 40 回）議事録・配付資料 [資料 3-4]。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/06070415/005.htm

文部科学省（2010）「外国人の子どもの就学状況等に関する調査の結果について（概要）」。

文部科学省（2016a）『平成 28 年度学校基本調査』。

文部科学省（2016c）「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査（平成 28 年度）の結果について」。

フォーラム（2017）「外国につながる子どもたちが希望をもてる社会をめざして」7 月 9 日。

R-4 就学免除・就学猶予の子ども

文部科学省（2016a）『平成 28 年度学校基本調査』。

R-5 高校中途退学者

内閣府（2011）「若者の意識に関する調査（高等学校中途退学者の意識に関する調査）報告書（解説版）」。

宮本みち子（2015）「若年無業者と地域若者サポートステーション事業」『季刊・社会保障研究』Vol.51、No. 1、18-28。

文部科学省（2017a）「平成 27 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」。
若者自立支援中央センター（2017）「平成 28 年度地域若者サポートステーション利用者満足度調査報告書」。

沖縄県内の若者の就労を支援している団体からヒアリング（2018 年 3 月 14 日）。

(3) 在学しているが就労状況が把握されていない可能性がある子どもたち

R-6 長期欠席・不登校の子ども

文部科学省（2014a）「不登校に関する実態調査 平成 18 年度不登校生徒に関する追跡調査報告書」、不登校生徒に関する追跡調査研究会。

文部科学省（2017a）「平成 27 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」。

文部科学省（2017b）「小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設に関する調査」。

東京シュレー説明会（2017 年 9 月 14 日）。

R-7 非行傾向の子ども

公立大学法人会津大学（2016）「非行児童の支援に関する研究」。

足利市立中学校生徒の就労に係る死亡事故に関する第三者調査委員会（2014）「足利市立中学校生徒の就労に係る死亡事故に関する調査報告書」。

警察庁生活安全局少年課（2016f）「少年非行情勢（平成 27 年 1～12 月）」。

文部科学省（2017a）「平成 27 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」。

R-8 中学校夜間学級の生徒

東京都夜間中学校研究会（2011）「東京都夜間中学校研究会 50 周年記念誌」。

文部科学省（2014b）「中学校夜間学級等に関する実態調査について」。

東京都内の中学校夜間学級からヒアリング（2016 年 6 月 21 日）。

R-9 定時制・通信制高校の生徒

財団法人神奈川県高等学校教育会館教育研究所（2006）「定時制高校生の学校生活と仕事に関するアンケート調査」『ねぞす』38 号。

日本高等学校教職員組合定通部（2010）「定時制・通信制生徒の意識と生活実態調査のまとめ」。

平塚延幸（2009）「厳しい労働市場に追いやられる高校生アルバイト調査に見る高校生の生活と労働」、子どもの貧困白書編集委員会（編）、『子どもの貧困白書』、明石書店。

文部科学省（2016a）『平成 28 年度学校基本調査』。

大阪府下の定時制高校からヒアリング（2017 年 6 月 6～7 日）。

(4) 特別な配慮が必要な子どもたち

R-10 児童養護施設の子ども

厚生労働省（2011）「社会的擁護の施設等について」。

https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/01.html

厚生労働省（2016f）「平成 28 年度社会福祉施設等調査」。

坂爪真吾（2017）『見えない買春の現場―「JK ビジネスのリアル」』、KK ベストセラーズ。

鈴木大介（2008）『家のない少女たち―10 代家出少女 18 人の壮絶な性と生』、宝島社。

鈴木大介（2011）『家のない少年たち』、太田出版。

全国児童養護施設協議会（2015）「もっと、もっと知ってほしい 児童養護施設」。

東京都福祉保健局（2011）「東京都における児童養護施設等退所者へのアンケート調査報告書」。

R-11 自立援助ホームの子ども

厚生労働省（2011）社会的養護の施設等について 4 児童自立支援施設の概要

https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/01.html

全国自立援助ホーム協議会（2016）「2015 年度全国自立援助ホーム実態調査報告書」。

関東圏の自立援助ホームからヒアリング（2017 年 4 月 26 日）。

シンポジウム（2017）「飛び立つために羽を休めて XI～子どもが語る”シェルターと私 2”」5 月 28 日。

R-12 障がいをもつ子ども

公立大学法人会津大学（2016）「非行児童の支援に関する研究」。

鈴木大介（2008）『家のない少女たち―10 代家出少女 18 人の壮絶な性と生』、宝島社。

内閣府（2016c）『平成 28 年版障害者白書』。

文部科学省（2012b）「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」。

文部科学省（2017c）「特別支援教育について」。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/002.htm

10. 児童労働につながる要因

厚生労働省（2016a）「国民生活基礎調査の概況」。

内閣府（2016d）『平成 28 年版子ども・若者白書』。

謝辞

本調査実施には、久能祐子様よりエイボン女性年度賞 2016 の副賞ならびに Sachiko Kuno Foundation からのご寄付をいただきました。また、平成 28 年度大竹財団助成金を活用させていただきました。厚く御礼申し上げます。

本調査実施にあたり、ご助言をいただきました次の方々にも御礼申し上げます。

喜多 明人 様	早稲田大学文学学術院文化構想学部 教授
後藤 弘子 様	千葉大学大学院社会科学研究院 教授
坂本 新 様	(特非) 人身取引被害者サポートセンター ライトハウス
瀬川 愛葵 様	(特非) 人身取引被害者サポートセンター ライトハウス
堀内 光子 様	公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム 理事長

※ご所属先は 2016 年 12 月当時のものです。



日本にも存在する児童労働
～その形態と事例～

2019 年 12 月

発行：特定非営利活動法人 ACE

〒110-0015 東京都台東区東上野 1-6-4 あつきビル 3F

TEL : 03-3835-7555

FAX : 03-3835-7601

Email : childjpn@acejapan.org

URL : www.acejapan.org



特定非営利活動法人 A C E (エース)

〒110-0015

東京都台東区東上野 1-6-4 あつきビル 3F

TEL : 03-3835-7555 FAX : 03-3835-7601

URL : www.acejapan.org